

草津市地域防災計画

風水害等対策編

令和8年3月
草津市防災会議

目 次

風水害等対策編

第1部 総則	1
第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の基本方針	1
第3節 計画の構成および内容	2
第4節 計画の修正	2
第5節 他の法令に基づく計画との関係	3
第6節 計画の習熟	3
第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	4
第1節 実施責任	4
第2節 処理すべき事務または業務の大綱	5
第3章 用語	12
第2部 市の概況と防災対策の推進方向	13
第1章 草津市の自然的条件	13
第1節 位置および面積	13
第2節 地勢	13
第3節 地質	14
第4節 気象	15
第2章 草津市の社会的条件	16
第1節 人口	16
第2節 土地	16
第3節 建築物	16
第4節 産業	17
第5節 道路・交通量	18
第6節 危険物施設	18
第7節 消防水利施設と消防団の現状	19
第3章 災害履歴の検討	20
第1節 水害・土砂災害	20
第2節 既往災害履歴からみた災害の特徴	20
第4章 土地利用の変遷の検討	21
第1節 土地利用の変遷	21
第2節 危険区域の拡大・集積特性	23
第5章 想定される風水害	25
第1節 風水害に対する基本的考え方	25
第2節 風水害の想定	25

第6章 防災対策の推進方向	27
第1節 防災まちづくりの視点.....	27
第2節 防災まちづくりの展開.....	28
第3部 災害予防計画	31
第1章 防災知識普及計画	31
第1節 防災知識普及計画.....	31
第2節 防災訓練計画.....	32
第3節 防災調査計画.....	32
第2章 気象等観測業務計画	34
第3章 通信放送施設災害予防計画	36
第4章 水害予防計画	40
第1節 河川対策.....	40
第2節 農業用ため池対策.....	41
第3節 農業用河川工作物対策.....	41
第4節 浸水防止対策.....	41
第5節 農林水産関係災害対策.....	42
第5章 土砂災害予防計画	44
第1節 砂防・治山対策.....	44
第2節 宅地防災対策.....	45
第3節 危険な盛土等への対策.....	45
第4節 火災予防対策.....	45
第6章 風害予防計画	46
第7章 防災救助施設等整備計画	47
第1節 水防施設整備計画.....	47
第2節 消防施設整備計画.....	48
第3節 救助施設等整備計画.....	49
第8章 危険物施設等災害予防計画	50
第1節 危険物施設等災害予防計画.....	50
第2節 高圧ガス施設災害予防計画.....	50
第3節 毒物・劇物施設災害予防計画.....	52
第9章 電力・ガス施設災害予防計画	53
第1節 電力施設災害予防計画.....	53
第2節 都市ガス施設災害予防計画.....	53
第3節 L P ガス供給設備等災害予防計画.....	53
第10章 上下水道施設災害予防計画	54
第1節 上水道施設災害予防計画.....	54
第2節 下水道施設災害予防計画.....	55
第11章 自主防災組織整備計画	56
第12章 避難行動要支援者(災害時要援護者)安全確保計画	59

第13章	災害ボランティアへの支援	64
第14章	文化財災害予防計画	64
第15章	帰宅困難者対策	65
第16章	物資の確保と緊急輸送体制の整備	65
第17章	災害復旧・復興への備えの強化	66
第18章	複合災害対策	66
第4部	災害応急対策計画	67
第1章	防災組織整備計画	67
第1節	組織計画	67
第2節	動員計画	70
第3節	水防計画	71
第2章	気象予警報伝達計画	77
第3章	災害情報通信・伝達計画	81
第1節	災害情報通信計画	81
第2節	災害広報計画	85
第3節	安否情報の提供	87
第4章	防御計画	89
第1節	消防計画	89
第5章	災害救助保護計画	93
第1節	災害救助法の適用計画	93
第2節	避難救出計画	96
第3節	医療救護計画	112
第4節	食糧供給計画	118
第5節	給水計画	121
第6節	生活必需品等供給計画	122
第7節	住宅応急対策計画	124
第8節	文教対策計画	127
第9節	行方不明者・死者等の捜索および埋（火）葬計画	129
第10節	義援金品募集配分計画	131
第6章	交通計画	134
第1節	道路交通対策計画	134
第2節	輸送計画	138
第7章	防疫および保健衛生計画	141
第8章	災害廃棄物処理計画	144
第9章	危険物施設応急対策計画	148
第1節	危険物施設応急対策計画	148
第2節	高圧ガス施設応急対策計画	149
第3節	毒物・劇物施設応急対策計画	150
第4節	危険な動物等飼養施設応急対策計画	150

第 10 章	通信施設応急対策計画	152
第 11 章	電力・ガス施設応急対策計画	153
第 1 節	電力施設応急対策計画.....	153
第 2 節	都市ガス施設応急対策計画.....	153
第 3 節	L P ガス設備応急対策計画.....	153
第 12 章	上水道施設応急対策計画	155
第 13 章	下水道施設応急対策計画	158
第 14 章	農林水産関係応急対策計画	159
第 15 章	要員確保計画	161
第 16 章	自衛隊災害派遣要請計画	162
第 17 章	応援要請計画	165
第 18 章	ボランティア対策計画	168
第 19 章	避難行動要支援者(災害時要援護者)対策計画	172
第 20 章	帰宅困難者対策	174
第 21 章	災害警備計画	174
第 22 章	雪害応急対策計画	175
第 5 部	災害復旧計画	176
第 1 章	公共施設の災害復旧計画	176
第 2 章	災害復旧事業に伴う財政援助および助成計画	180
第 3 章	災害復旧資金計画	185
第 4 章	災害復旧事業に必要な金融およびその他資金計画	187
第 5 章	被災者への支援計画	189

第 1 部 総則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的

草津市地域防災計画（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、草津市防災会議が作成する計画であって、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、草津市の地域における風水害に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することにより、草津市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の基本方針

この防災計画は、市域の防災に関し、市、国、県、地方公共団体およびその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧およびその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の推進を図るものである。

1 防災事業の推進

治山治水をはじめとする防災事業は、災害対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。

2 自主防災体制の確立

災害を未然に防止し、災害に対処するため市、国、県は地域内の公共的団体、事業所等の防災に関する組織および住民の自治の精神に基づく、自発的な防災組織の充実を図り高齢者、障害者等の避難行動要支援者（災害時要援護者）や女性の参画を含め、地域の有するすべての機能が十分発揮されるよう努める。

特に減災のための備えをより一層充実する必要がある、市民による運動を展開する。

この際、男女双方の視点に加え、多様な性的指向・ジェンダーアイデンティティに配慮した防災を進めるため、防災現場における多様な人々の参画拡大に留意する。

3 防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

4 防災業務施設、設備および物資の整備、備蓄

防災関係機関は、災害が発生し、または発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備、物資の整備、備蓄等を図る。

5 関係法令の遵守

国および地方公共団体はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法およびその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に

関し万全の措置を講じるものとする。

6 SDGs の観点を踏まえた施策の推進

本計画に基づく施策推進にあたっては、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって 2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。

第 3 節 計画の構成および内容

防災計画は、風水害等対策編、震災対策編、大規模事故災害対策編、原子力災害対策編および資料編で構成する。

草津市地域防災計画	風水害等対策編	第1部 総則
		第2部 市の概況と防災対策の推進方向
		第3部 災害予防計画
		第4部 災害応急対策計画
		第5部 災害復旧計画
	震災対策編	第1部 総則
		第2部 市の概況と防災対策の推進方向
		第3部 災害予防計画
		第4部 災害応急対策計画
		第5部 災害復旧計画
	大規模事故災害対策編	第1部 総則
		第2部 共通する応急対策
		第3部 個別大規模事故災害対策
	原子力災害対策編	第1部 原子力発電所の事故
		第2部 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故
	資料編	風水害等対策編関連資料
		震災対策編関連資料
		大規模事故災害対策編関連資料

また、この防災計画は、災害予防計画、災害応急対策計画および災害復旧計画について、それぞれ定めたものであり、その趣旨は次のとおりである。

- 1 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために行う事務、または業務についての計画で、防災施設の新設または改良、防災計画、防災知識の普及等に関する事項について定めるものとする。
- 2 災害応急対策計画は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、気象予警報の伝達、災害情報の収集、避難、水防、救助、衛生等の事項について定めるものとする。
- 3 災害復旧計画は、災害の発生後被災した住民生活および諸施設を復旧し、将来の災害に備えるための計画とする。

第 4 節 計画の修正

この防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって各機関は、関係のある事項について、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

この防災計画は、市の地域における災害対策に関する総合的かつ基本となる計画であり、国の防災基本計画、防災業務計画、滋賀県地域防災計画と整合を図らなければならないとされている。本計画は、滋賀県地域防災計画と整合を図り、策定に当たっては滋賀県知事に報告する。また、国民保護計画等、市で公表している他の計画との整合を図る。

第6節 計画の習熟

この防災計画は本市における災害対策の基本となる計画であり、草津市防災会議を中心として、各機関は、平素から研究、訓練、その他の方法により、この地域防災計画の習熟に努めなければならない。

第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

草津市は、市の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として県の支援ならびに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体および地域住民の協力を得て防災活動を実施する。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に該当する事務所を有する事業者から提案があり、その必要があると認められるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

2 県

滋賀県は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が市町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理が必要である場合や、市町間の連絡調整を必要とする場合等に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町および指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県および市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

4 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県および市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 市民

市民は、自らの生命、身体および財産を災害から守るという災害の基本原則に立って、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるとともに、防災訓練その他の災害予防にかかる諸活動を推進し、災害時における被害情報の市への報告、被害調査に対する協力、応急対策の実施に努める。

また、市内の一定の地区内の住民は、必要に応じて、当該地区における自発的に防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

7 事業所

市内の事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、業務の継続に努める。

また、市内に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第2節 処理すべき事務または業務の大綱

1 草津市

- (1) 草津市防災会議に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 公共的団体および住民の自主防災組織の育成指導
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災のための知識の普及、教育および訓練
- (6) 防災に必要な資機材等の備蓄、整備
- (7) 水防、消防その他の応急措置
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難の指示および避難者の誘導ならびに避難所の開設
- (11) 災害時における保健衛生についての措置
- (12) 被災児童、生徒等の応急教育
- (13) 災害復旧の実施
- (14) 災害時におけるボランティアの受入れ対策

2 湖南広域消防局（西消防署・南消防署）

- (1) 防災訓練の実施および防災知識の普及、防災教育
- (2) 災害発生初期における市の初動連絡体制および情報収集・伝達活動
- (3) 災害時における消防活動
- (4) 被災者の救出、救護等の活動
- (5) 危険物施設等の災害予防

(6) 避難の誘導

3 滋賀県

- (1) 滋賀県防災会議に関する業務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災のための知識の普及、教育および訓練
- (6) 防災に必要な資機材の備蓄および整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査
- (8) 水防その他の応急措置
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難の指示ならびに避難所開設の指示
- (11) 災害時における交通規制および輸送の確保
- (12) 災害時における保健衛生についての措置
- (13) 被災児童、生徒等の応急教育
- (14) 災害復旧の実施
- (15) 自衛隊の災害派遣要請
- (16) 災害時におけるボランティア活動の支援

4 草津警察署

- (1) 警備体制の整備
- (2) 情報収集、伝達および被害状況の迅速確実な把握
- (3) 避難誘導、被災者の救出、その他二次災害の防止
- (4) 緊急交通路の確保
- (5) 行方不明者の調査、遺体の検視
- (6) 社会秩序の維持

5 指定地方行政機関

- (1) 近畿管区警察局
 - ア 管区内各府県警察の指導・調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 関係機関との協力
 - エ 情報の収集および連絡
 - オ 警察通信の運用
 - カ 警察災害派遣隊の運用
- (2) 近畿財務局（大津財務事務所）
 - ア 公共土木等被災施設の査定の立会
 - イ 地方公共団体に対する災害融資
 - ウ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
 - エ 国有財産の無償貸付等
- (3) 近畿厚生局

- ア 救援等に係る情報の収集および提供
- (4) 近畿農政局（滋賀県拠点）
 - ア 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導ならびに助成
 - イ 農業関係被害情報の収集報告
 - ウ 農作物、家畜等の防災管理指導および病虫害の防除指導
 - エ 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋、指導
 - オ 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
 - カ 米穀、野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の安定供給対策
 - キ 災害時における主要食料の供給についての連絡調整
- (5) 近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）
 - ア 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備
 - イ 国有保安林、保安施設等の保全
 - ウ 森林火災対策
 - エ 災害応急対策用材（国有林材）の供給
 - オ 国有林野における災害復旧
- (6) 近畿経済産業局
 - ア 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援
 - イ 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達
 - ウ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
 - エ 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
- (7) 中部近畿産業保安監督部近畿支部
 - ア 電気工作物（原子力発電用を除く）の保安の確保
 - イ ガスおよび火薬類施設等の保安の確保
 - ウ 鉱山における危害の防止、施設の保全および鉱害防止についての保安の確保
- (8) 近畿運輸局（滋賀運輸支局）
 - ア 所管事業者が所有する交通施設および設備の整備についての指導
 - イ 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達
 - ウ 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
 - エ 災害時における貨物輸送確保にかかる、貨物運送事業者に対する協力要請
 - オ 特に必要があると認める場合の輸送命令
 - カ 災害時における交通機関利用者への情報の提供
- (9) 大阪航空局（大阪空港事務所）
 - ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置
- (10) 大阪海上保安監部
 - ア 災害時における船舶等による救助物資および避難者の輸送への協力
 - イ 被害情報の収集
 - ウ 被災者の捜索救助活動
- (11) 大阪管区气象台（彦根地方气象台）

- ア 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収集および発表を行う
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発表した断層運動による地震動に限る）および水象の予報および警報等の防災情報の発表、伝達および解説を行う
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に努める
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
- (12) 近畿総合通信局
- ア 電波および有線電気通信の監理
 - イ 非常通信訓練の計画およびその実施指導
 - ウ 非常通信協議会の育成、指導
 - エ 防災および災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
 - オ 非常時における非常通信の確保
 - カ 災害対策用移動通信機器等の貸出し
 - キ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
- (13) 滋賀労働局
- ア 工場、事業場（鉱山関係は除く）における労働災害防止のための指導
 - イ 被災者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導
 - ウ 被災者の労災保険給付に関する対応
 - エ 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進
- (14) 近畿地方整備局（琵琶湖河川事務所・滋賀国道事務所・舞鶴港湾事務所）
- ア 直轄公共施設の整備と防災管理に関すること。
 - イ 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること。
 - ウ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
 - エ 直轄河川の洪水予警報および水防警報の発表および伝達に関すること。
 - オ 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保に関すること。
 - カ 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること。
 - キ 直轄公共土木施設の復旧に関すること。
 - ク 港湾施設の整備と防災管理の指導
 - ケ 港湾および海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
 - コ 海上の流出油等に対する防除措置の指導
 - サ 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
 - シ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく緊急調査に関すること。
 - ス 公共土木被災施設災害の査定
- (15) 近畿地方環境事務所
- ア 災害廃棄物等の処理対策に関すること
 - イ 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援
 - ウ 危険動物逸走および家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援
- (16) 国土地理院近畿地方測量部

- ア 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握および提供に関すること
 - イ 地殻変動等の把握のための測量等の実施および測量結果の提供に関すること
 - ウ 防災地理情報の整備に関すること
- 6 陸上自衛隊（陸上自衛隊今津駐屯部隊）
 - (1) 災害派遣計画の作成
 - (2) 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- 7 指定公共機関
 - (1) 西日本旅客鉄道(株)（京滋支社）、東海旅客鉄道(株)（東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部、関西支社）
 - ア 鉄道施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における鉄道車輛等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - ウ 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力
 - エ 被災鉄道施設の復旧
 - (2) NTT 西日本(株)（滋賀支店）（以下「NTT 西日本」という）、
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、
(株)NTT ドコモ、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
 - ア 電気通信施設の整備と防災管理
 - イ 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達
 - ウ 被災施設の復旧
 - (3) 日本銀行（京都支店）
 - ア 災害時における現地金融機関に対する緊急措置
 - (4) 日本赤十字社（滋賀県支部）
 - ア 医療救護
 - イ こころのケア
 - ウ 救援物資の備蓄および配分
 - エ 義援金品の受領、配分および募金に関すること。
 - オ 血液製剤の供給
 - カ その他応急対応に必要な業務
 - キ ア～カの救護業務に関連し、次の業務を実施する。
 - ① 復旧・復興に関する業務
 - ② 防災・減災に関する業務
 - (5) 日本放送協会（大津放送局）
 - ア 放送施設の保全
 - イ 住民に対する防災知識の普及
 - ウ 気象等予警報、被害状況等の報道
 - エ 避難所への受信機の設置・貸与などの対策
 - オ 被災放送施設の復旧
 - カ 社会事業団等による義援金品等の募集配分

- (6) 西日本高速道路㈱（関西支社）
 - ア 名神高速道路等の整備と防災管理
 - イ 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保
 - ウ 被災道路施設の復旧
 - (7) 独立行政法人水資源機構（琵琶湖開発総合管理所）
 - ア 琵琶湖開発事業施設の操作と防災管理
 - イ 被災施設の復旧
 - (8) 独立行政法人国立病院機構（近畿ブロック事務所）
 - ア 国立病院、国立療養所の避難施設等の整備と防災訓練の指導
 - イ 災害時における国立病院、国立療養所が実施する医療、助産等救護活動の指示、調整
 - (9) 日本通運㈱（大津支店）
 - ア 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - (10) 関西電力㈱、関西電力送配電㈱
 - ア 電力施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災電力施設の復旧
 - (11) 大阪ガスネットワーク㈱（京滋導管部）
 - ア ガス施設の整備と防災管理
 - イ 災害時におけるガス供給の確保
 - ウ 被災施設の復旧
 - (12) 日本郵便(株)（草津郵便局）
 - ア 郵便物の送達の確保
 - イ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除
 - ウ 郵便局の窓口業務の維持
- 8 指定地方公共機関
- (1) 近江鉄道㈱・京阪電気鉄道㈱（大津営業部営業課）・信楽高原鐵道㈱
 - ア 鉄道施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における鉄道車輛、自動車等による救助物資および避難者等の緊急輸送の協力
 - ウ 被災鉄道施設の復旧
 - (2) (一社)滋賀県バス協会・琵琶湖汽船㈱・(一社)滋賀県トラック協会
 - 災害時における自動車、船舶等による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力
 - (3) (一社)滋賀県医師会（草津栗東医師会）
 - ア 災害時における医療救護の実施
 - イ 災害時における防疫の協力
 - (4) (公社)滋賀県看護協会、(一社)滋賀県薬剤師会
 - ア 災害時における医療救護の実施

- イ 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力
- ウ 災害時における医薬品等の供給
- (5) (福)滋賀県社会福祉協議会(草津市社会福祉協議会)
 - ア 災害ボランティア活動の支援
- (6) (株)京都放送・びわ湖放送(株)
 - ア 放送施設の保全
 - イ 住民に対する防災知識の普及
 - ウ 気象予警報、被害状況等の報道
 - エ 被災放送施設の復旧
 - オ 社会事業団等による義援金品の募集配分
- (7) 滋賀県土地改良事業団体連合会(草津用水土地改良区)
 - ア ため池および農業用施設の整備と防災管理
 - イ 農地および農業用施設の被害調査と復旧
- (8) (一社)滋賀県エルピーガス協会(草津支部)
 - ア 災害時における施設の整備、防災管理
 - イ 災害時におけるガス供給の確保
- 9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者
 - (1) 草津市農業協同組合、漁業協同組合
 - ア 共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施
 - イ 農林水産関係の県、市町の実施する被害調査、応急対策に対する協力
 - ウ 被災農林漁業者に対する融資および斡旋
 - エ 被災農林漁業者に対する生産資材の確保斡旋
 - (2) 草津商工会議所
 - ア 災害時における物価安定についての協力
 - イ 災害救助用および復旧用物資の確保についての協力
 - (3) 高圧ガス危険物等関係施設の管理者
 - 災害時における危険物等の保安措置およびガス等燃料の供給
 - (4) 新聞社等報道関係機関
 - ア 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 社会事業団等による義援金品の募集配分
 - (5) (株)えふえむ草津
 - ア 防災に関する知識の普及の協力
 - イ 災害時における広報
 - ウ 災害情報および各種指示等の伝達
 - (6) (一社)滋賀県歯科医師会(草津栗東守山野洲歯科医師会)
 - ア 災害時における医療救護の実施
 - イ 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力

第3章 用語

次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 計 画 草津市地域防災計画をいう。
- (2) 県 計 画 滋賀県地域防災計画をいう。
- (3) 市 本 部 草津市災害対策本部をいう。
- (4) 県 本 部 滋賀県災害対策本部をいう。
- (5) 県地方本部 滋賀県災害対策本部の地方本部をいう。
- (6) 本 部 長 草津市災害対策本部長をいう。
- (7) 県 本 部 長 滋賀県災害対策本部長をいう。
- (8) 旧草津川 草津川改修前の旧水路
- (9) 草津川(放水路) 草津川改修後の新水路

第2部 市の概況と防災対策の推進方向

第1章 草津市の自然的条件

第1節 位置および面積

草津市は、滋賀県の南東部いわゆる湖南地域にあり、北は守山市、東は栗東市、南は大津市、そして市の西側は日本最大の湖である琵琶湖に接している。

東西約 10.9km、南北約 13.2km、面積は 67.82km²である。

草津市を中心とした 50 km圏内には奈良、京都、大津、彦根を含み、100 km圏内には西は大阪、神戸、東は名古屋、岐阜という近畿圏、中部圏の大都市を包括する。

方位	地名	経度・緯度	距離	隣接地名
極東	山寺町	東 経 135 度 59 分 58 秒	10.9 km	栗 東 市
極西	琵琶湖	東 経 135 度 53 分 16 秒		琵琶湖(大津市)
極南	笠山 7 丁目	北 緯 34 度 58 分 18 秒	13.2 km	大 津 市
極北	琵琶湖	北 緯 35 度 05 分 17 秒		琵琶湖(守山市)

第2節 地勢

草津市の地形は、山地、丘陵地、段丘、沖積低地に区分される。市域南部は、田上・信楽山地に連なる標高 237.3m のイオロ山、標高 232.9m の青地山、標高 221.3m の牟礼山を最高峰とする低起伏山地とそれに連なる丘陵地が広がっている。

本丘陵は信楽山麓と呼ばれ、標高 110～170m の低頂丘をなしている。北斜面は穏やかに北方の琵琶湖側へ傾斜し、末端には 2～3 段の段丘を載せている。

市の面積の大半を占める沖積低地は湖南低地と呼ばれ、さらに谷底平野、扇状地、自然堤防、三角州、後背低地等に区分される。

沖積低地を流れる河川のうち、草津川、狼川、北川等のように山地や丘陵地から流出するものは天井川を形成しており、本市の地形的特徴のひとつになっている。沖積低地を流下する主要河川（葉山川、草津川、狼川、北川）のほとんどが天井川を形成しているが、なかでも草津川は、河口より上流 1.0km からは著しい天井川となっていたが、昭和 46 年度からの放水路による平地河川化が進められ、平成 14 年 7 月に通水し、草津川の下流部 7.4km は廃川（旧草津川）となった。

旧草津川は、大津市の桐生付近の山地から、途中、美濃郷川、金勝川と合流し、琵琶湖に続く延長 13.17km の河川跡地で、国道 1 号や JR 線もこの下を通っている。

このように、市域の主要河川のほとんどが天井川となり、中流や下流において他の河川と合流することがないことや、沖積低地を流下する小河川が格子状水系であり傾斜勾配が小さく排水能力が低いことから、梅雨期や台風時には田畑や道路が冠水し、住宅の一部が浸水する等の内水氾濫が出現する。

市域の天井川では年間を通して流水の見られる日は少なく、降水後数日にして水は枯れ、地下を流れる伏水となる。このため、天井川に沿って多くの溜池が築造され、農耕

用のかんがい用水として貯水されてきた。

しかし、昭和 46 年度草津市用水土地改良事業の完成とともに溜池もその機能を失い、つぎつぎと埋め立てられて宅地、学校用地、運動公園等多目的に利用されている。

資料編 X-1：草津市の地形

第3節 地質

本市域の地質は、地形と対応し区分される。市南部の五百呂山、青地山、牟礼山等の山地は、中古生層の砂岩、粘板岩、チャートおよびこれらの岩石が熱変成作用を受けてできたホルンフェンス等の岩石から構成されており、風化作用に対する抵抗力が強いことから特徴的な円錐形の山地を形成している。草津川(放水路)の上流には田上、信楽山地があり、中世代白亜期の花崗岩類から成り立っている。

一方、丘陵地は、粘土、砂、礫層よりなる古琵琶湖層群によって構成されており、北西の方向に穏やかに傾斜しながら、その末端に2～3段の段丘を載せ沖積低地の下に潜り込んでいる。

市域の古琵琶湖層群の厚さは、約100m余りで、粘土、シルト、砂、礫から構成され、5枚以上の火山灰を含んでいる。また、本層群は基盤岩類と不整合で接し、丘陵地における走向は、北東で緩く北西に傾斜している。

古琵琶湖層群の末端には標高105～115mの範囲を中心として、段丘堆積物が分布しており、現在は果樹園、畑地、住宅地になっている。

琵琶湖の周辺には、ほぼ全域にわたって3～7段の段丘が発達している。この段丘形式のプロセスやメカニズムについては未解明の部分もあり、おおむね赤色土化作用の有無によって旧期段丘層と新期段丘層に2大別されている。

構成物質は主に礫、砂、粘土である。

ボーリング資料によれば、沖積低地の地下、深さ15～10m付近に顕著な礫層が分布している。この礫層は氾濫源性の堆積物と考えられ、新浜地区の地下16.7m付近の礫層中の木片によると、放射性炭素年代測定法で33,600±年BP（BPは測定値の基準年(1950年)、Before Physicsの略）という年代が得られている。

以上のことから地下15～16m付近に存在する礫層は、新期段丘層に相当すると考えられ、段丘の末端は沖積低地の地下に潜り込んでいることがわかる。

また、ボーリング資料からこの礫層は、湖岸から約2.5km内陸に木川町付近で地下2.5mと浅いところで礫層上限に到達しているが、湖岸に近づくほど深くなり、北山田町付近では地下16mでもこの礫層に到達していないことが判明している。

沖積低地は、過去1万年以降に堆積した扇状地性および三角州性の堆積物からなりたっており、沖積層とよばれる。市域の75%の面積を占める沖積低地の地下構造をボーリング資料から推定すると、その地層は丘陵地と同様に、礫、砂、シルト、粘土、腐植土層が互層をなしており、過去における湖底堆積物で構成されていることがわかる。

また、沖積層の層厚は湖岸近くでは地下15～20m、内陸部になるほど厚さを減じてい

る。沖積層の深さ 5～10m のところに腐植土層が幾層にもレンズ状に挟まれており、この腐植土層は俗に「スクモ」とよばれている。

資料編 X-1：草津市の地形

資料編 X-2：草津市の地盤種別図

第4節 気象

草津市の気候は、年平均気温 14℃～16℃と県下では比較的暖かい。風は年間を通して、比較的穏やかで安定しており、その方向も夏は北から、冬は西から流れる。

降水量は、最も多い梅雨期で 200mm 余り、冬季の最も少ない時期と 180mm 近くの開きがある。年総降雨量は平均約 1,600mm で、滋賀県内でも降水日数が少ない地域である。

また、降雪日数は、1～2 月に集中しており、年間を通して平均 10 日前後しかなく、50 cm 以上の降雪日はない。

資料編 X-3：草津市の気象状況

第2章 草津市の社会的条件

第1節 人口

人口は、都市を構成する最も基本的な条件であり、都市として備えねばならない都市基盤施設をはかるうえで指標となるものである。

令和2年10月1日現在の国勢調査によると、市域の人口は143,913人、世帯数66,944世帯、一世帯当りの人員約2.15人/世帯となっている。

国勢調査により人口の推移をみると、昭和35年頃より我が国の高度経済成長を背景とし、急激な人口増加をみており、滋賀県湖南地域の中核都市として、あるいは京阪神のベッドタウンとしての位置づけを強めているといえる。昭和60年代に入り、人口増加はやや鈍化したものの、平成6年の大学の立地等によりふたたび高い伸びを示している。

また、一世帯当りの人員は、昭和35年頃まで横ばいであったが、以後急速に減少の傾向にあり、我が国の他都市と同様、核家族化および単身世帯の増加が進んでいる。

地区別の人口分布は、JR草津駅を中心とする地区の人口集積が著しく人口集中区域（以下DID地区とする）となっている。

このDID地区は、草津駅周辺地区の超高層化や共同住宅の増加、平成2年以降に始まった市南部の南草津駅周辺を中心としたDID地区面積増加に伴い、人口、面積ともに増加し人口密度も平成7年以降増加し続けている。

資料編 X-4：草津市の人口推移

資料編 X-5：草津市人口分布

第2節 土地

市域の土地利用を概観すると、湖岸の農業地域からJR東海道本線に向けて徐々に都市的土地利用が高まり、JR草津駅周辺で最も高密度な市街地となる。

さらに東南の方向、JR東海道新幹線付近にかけて密度を下げながら市街地が続いたのち、名神高速道路付近に至るまで工業系の土地利用が特化し、やがて市域南東端の山林地域となる。

このように、市域は北西から南東方向にかけて、主要動線に分断されたような形で層状の土地利用構造を呈するといえる。

つぎに地目別有租地面積により、土地利用の推移をみると、宅地の増加とともに農地の減少傾向がうかがえ、都市的土地利用への転換が顕著である。

第3節 建築物

市統計書によると、市域の家屋の状況は平成27年1月1日現在、総棟数49,255棟、うち、木造建物33,818棟であり、人口の増加に伴い増加の傾向にある。平成2年以降増加率はほぼ横ばいで推移していたが平成7年以降再び増加に転じている。

非木造建物の数は年々増加し、総棟数に占める割合は昭和55年約20%弱であったものが、平成22年約31.6%となっている。非木造建物の増加要因は、主に共同住宅によ

るものであり、高層化への動きや不燃化建物への移行等を反映している。

ただし依然として住宅系建物の約4分の1強が耐震診断や耐震補強が必要な昭和56年以前に建設された建物であり、耐震化率95%目指した減災対応が推進されている。

地区別建物の分布はほぼ人口密度と同様な状況を呈し、JR草津駅を中心とする地区に極めて高い集積がみられ、外縁部にいくにしたがい、その集積度は急減する。

市南部の丘陵部は、新興住宅地、工業団地等での建物の集積がみられる。木造建物の分布は、草津町、川原、上笠、新浜町、若草等において木造率が80%を超えている。この木造建物のうち、昭和35年以前に建てられたいわゆる老朽建物は、旧街道沿いの歴史的景観遺存地区である中心市街地や郊外の農村集落部にみられ、特に草津、大路には老朽率（木造建物に対する老朽建物の割合）が60%を越える地区が存在する。

なお、この歴史的景観遺存地区は、火災延焼危険地帯であると共に狹隘地区でもあり、歴史的景観の維持と地区の活性化、災害防除との共存、防災対策との連携が課題となる地区でもある。

資料編 X-6：草津市の建築物の状況

資料編 X-7：建物棟数

資料編 X-8：木造建物割合

資料編 X-9：非木造建物割合

第4節 産業

1 農業

本市は、良質な近江米の生産地として古くから穀倉地帯を形成してきたが、その生産量は年々減少し、平成22年に対し令和2年における経営耕地面積は7%の減少となっている。また、農家数も平成22年に対し約36%の減少となっている。（農林業センサス）

また、工業立地、人口の増加等都市化の進展に伴い、農地のかい廃が進むとともに、農家戸数の減少により、労働力は他産業へ流出し、農業経営の基盤が弱まっている。

現在、農地の集積・集約化と後継者の育成が課題であることから、人・農地プランの実質化や農地中間管理事業、利用権設定等の促進事業を活用し、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化や、農業経営の法人化を推進し、後継者の育成につなげる必要がある。

また、高収益作物への取り組みや生産コストの低減を図り、農業所得の向上に努める必要がある。

2 水産業

琵琶湖に面する本市では、早くから北山田、志那、矢橋地区において刺網、貝曳き網、えり等によりコイやフナ等を採捕する漁業が行われてきた。

しかし、湖辺の漁場は、琵琶湖の汚濁、湖岸周辺の開発等による富栄養化現象やブラックバス、ブルーギル等の外来魚のため、魚の生息条件、漁業環境は悪化し、これら環境の変化に伴い、年々漁獲量は減ってきている。

こうした課題に対応するため、漁業環境の保全・確保と栽培漁業への転換、また観光漁業など経営の多角的展開を進めて、水産業基盤の確立と後継者確保を図る必要がある。

3 工 業

昭和 40 年代の企業進出により、本市の工業製品出荷額は、昭和 48 年に県内第 1 位となり、以来、2 度のオイルショック等の急激な国際的経済変動を経験したにもかかわらず、市内の企業は順調に成長を遂げている。

しかし、本市の産業構成は、近年弱電部門以外の企業進出があるものの、電気機械器具部門の割合が出荷額の 6 割を超えており、偏りがみられる。

4 商業・サービス業

本市の商業・サービス業は、湖南地域だけでなく JR 草津線沿線の甲賀市域を含め、広い商圈を背景に、JR 草津駅東口を中心として活動が営まれている。

さらに、モータリゼーションの発達と 24 時間型社会への移行とともに幹線道路沿いに多様な業態の店舗設置がめざましく、本市においても国道 1 号や京滋バイパスを中心としてロードサイド型の商業集積が急速に広がり、この中には深夜営業の店舗も数多く現れている。

他方、旧街道筋等に面した商店街は、店舗の老朽化や後継者問題、さらには駐車場や道路等の車社会への対応の遅れ等から商業活動が低下している。

こうしたことから、市街地の商業地域においては、消費者の高級志向、個性化志向に対応した店舗づくりと商品構成が図られ、ショッピングを楽しめる空間づくりやイベントの創出が試みられている。また、旧街道沿いでは、国史跡草津本陣等の歴史的景観を観光拠点とした中心市街地の活性化が進められている。

第 5 節 道路・交通量

本市は交通の要衝の地にあり、広域幹線道路として名神高速道路、国道 1 号が、市域の東部を南北に、JR 東海道本線、同新幹線と併走しており、また湖岸寄りには主要地方道大津守山近江八幡線、大津草津線および草津守山線が通っている。東西の広域幹線道路は、主要地方道栗東志那中線をはじめ県道が数路線整備されているものの、東側から山地が迫っているという東部地域の地形特性を反映して、南北幹線に比べると域内道路としての性格が強い。

第 6 節 危険物施設

産業の集積、市民生活の高度化という現状をうけ、市域の危険物施設は膨大な数にのぼる。危険物の種類は、そのほとんどが第四類であり、その中でも第一石油類（ガソリン等）、第二石油類（灯油および軽油等）、第三石油類（重油等）が多くを占める。

危険物施設は、野路町、青地町、岡本町をはじめ、工業専用地域、工業地域、準工業地域といった工業系の用途地域に大部分が分布している。

一方、給油所等、工場以外に貯蔵されている危険物も多く、居住空間に隣接した危険物施設も多い。

第 7 節 消防水利施設と消防団の現状

消防水利についてみると、令和 7 年 4 月 1 日現在、防火水槽は 617 基、消火栓は 2,551 基整備されている。

(R7 年消防年報（湖南広域消防局発行）による)

市の消防団は 1 団(9 分団、条例定員数 274 人)であり、令和 7 年 4 月 1 日現在の充足率は 87%(239 人) であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。

また、災害時の外国人被災者の通訳・翻訳支援、平常時の災害に対する啓発を行う目的として平成 27 年 9 月 1 日、消防団本部に立命館大学留学生を主体に、機能別消防団員を組織した。

資料編 V-2：消防水利の設置状況

第3章 災害履歴の検討

市域における、水害・土砂災害についての既往の災害履歴および危険性を市史や滋賀県災害史等から調査し、災害に対する特性を把握する。

第1節 水害・土砂災害

本市域での災害履歴のほとんどは水害であり、市域に大きな被害を及ぼすような土砂災害についての記録は現在確認されていない。

水害は、琵琶湖の水位上昇による湖辺の集落や耕地の浸水と、天井川の破堤による洪水氾濫の二つがある。湖辺の浸水は明治時代を通してしばしば繰り返され、琵琶湖全体で3000町歩以上の浸水は明治年間に16回を数えた。

明治22～23年には、このような水位の上昇が東海道本線瀬田川鉄橋架橋によって引き起こされたとして大きな問題となっている。

水害記録のうち、最大規模の明治29年の浸水範囲を資料に基づき、既往災害履歴実態図に示す。

この年は1月～8月までに、1,637mmという通常の一年分の降雨があり、9月7日の台風による豪雨をきっかけとして大規模な水位上昇がおこり、11月に至るまで集落や田畑の浸水が続いた。

昭和初期から昭和10年代までの災害では、室戸台風によるものが最大で、市域では山田小学校が倒壊している。さらに昭和28年の台風13号によっても被害をうけている。一方、天井川の破堤による洪水氾濫では、昭和5年・昭和13年・昭和30年・昭和36年・昭和40年・昭和42～45年・昭和47年にかけて頻発している。

第2節 既往災害履歴からみた災害の特徴

既往災害実態からみて、草津市に発生する災害には次のような特徴がある。

- 1 琵琶湖沿いの三角州低地では、水位の上昇による浸水被害をうけやすい。なお、湖岸には堤防が建設されている。(滋賀県では、水防法に基づく琵琶湖の浸水想定区域図を作成しており、琵琶湖岸から一定の区域において3m未満の浸水を想定している。)
- 2 旧街道(中山道)に位置する旧草津川隧道付近で河道断面が狭くなっており、異常増水時に破堤しやすく、旧草津川・金勝川の合流点付近での破堤記録が多くみられた。現在は、新たな草津川放水路建設により安全性が向上している。
- 3 旧草津川等の天井川に挟まれた後背低地を流れる小河川では、琵琶湖の水位が上昇した場合等において、内水氾濫がおきやすい。

資料編 VI-1：草津市の主な風水害

第4章 土地利用の変遷の検討

洪水氾濫、土砂崩壊、地震等の自然現象は、保全対象のない場所で発生しても人や社会に影響を与えることは少ないが、市街地等の高度な土地利用が行われている場所で発生すると、大きな災害となる危険性を持っている。

災害は、人間側の自然への働きかけ（土地利用）と密接な関係を持っており、生活の場の変化（土地利用の変遷）とともに災害形態や被害の状況が変化する。よって、このような災害素因の集積・拡大の過程を経年変化により整理する。

第1節 土地利用の変遷

草津市の6時期（明治25年、明治42年、大正11年、昭和35年、昭和44年、昭和62年）の縮尺1/20,000～1/50,000地形図と最新（平成10年）の1/25,000地形図から作成した7時期の土地利用図から、草津市の土地利用の変化を捉えると次のようにまとめることができる。

1 明治25年頃

現在の市域に該当する区域には、草津・志津・老上・山田・笠縫・常盤等の諸村が分布していた。明治22年7月、膳所～米原間に湖東鉄道（現JR線）が開通し、明治22年12月草津～三雲間には関西鉄道（現JR線）も開通している。

これに伴い大路井地区に草津駅が開設され、駅前地区や旧東海道を中心とした市街化の動きがうかがえるが、市街地は宿場町の形態を色濃く残していた。

一方、平野の大部分には旧来の伝統的な田園景観が広がっており、水田に囲まれた数十戸～百数十戸の農家が凝集する集落が点在し、湖岸線のほとんどは自然状態のまま残っている。市城南東部の丘陵地は未開発で雑木林に覆われ、平野部と比べるとやや小さな集落を形成する農家が立地し、谷底にはかんがい用の溜池が多数認められる。

2 明治42年頃

草津駅や旧東海道を中心とした地区で市街化がゆっくり進んでいるが、それ以外の地域は明治初期の状態から大きな変化は認められない。なお、新浜地区では明治33年から大正13年にかけて、瀬田川浚渫土砂を利用した埋立てが行われており、湖岸線に変化が見られる。また、四日市～草津の関西鉄道は、明治40年10月に国有化されている。

3 大正11年頃

草津駅や旧東海道を中心とした地区での市街化の動きは確実に進んでおり、大正3年には近江帆布(株)草津工場（旧敷島帆布(株)）が進出している。しかし、平野の大部分は、旧来の伝統的な田園景観が残存し、湖岸線の拡大傾向が顕著にみられる。一方、丘陵地では丸尾新田・笠山等の開拓集落が形成されている。なお、当時の人口は23,494人であった。

4 昭和35年頃

草津市の市制施行は昭和29年10月である。この当時の中心市街地のうち、旧草津川以南の地域は街路網や宅地の配列、市街地の広がりといった点で基本的に明治前期

の様相をそのまま受け継いでいる。

これに対し旧草津川以北の大路井地区は、東海道本線草津駅の所在地としてゆっくりとしたペースで市街地を拡大させ、小規模ながらも格子状街路で区画された街区を出現させている。

昭和 12 年には新国道（現国道 1 号）が開通しているが、これに沿った施設や工場の進出は見られない。昭和 6～25 年まであった県営草津競馬場跡地には、昭和 31 年綾羽紡績㈱が進出している。

また、京都～米原間の東海道本線の電化は昭和 31 年 11 月、草津線のディーゼル化は同 32 年 12 月に行われている。一方、平野の大部分は農村地帯のままであり、明治初期の状態から大きな変化は認められない。昭和 35 年当時の人口は 35,022 人であった。

5 昭和 44 年頃

この時期は、草津市域が本格的に京阪神大都市圏に組み込まれていった時代であり、土地利用にも大きな変化がみられる。昭和 39 年に名神高速道路、東海道新幹線が開通し、同 45 年 3 月には東海道本線の複々線化が完成した。また、昭和 49 年 9 月には近江大橋が開通している。

これらの整備にともない、昭和 44 年野路地区への松下電器の進出等に代表される工場の立地が続いた。住宅地の進出としては、昭和 30 年代末から旧草津川周辺で野村・陽の丘団地等の公営住宅が建設され、昭和 40 年代中期からは東海道本線の複々線化に伴い、民間資本による宅地開発が既成市街地から 1km 前後離れた市域南部や草津駅西方で盛んに進められた。

丘陵地にも昭和 44～51 年にかけて、草津住宅工業団地、山寺工業団地、馬場工業団地等が建設され、同 51 年 8 月に滋賀医科大学が誘致されている。これらの住宅開発は昭和 50 年代後半以降にはペースが鈍化し、新たな宅地開発の動きも相対的に縮小している。

この間における人口の伸びをみると、昭和 40 年に 38,324 人だったものが昭和 45 年には 46,409 人（前回比 21.1%）、同 50 年には 64,873（前回比 39.8%）、同 55 年には 77,012 人（前回比 18.7%）と大きな増加を示している。

なお、市域を流れる天井川の改修が行われ、昭和 43～47 年にかけて葉山川、昭和 44 年より中ノ井川が改修計画、同 46 年より旧草津川の新たな放水路建設による平地河川化等が実施されている。

6 昭和 62 年頃

昭和 50 年後半から 60 年にかけて、丘陵地に笠山ニュータウン、桜ヶ丘、グリーンヒル湖南等、平野部では新浜ファミリータウン、草津ニュータウン等が続いて建設されている。

急激な都市化によって耕地面積が縮小し、東海道本線以東には、まとまった農地はほとんどみられなくなっている。丘陵地の緑も名神高速道路周辺に島状に点在するのみである。

湖岸線は道路や堤防の建設によって人工化された部分が増加し、昭和 57 年には下水

処理場設置のため、矢橋帰帆島が埋立てられた。また、草津線の電化が昭和 55 年 3 月に行われ、京滋バイパスも昭和 63 年 8 月に開通している。

7 平成 10 年頃

平成 6 年には立命館大学が開学し、同じく平成 6 年に JR 南草津駅が開業し、駅周辺地区において、土地区画整理事業による都市基盤整備が進められている。

市街地を分断する旧草津川についても破堤による洪水災害防止の見地から、新たな草津川放水路が建設された。

8 現在

平成 14 年 6 月に、整備が続けられてきた草津川（放水路）が、金勝川合流点まで完成し、通水した。

草津川跡地については、平成 24 年に草津川跡地利用基本計画を策定し、災害時には一次避難地として活用するほか、広域防災の拠点として活用する整備計画が進められている。また、これまでの都市計画にしたがい、都市計画道路大津湖南幹線の草津市域、山手幹線野路工区医科大学北口交差点～立命館大学前交差点区間等の道路が開通した。

また、平成 6 年に開業した JR 南草津駅周辺地区は、土地区画整理事業による都市基盤整備が進められ、その後も発展を続けており、平成 14 年には、図書館等の入った市民交流プラザが完成した。

平成 20 年には新名神高速道路への連絡道路が開通し、草津田上インターチェンジが設置された。

令和 7 年には都市計画道路山手幹線の草津市域の道路が全線開通した。

なお、令和 2 年国勢調査人口は、143,913 人となっている。

資料編 X-10：土地利用の変遷図

第 2 節 危険区域の拡大・集積特性

市域における土地利用は、昭和 30 年代後半まで大きな変化は比較的少なく、草津駅周辺の旧市街地を除くと、明治初期の頃と変わらない旧来の伝統的な田園景観が展開していた。

この時代までの土地利用は、土地の持つ自然的条件をうまく利用した形で行われており、集落の多くは洪水の危険性の比較的低い自然堤防上に立地している。

しかし、昭和 39 年の名神高速道路、東海道新幹線の開通や東海道本線の複々線化完成に伴い、大規模な宅地開発や工業団地の進出が盛んとなり、農地の転用や丘陵地の造成が行われた。

その結果、地震時に大きな災害を受けやすい軟弱地盤地域での宅地化、谷地形の埋土による造成等により、天井川破堤による氾濫や豪雨時の内水氾濫等防災上の問題が多い地域が拡大した。

なお、天井川破堤による氾濫を克服するため、草津川（放水路）が整備された。（平成 14 年に通水）これにより、旧草津川沿いの洪水氾濫に対する安全性は飛躍的に向上する

ことになった。また、天井川である葉山川や北川も河川改修事業が進められている。

今後の都市の伸展方向を考えると、交通の利便性等を背景とし、京阪神のベッドタウンとしての性格をますます強め、民間の宅地開発を中心に、市街化区域に残存している農地の宅地化が加速度的に進展するものと考えられる。

この場合、人口集中地区は、草津駅東部市街地から JR 東海道本線をはさんで西北部へ、あるいは JR 東海道本線沿いの市域南部へ伸展することが、過去の土地利用の変遷および土地利用現況から予想される。

特に、JR 南草津駅の開業に伴い、南草津駅周辺地区の市街化が促進されたが、この地域は低地であり、元来、湛水地形であることに加え、農地等として利用されていた土地の宅地化により土地の保水・遊水能力が低下することから、集中豪雨時等による内水氾濫が発生するおそれがある。

都市的土地利用の伸展は、軟弱地盤への建築物立地という現象をもたらすだけでなく、避難場所としてのオープンスペースの減少や延焼・出火という火災危険度の増大、危険物災害の発生等、二次災害を招く大きな要因となる。

資料編 VI-2：草津市洪水・内水ハザードマップ

第5章 想定される風水害

第1節 風水害に対する基本的考え方

本市の自然的条件、社会的条件、土地利用の変遷および過去の災害履歴を踏まえ、風水害に対する基本的な考え方を以下に示す。

- (1) 風水害の発生を回避するため、浸水被害および土砂災害の防止を推進する施策の実施を推進する。
- (2) 万が一風水害が発生した場合においても、避難体制を整備することにより、住民の生命の安全を確保する。
- (3) 風水害が発生した場合において、住民の生命の安全を確保するための施設・設備・体制等の整備を図る。
- (4) 風水害発生時において、高齢者、障害者等の避難行動要支援者(災害時要援護者)が安全・迅速に避難できるよう避難行動要支援者(災害時要援護者)支援体制の整備を図る。
- (5) 集中豪雨による地下工作物への浸水被害を回避するため、浸水防止装置等の整備を図る。

第2節 風水害の想定

本市の災害特性を踏まえて、本市において発生するおそれのある風水害を以下のように想定する。

1 内水氾濫による浸水被害

本市は、市域のほぼ全域が平坦な地形をしており、集中豪雨や長雨等が発生した場合、琵琶湖や河川本川の水位が上昇することにより、内水が氾濫する危険性が極めて高い。草津川(放水路)の整備により天井川の決壊による水害の危険性は減少しているが、内水氾濫の危険性は依然として高い。

2 河川の氾濫による浸水被害

集中豪雨等によって野洲川が氾濫した場合、本市の一部も浸水する危険性がある。なお、国土交通省近畿地方整備局が作成した水防法に基づく野洲川の浸水想定区域に本市の一部が入っている。

3 琵琶湖の増水による浸水被害

集中豪雨等によって琵琶湖の水位が上昇した場合、瀬田川洗堰の放流量によっては、浸水被害が発生する危険性がある。なお、滋賀県が作成した水防法に基づく琵琶湖の浸水想定区域に本市の一部も入っている。

4 集中豪雨によるため池の氾濫

本市には比較的多くのため池が存在しており、集中豪雨等により決壊し、氾濫する危険性がある。

5 集中豪雨による崖崩れ等の土砂災害

本市の南東部の山地地域に土砂災害警戒区域等が49箇所指定(うち栗東市との重複箇所1箇所・大津市との重複箇所1箇所)されており、集中豪雨等により崖崩れ等の

土砂災害が発生する危険性がある。

第6章 防災対策の推進方向

住民の生命、身体および財産を守ることは、市の基本的責務であり、次の事項を重点として防災対策を推進する。

第1節 防災まちづくりの視点

京阪神大都市圏の近郊、交通の要衝という好立地条件を背景とし、人口は増加傾向が続いており、産業、経済、文化、学術の多方面の集積がみられ、軟弱地盤や丘陵地域への都市化の進行をはじめ、既成市街地におけるオープンスペースの不足、生産の場の拡大による危険物の量的増加等、都市システムの高度化により災害は複雑・多様化、大規模化している。

また、高齢化も着実に進行しており災害発生時における高齢者、障害者等避難行動要支援者(災害時要援護者)に対する対応も重要な課題となっている。

このように市街地の拡大と高齢化の進行による社会条件の変化が予想される現状にあつて、市全域をひとつの有機体としてとらえ、それが有するさまざまな都市機能をいかに安全に維持していくかという『防災まちづくり』の発想が強く求められる。

防災まちづくりの究極的目標は、都市全体を防災構造化し、被災時に市民が避難しなくても安全な都市構造にすることである。つまり災害が起こったあとの対策よりむしろ、災害を予防するための防災対策(災害予防対策)に重点をおく必要がある。避難拠点に逃げるよりも、被災を被らない安全な住環境を構築するような対策、それは端的には避難所の整備やオープンスペースの確保、建物の耐震・不燃化になるであろうが、単に災害時に被害を出さないような安全なまちをつくるというだけでなく、普段の生活においても快適なもので、歴史や文化に配慮したものでなければならない。

当然こうした市街地の整備には、総合性が不可欠である。総合性とは、防災対策を形式論的に他の整備課題に優先して第一義的に考えるのではなく、街なみの景観や利便性、保健性とバランスをとって一体的に住環境なり生活環境に対応していこうとすることである。このように対症療法的対策のみにとどまらず、総合的かつ長期的視野に立脚した予防型の防災まちづくりが重要である。

しかしながら、特に大規模災害に対して直ちに安全なまちに改造することは不可能であり、予防型の防災対策のみに終始することなく、同時平行的に当面の対策としての広域避難所・避難路の整備、洪水・内水等を活用した防災意識の啓発等を推進することにより、市民の安全を確保する対策が必要である。

また、防災まちづくりには、単に施設整備等のハード面での防災対策だけではなく、市民ボランティアの活動支援や自主防災組織の充実等、ソフト面での対策を相互補完的に導入することが不可欠な要件である。つまり都市で行動する市民を都市の安全確保のために、いかに取り込んでいくかということが非常に重要であり、これはまた、比較的小さな地区レベル(コミュニティレベル)での視点から、市民の身近な環境整備のひとつとして、防災まちづくりが可能であることを意味している。

第2節 防災まちづくりの展開

1 災害に強いまちづくりの推進（防災階層の構築）

災害に強い地域を形成するため、自治会（町内会）、学区、市といった防災階層を構築し、それぞれの防災階層ごとに下位の防災階層を支援する階層構造の災害に強いまちづくりを推進する。

2 不燃化、耐震化、浸水対策の推進

一般に火災に対しては、建築物の不燃化と同時に、消防力の強化という2軸が中心となる。

しかし、火災の同時多発による消防力の分散、また沿道建築物の倒壊、落下物等による道路閉塞に伴う通行障害、消火栓や水道管破損による水利不足等の消防活動阻止要因が多く、消防活動の困難が予想され、火災の発生・延焼を許さない都市の構造をいかにつくるかが大きな課題である。

都市の不燃化においては、その構成要素（建築物）とともに、その構成原理（市街地構造）を問題とし、一体的な火災抑制システムを導入する必要がある。

また、耐震化については、不燃化事業と平行して行う、あるいは個々の建築物レベルでの耐震診断や液状化対策等の地盤変状対策を行うといった、きめ細かな対応、指導でもって進めていく必要がある。

さらに、市民活動をサポートする電気、ガス、水道、電話等のライフラインについては、個々の構造物の耐震化だけでなく、非常時の保安装置の設置（たとえばガス遮断装置、ガス放散設備）や、多重システムによるバックアップ機能の強化を図っていく必要がある。

建物の浸水対策では、市では、草津市建築物浸水対策に関する条例（平成18年9月1日施行）を制定し、防災・避難拠点となる公共施設等の建築時に、浸水防止措置を義務付けている。

今後突発豪雨時におけるアンダーパス等の地下施設への影響を考慮した内水氾濫対策の確立が重要となる。

3 避難路・避難場所・避難所の整備

都市計画道路、都市計画公園等の都市施設整備とあわせた、都市レベルからの整備を図る必要がある。これらは、前述した延焼遮断要素でもあり、また消防・救援活動の拠点でもあり、都市の防災を考える場合、骨格となるものである。

また、高齢者、障害者等の避難行動要支援者（災害時要援護者）のより安全な避難の確保という観点からも、公共・公益的施設においては、高齢者等に配慮した福祉のまちづくりを促進し、高齢者等にやさしい生活空間を整備する必要がある。

浸水対策としては、特に近年多発する短時間集中豪雨により急な浸水被害が発生したときに、近隣住民や通行者の命を守るために一時的に垂直避難することができる施設を確保することが必要とされる。

さらに備蓄拠点については、琵琶湖洪水が生じた場合の浸水被害長期化によるロジスティックの支障と拠点施設の孤立化を考慮し、分散配備と長期備蓄、物資調達方法、物資運搬方法、備蓄施設の浸水防止対策についても検討してゆく。

4 天井川の解消

本市の防災の命題であった水害の克服策として、天井川の解消があげられる。

旧草津川の改修事業が進められ平成 14 年に新たな放水路が完成し通水が行われた。

廃川となった琵琶湖湖岸から約 7.0 km の旧草津川の内、琵琶湖からメロン街道までの 1.3 km は河川区域としてビオトープなどに活用し、メロン街道から JR 東海道新幹線までの 5.7 km については、市街地に残る広大で貴重な空間であることから、平成 23 年 5 月に策定された「草津川跡地利用基本構想」に基づき市民が集い活動できるような公共的土地利用を進めることとした。

草津川跡地の利活用は、平成 24 年に策定した草津川跡地利用基本計画に基づき、日常時には市民はもとより広域から人が集い、にぎわい・憩い・活動ができる空間とし、非常時に全体を防災に役立つ空間として位置づけ、延焼防止や緩衝緑地、災害発生時における一次避難地として活用することや、地域の防災コミュニティの活動に利用するなどの整備を進めており、平成 29 年には区間 2、区間 5 を公園として供用開始した。

また、今後予想される大災害時には、草津川跡地を広域的な災害対応が図れる場として活用するため、国や滋賀県と連携しながら検討を進める。

旧草津川以外の天井川についても、平地河川化を順次進め、緩衝緑地としての機能とともに、大規模火災の発生時には延焼遮断ネットワークとしての役割を果たすことになる。

今後は内水氾濫による浸水対策の強化が課題となる。

5 丘陵地の防災

市域南部に残された丘陵部は、宅地化のポテンシャルが最も高い地域のひとつである。今後の開発については、貴重な緑地空間であり、がけ崩れ・落石等土砂災害の危険性を有していることもあり、都市レベルでの整備・開発・保全といった位置づけを明確にするとともに、造成にあたっては適正に指導していく必要がある。

また、現在それら危険性を既に有しているところについては、防災施設等、ハード対策の充実とともに、土砂災害の範囲が局所的であることより、地区レベルでの防災パトロール等、変状の早期発見によって対処していくことが必要である。

6 災害情報伝達体制の整備

災害時における情報の果たす役割は極めて大きく、人口の流動化等により災害時の市民の情報依存度はますます高まるものと考えられる。このため、適切な情報が不足し、また不正確な情報が流された場合、いわゆるパニックが発生する。

災害情報の伝達ルートとしては、①公的機関ルート（広報車、防災行政無線、サイレン）、②マスメディアルート（テレビ、ラジオ）、③組織ルート（自治会等の住民組織、自主防災組織によるもの）等があるが、それぞれ情報伝達量、速度、正確性に差異がある。また、情報化社会の進展とともに、インターネットを通じた情報提供も急速に普及しており災害時における広報手段としても重要性が増している。

これらの情報伝達体制の整備、点検とともに、システムダウンした時に柔軟に対応できるよう、複合システムを構築していくことが不可欠となる。

7 防災コミュニティの育成

防災まちづくりを促進していくにあたって欠くことのできないのは、安全なまちをつくろうとする人の心を育てることである。すなわちコミュニティを育て、そのコミュニティに相互扶助性（ハンディキャップ対策）や自律性を与えて、防災意識の向上を図るとともに、防災訓練の充実、防災活動の活性化を図ることが大切である。そこで、自衛消防隊の設置ならびに自主防災組織として充実していくよう啓発し、リーダーの育成を行っていくことが重要である。これら啓発活動等の拠点として、コミュニティ防災センターを活用していく。

身近な環境整備のひとつとして、ブロック塀の生け垣化等できることから市民レベルで改善・修復を積み重ね、それをボトムアップ的なアプローチで都市レベルへ発展させていくというのは、最も基本的かつ重要なことである。

また、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策の実施には、ボランティアによる活動が必要不可欠であり、ボランティアの有効活用を図るため、受入れ体制、支援体制の整備を図る必要がある。

8 帰宅困難者支援

東日本大震災や、平成 23 年台風 12 号では、多くの帰宅困難者が発生し、徒歩や車による帰宅者による道路の渋滞も発生した。

このため帰宅困難者の支援体制の確立と企業や学校との連携体制の整備、帰宅困難となった場合の対応法に関する普及活動、災害時交通状況に関する情報の伝達体制の整備、二次災害の防止体制の確立を図る必要がある。

9 災害時受援計画

市は、大規模な災害が発生した場合、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業などの応援を最大限活用することが求められる。

このため、市は、外部からの応援を円滑に受け入れ、市職員と応援職員が連携し、状況認識の共有化を図り災害応急対策、災害復旧・復興に取り組んでいけるよう、災害時受援計画を策定するものとする。

第3部 災害予防計画

第1章 防災知識普及計画

第1節 防災知識普及計画

[総務部総括班、各部各班]

第1 計画方針

災害から住民の生命、身体、財産を守るため、職員をはじめ住民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、防災の基本となる「自らの身の安全は自らが守る」という理念と、地域住民が互いに助け合うという意識をもって行動することが大切である。従って、市をはじめとする防災関係機関は、日頃から防災知識の普及に努め、住民の防災意識の高揚に努めるものとする。

また、市内の企業は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、風水害等に対する防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入等防災活動の推進に努めるものとし、市は企業と協力して防災力の向上を図る。

また、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

第2 事業計画

1 普及すべき防災知識

- (1) 風水害予防・災害時対応に関する事項
- (2) 雪害予防・災害時対応に関する事項
- (3) 火災予防・災害時対応に関する事項
- (4) 震災予防・災害時対応に関する事項
- (5) 土砂災害予防・災害時対応に関する事項
- (6) 防災とボランティアに関する事項
- (7) 事故災害予防・災害時対応に関する事項
- (8) 放射線等原子力・災害時対応に関する基礎知識に関する事項
- (9) 避難行動要支援者(災害時要援護者)避難支援制度に関する事項
- (10) 言い伝えや教訓の伝承

市は、大規模災害に関する調査分析結果や映像、石碑やモニュメント等自然災害伝承碑を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害の教訓を伝承する取組を支援する。

2 普及の手段

- (1) 学校教育
- (2) 防災講演
- (3) 防災訓練
- (4) 大学等のアウトリーチ活動との連携
- (5) 老人会、女性団体、子供会等、各種会合時における普及活動
- (6) コミュニティ FM の利用による普及活動

3 普及対象

一般市民、学生、生徒、児童、企業、各種団体

第2節 防災訓練計画

[総務部総括班、各部各班]

第1 計画方針

災害時に迅速で的確な応急対策活動の実施を図るため、防災関係機関の連携の強化、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟、住民の防災意識の高揚を図る防災訓練を、地域住民その他関係機関の協力を得て実施する。

第2 事業計画

1 総合防災訓練

防災関係機関の協調、防災技術の向上および防災知識の普及を図るため、おおむね毎年1回以上、市防災会議が主唱し、関係機関が合同して実地、あるいは図上により総合防災訓練を実施する。また、毎年1回以上、土砂災害避難訓練を実施する。

2 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの計画に基づいて応急対策を実施するために必要な訓練を実地、あるいは図上により単独、もしくは、他の機関と合同して実施する。

防災関係機関は、他の機関が実施する防災訓練について協力または参加を求められたときは、特別な事情のない限り、これに協力または参加するものとする。

3 自主防災組織、事業所等の訓練

自主防災組織、事業所等は自主的に総合訓練、部分訓練を実施するとともに、市等の訓練に参加するものとする。なお、町内会または自主防災組織における訓練メニューを資料編に示す。

資料編 III-8：訓練メニュー

第3節 防災調査計画

[総務部総括班、建設部各班]

第1 現況と計画方針

市域における河川、ため池、がけ地、地すべり、山地災害の恐れのある箇所、宅地造成地、危険物施設、土砂災害警戒区域（滋賀県が指定）等で災害発生または危険が予想される箇所の事前調査を実施し、防災体制の整備強化を図る。

第2 事業計画

1 防災（水防）パトロール

市、県および消防等の防災関係機関が共同で、危険が予想される箇所を調査して、それぞれの問題を提起し、その対策を検討して必要な指示、指導を行うものとする。

2 危険箇所の周知

風水害等の被害要因を検討し、被害を想定してこれら危険箇所に対する予防、応急および復旧の諸対策の意見をまとめ、住民、関係機関に周知する。

第2章 気象等観測業務計画

[各機関]

第1 計画方針

自然災害防止を図るため、気象業務施設の整備、充実と適切な通知等により、気象に関する的確な予報、警報等の発表に資する。

第2 現況

気象観測施設の整備状況は次のとおりである。

1 雨量観測施設

管 理 者	位 置	自記・テレメーターの別
草津市役所	草津市立クリーンセンター (草津市馬場町 1200)	テレメーター
湖南広域消防局	消防局庁舎 (栗東市小柿三丁目 1-1)	
	西消防署 (草津市上笠町 477-1)	
	南消防署 (草津市野路 9-1-46)	
滋賀県南部土木事務所	南部土木事務所 (草津市草津三丁目 14-75)	

気象状況により、相当の降雨があるとき等において、市は必要に応じ、降雨量の照会を行う。

2 水位観測施設

河 川 名	観測所名	位 置	管理者
草津川 (放水路)	西 矢 倉	川の下	滋賀県南部土木事務所 (草津三丁目14-75) T E L 567-5402
	山寺橋	山寺橋	
狼川	狼川橋	狼川橋	
十禅寺川	南田山	南田山	

気象等観測施設の設備充実を図ること等により予報、警報等の的確な把握を行い、自然災害の防止に備える。

第3 事業計画

気象等観測施設の整備、観測方法の改善を図り、気象等の情報の的確な把握に努める。
また、インターネット等による防災情報の活用を推進する。

第3章 通信放送施設災害予防計画

[総務部総括班、情報収集班]

第1 計画方針

災害発生に伴う電気通信設備の故障を未然に防止するとともに、各設備に万全の予防措置を実施し、災害が発生した場合においても電気通信設備および回線の迅速かつ的確な復旧を確保する。

第2 現況

1 市防災行政無線

(1) 設備の状況

平成5年に移動系無線として地域防災無線システムの整備および運用を開始したが、平成22年度に移動系無線をデジタル化するとともに、市内一斉緊急放送システムとしてコミュニティFMを活用した同報系無線を整備し、災害時において市、防災関係機関等が、それぞれの有する機能の発揮と無線通信による総合的な防災体制の確立を推進している。無線設備の設置状況は資料編「草津市防災行政無線設置場所・呼出番号一覧表」に示すとおりである。

また、まちづくり協議会会長等宅に緊急告知FMラジオを配付し避難指示等の伝達に活用している。

資料編 IV-4：草津市防災行政無線設置場所・呼出番号一覧表

2 県防災行政無線

(1) 県防災行政無線の現況

滋賀県防災行政無線設備は、県と市町、防災関係機関を結ぶ情報収集、伝達手段として設置され、災害時における迅速かつ的確な通信を確保している。また、災害によって生じる通信回線途絶等の障害を防止するため、設置当初から万全の災害予防対策がとられている。

衛星端末局の名称	番号	機器の名称	設置場所
草津市端末局	206	無線装置	無線室（2階）
		夜間専用電話機	1階コントロール室
		着信専用電話機①	危機管理課（平常時）
		災害時 " ②	2階大会議室（災害時）
		送信用電話機	庁舎内線電話全機

(注) 災害が発生または発生するおそれがあるときは、着信専用電話機①を災害時専用電話機②（内線番号3119）に転送処理し運用する。（⑥番発進）

資料編 IV-5：主要な県防災無線局一覧

(2) 防災情報システムの整備

県は、災害時において被害情報等を迅速に収集、整理するとともに、防災関係機関との情報伝達を円滑に行い、的確な災害対応を図るため、平成 14 年度に防災情報システムを整備し、さらに平成 23 年度に公共情報コモンズの運用を開始した。システムの概要は以下のとおりである。市は、防災対策への活用を図るため、その機能に習熟するよう努める。

ア 被害情報等収集機能・整理機能

被害情報、本部設置情報、避難所情報、避難情報、気象情報、震度情報などを収集・集計・帳票出力する。

イ 映像情報収集・配信機能

県や防災関係機関の定点カメラ映像等収集し、再配信を行う。危機管理センターの映像・音響設備と連携する。

ウ 職員参集機能

災害対応が必要となる事象が発生した際に、あらかじめ登録された職員へ自動で電話通報等を行い、災害初動体制の構築を支援する。

エ 情報提供機能

Lアラート（TV データ放送、ラジオ等）、SNS などのシステムと連携し、避難に関する情報を県民に提供する。

3 一般通信施設（NTT 西日本滋賀支店）

電気通信施設の災害による故障発生 of 未然防止と災害が発生した場合の電気通信設備または回線の迅速な復旧を確保するため、NTT 西日本は以下の一般通信施設予防計画の実施を推進する。

(1) 電気通信施設等の防災計画

災害による故障の発生を未然に防止するため、以下の防災計画により施設の管理に万全を期す。

ア 豪雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力耐水構造化を行う。

イ 暴風または豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について耐風または耐雪構造化を行う。

ウ 主要な電気通信設備が設置されている局舎、建物について耐水および耐火構造化を行う。

エ 主要な電気通信設備について予備電源設備を設置する。

(2) 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施または計画するものとする。

ア 主要市町村間の各ルートの伝送路を整備する。

イ 主要区間の伝送路について、有線および無線による 2 ルート化を実施する。

ウ 災害対策機関等の通信を確保する。

(3) 回線の応急措置計画

災害が発生した場合において迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期するものとする。

ア 回線の切替措置方法

イ 2 中継順路の臨時変更（う回路変更を含む。）発信規制措置等の臨時疎通措置方法

ウ 移動無線機および移動無線車の発動ならびに運用方法

エ 災害対策用電話回線の作成

4 非常通信（非常通信協議会）

非常災害時において公衆通信回線が途絶、またその利用が困難となったときを想定し、無線施設設置者の協力を求めて使用することができる通信施設をあらかじめ把握するため、電波法第 52 条、災害対策基本法第 57 条、第 79 条、災害救助法第 28 条および水防法第 27 条の規定に基づき、無線局の設置者および非常通信に関係を有する団体等で非常通信協議会（事務局：近畿総合通信局）を結成している。

また、無線施設設置者の通信施設を利用して県内各市町から県庁までの非常通信路を「非常通信経路計画」として定め、本計画をもとに平素から関係機関が連絡を密にし、災害に備えるものとする。

資料編 IV-7：滋賀地区非常通信経路計画

5 携帯電話による通信

携帯電話等については、災害時優先携帯電話を確保しており、災害時における有効な非常用通信として使用する。

第 3 事業計画

1 市防災行政無線

(1) 移動系無線の整備

消防署に無線機を設置するほか、広域避難所をはじめ各部局、防災関連機関等の無線機を設置している。

(2) 同報系無線等の整備

現在整備している市内一斉緊急放送システムについて、市内全域に確実に伝わるよう機材の点検・整備・拡充に努める。

2 県防災行政無線

県では、県と市町、防災関係機関相互の迅速・的確な情報収集・伝達体制を確立するため、衛星系と地上系の 2 ルートで構成される防災行政通信網が整備されている。こうしたシステムや機器が災害時有効に機能するよう、平常時から通信訓練を通じて関係機関との連携強化を図るとともに、設備機器の保守点検等を推進する。

3 一般通信施設（NTT 西日本(株)滋賀支店）

重要通信に影響を及ぼす恐れのある設備については、緊急度に応じて改善等対策を実施する。

また、災害時における電話による通信を確保するため、公的機関での「災害時優先電話」の整備を推進する。

第4章 水害予防計画

第1節 河川対策

[建設部河川班]

第1 浸水想定区域における洪水予報の伝達方法等

市は、水防法に基づき、国、県より示された河川等の浸水想定区域に基づき、その区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難所、その他円滑、迅速な避難を図るために必要な事項を定めるほか、ハザードマップ等の作成や配布により、住民に対し危険箇所、洪水予報の伝達方法、避難所等を周知するとともにマイ・タイムライン（個人の避難行動計画）等を作成して一人ひとりが避難計画を立てておき、逃げ遅れゼロにつながる防災啓発に努める。

また、現在、国（琵琶湖河川事務所）より指定されている野洲川、草津川（放水路）、琵琶湖の浸水想定区域については、洪水予報の伝達方法、避難場所および避難経路その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下に示す事項を、「浸水想定区域における水災防止マニュアル」として整備し、人命被害の回避等を図る。また、浸水想定区域の住民に対しては、浸水時における避難場所等について日常的に周知に努める。

資料編 VI-19：浸水想定区域図

- (1) 浸水想定区域にある自治会に対しては、洪水予報をはじめ雨量や水位等の情報を市から迅速かつ円滑に伝達する伝達網を構築し、迅速な避難の確保を図る。
- (2) 浸水想定区域にある自治会で、風水害時における避難場所が浸水想定区域にある場合は、最寄の安全な避難場所を予め指定し周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。
- (3) 地下街または主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設が浸水想定区域にある場合は、当該施設の管理者に対し洪水予報や【警戒レベル3】高齢者等避難が出された場合に、迅速に避難を開始する体制の整備を指導することにより、利用者等の安全確保を図る。なお、地下街とは、地下街等浸水時避難計画策定の手引き（案）（平成16年5月 財団法人日本建築防災協会）に記される、「一般公共用に供される地下工作物内の道（地下道）に面して設けられた店舗、事務所その他これに類するもの（通常の建築物の地階とみなされるものを除く）の一団（地下道を含む）」を指すこととする。
- (4) 浸水想定区域の住民をはじめ要配慮者利用施設の管理者等に対し、浸水する区域や水深を示したハザードマップを配布し、浸水被害に対する危険性の啓発に努める。
なお、水災防止活動を効果的に行うため、市内の雨量情報を市が構築するシステムにより速やかに把握するとともに、県の観測する雨量・水位情報等について県の構築するシステムにより情報の共有を図る。
- (5) 国、県より示された洪水浸水想定区域図に該当する河川（琵琶湖、草津川、野洲川下流）以外の中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供や助言等を受

けつつ、水害リスクの情報を適宜住民等へ周知するものとする。

第2 浸水想定区域における建築物の浸水対策の推進

河川改修等による水害防止の取組と併せ、風水害時に浸水の想定される区域の防災・避難拠点となる公共施設等については、浸水想定区域外を含め条例により非常用電源の浸水防止対策をはじめとする浸水対策を義務付け、水害に強いまちづくりを推進する。

資料編 I-16：草津市建築物の浸水対策に関する条例

第2節 農業用ため池対策

[建設部経済班]

市域の農業用ため池は、近年決壊による災害は発生していないが、決壊した場合には周囲の道路等へ浸水する危険がある。

よって危険な農業用ため池については必要に応じて改修、補強を強力に推進し、災害発生の未然防止を図る必要がある。

資料編 VI-6：農業用ため池一覧

第3節 農業用河川工作物対策

[建設部経済班]

第1 現況と計画方針

市域において農業用河川工作物は44箇所あり、これらのなかには築造後の河床変動等により、構造が不适当、不十分な施設もみられる。よって、施設の整備補強等の改善措置を講ずることにより災害を未然に防止することが必要である。

第2 事業計画

対象施設の整備補強については、国庫補助事業「農業用河川工作物応急対策事業」、県補助事業で実施するものとし、事業区分および採択基準により事業主体を定める。

資料編 VIII-6：農業用河川工作物応急対策事業の事業区分および採択基準

第4節 浸水防止対策

[建設部河川班、経済班]

第1 下水道施設整備計画

1 計画方針

分流式の公共下水道として、雨水については浸水の防除により健康で安心できる生活基盤の整備を、目標に推進を図る。

2 現況

本市の公共下水道（雨水）は、近年の宅地開発による農地等の減少により、雨水が

一気に水路に流れこみ浸水の原因となることから、昭和 49 年より雨水幹線整備事業を進め、下記表のとおり現在約 636ha の整備を完了している。

3 事業計画

浸水防止対策上特に重要な公共下水道雨水幹線については、急激な都市化や開発から排水不良地域が生じないように草津川(放水路)、伊佐々川、北川、狼川等の河川整備と整合を図り、雨水幹線の整備を推進する。

全体計画	事業認可区域	整備済区域
3023. 3ha	931. 1ha	<u>636. 4</u> ha

(令和 6 年 3 月末現在 河川課)

第 2 農地関係湛水防除計画

1 計画方針

低地における農地の湛水を防除するため、排水路の整備、排水能力の増加等を図り農地の湛水災害軽減に努める。

2 現況

琵琶湖岸周辺を中心に市域の農地は低地が多く、河川、琵琶湖の増水時には幾度も浸水被害にあっており、ほ場整備事業、河川改修の推進等により災害の防除、軽減に努めてきたところである。

浸水の除去については排水路の整備、排水能力の増加等を図る。

3 事業計画

通水断面の狭小、断面不整形、流域の状況変化による排水能力の低下等に伴う浸水被害を防ぐため、排水路の改良を促進する。

第 5 節 農林水産関係災害対策

[建設部経済班]

第 1 計画方針

市は各種災害による農作物等への被害(病虫害を含む)の軽減を図るため県との協力体制を構築する。

第 2 事業計画

(1) 営農技術の確立ならびに普及

市、農業団体等は県の大津・南部農業農村振興事務所および病虫害防除所等を通じて次に示す情報提供を受けるとともに、必要に応じて、説明会・研修会を開催してこれの普及を図る。

ア 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術

イ 災害に耐え、被害を最小に食い止めるための技術

(2) 家畜伝染病の発生予防およびまん延防止対策

市、農業団体の関係職員および獣医師等は、県を通じて家畜伝染病予防について必

要な技術の指導を受け、県は、家畜伝染病予防については、家畜保健衛生所において、多発が予想される疾病の調査を行うとともに、国の防疫方針に基づき、伝染病の発生予防およびまん延防止のため、注射、検査、消毒等の対策強化を図り万全を期す。

第5章 土砂災害予防計画

第1節 砂防・治山対策

[建設部河川班、経済班]

第1 現況

市域の森林面積は、211ha（令和2年度滋賀県森林・林業統計要覧）であり、このうち22.15%（46.74ha）が保安林である。市域の山地を構成する部分の地質は脆弱であることから、保安林の81.2%（37.94ha）程度が土砂流出を防ぐことを目的としている。

本市南部の山地部には、がけ崩れ等の土砂災害危険区域が分布しており、急傾斜地崩壊危険箇所が8箇所、知事によって土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域が49箇所（うち栗東市との重複箇所1箇所、大津市との重複箇所1箇所）存在する（資料編参照）。土砂災害警戒区域等においては、土砂災害を防止する事業を推進するとともに、ハザードマップによる住民への危険周知や災害時の警戒避難体制等を整備することにより被害を軽減する方策を推進する。

資料編 VI-18：土砂災害警戒区域指定位置図

第2 事業計画

治山事業を促進するとともに、開発に対しては治山面に十分留意した指導を行う。

また、急傾斜地の崩壊の恐れのある区域については、急傾斜地の崩壊から市民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊防止対策、崩壊に対しての警戒避難体制の整備等の措置を講ずる。

なお、土砂流出防備等の保安林に指定されている区域、急傾斜地崩壊の危険のある区域として、土砂災害警戒区域に指定されている区域等については、開発、市街化を抑制し、災害の防止と地域の保全に努める。

1 土砂災害警戒区域等の住民への周知

急傾斜地など土砂災害警戒区域等が存在する地区の地元住民に対し、危険性を周知するための看板の設置、ハザードマップやパンフレットの作成、配布等を実施し、土砂災害警戒区域等、避難場所、避難経路の周知を図る。

2 自主防災組織の育成と自衛意識の醸成

土砂災害の危険の高い地区や土砂災害によって孤立する危険のある地区の住民を対象に、自主防災組織の結成と育成を推進し、土砂災害に対して自衛する意識の醸成を図る。

3 情報収集・伝達体制

土砂災害による被害を防止するため、彦根地方気象台の発表する気象情報、県防災情報システム・県土木防災情報等の地域住民への伝達体制が県によりインターネット等で整備されつつある。

今後、市では、土砂災害警戒情報・補足情報の内容を市民に周知し、土砂災害防止に必要な的確な判断を可能にするとともに、収集した情報およびそれに基づく避

難指示等の情報が迅速・的確に伝達する体制を整備する。

第2節 宅地防災対策

[建設部仮設住宅・建築班]

第1 現況と計画方針

丘陵地における宅地開発が増加し、長く高い擁壁や人工の斜面に近接して居住地が形成されている状況が生じている。

また、農地の宅地開発については、浸水災害を防除することが肝要である。このため、都市計画法に基づく開発許可にあたっては、浸透枴の設置等雨水排水の低減を図る指導を強化し、浸水災害の防除に努める。

第2 事業計画

- (1) 都市計画法その他関係法令に基づく規制と指導を強化し、県と連携し、災害防止に資する良好な宅地の創出を図る。
- (2) 都市計画法第29条に基づく開発許可申請時や、開発事業に関する指導要綱に基づく大規模建築物の建築に際して、草津市建築物浸水対策に関する条例（平成18年9月1日施行）に関する啓発を行っている。
- (3) 「宅地防災月間」を設け、住民および事業者に対する広報、指導を推進する。

第3節 危険な盛土等への対策

[建設部仮設住宅・建築班]

第1 現況と計画方針

危険な盛土等による災害から国民の生命および財産を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）」に基づき、一定規模以上の盛土等を規制する。また、安全性が確認できない盛土等について、土地所有者等に対策を求める。

第2 事業計画

県は、盛土規制法に基づき、一定規模以上の盛土等について規制し、危険な盛土等による災害から市民の生命および財産を守る。また、県は、危険が確認された盛土等について、盛土規制法に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分を行い、盛土等に伴う災害を防止する。

市は、県と連携し、情報共有を行うとともに、危険が確認された盛土等について、対策が完了するまでの間、必要に応じて避難情報の発令等を行う。

第4節 火災予防対策

[消防班]

火災の発生を未然に防止し、また一旦火災が発生した場合被害の軽減を図るため火災予防および消防体制の整備を図る。

第6章 風害予防計画

第1 計画方針

風害を防止または被害の拡大を防止するため、風害予防対策の強化を図る。

第2 監視・情報収集体制の整備

台風の接近や発達した低気圧に関する気象情報等の発表を基に、庁内関係課、県、および関係機関と連携した監視体制に入る。

災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視体制から警戒体制など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急復旧対策を実施する。

第3 各機関における対策

1 一般予防対策

公共施設の管理者および民間施設の管理者ならびに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（広告、看板、工事用建設資材等）および周辺に存置している物品等で倒壊、落下、飛散のおそれがある物に対しては、崩壊の危険防止の措置および警戒管理に努めなければならない。

2 農作物の被害予防対策

水稻では、水田を深水にして倒伏防止対策を講じる。また畑地では、防風ネット等の対策を講じる。

施設園芸では、パイプ等施設の補強を行うとともに、風が吹き込まないように穴あきなど被覆資材の修繕などを行う。

露地栽培では、寒冷紗等での被覆や支柱等の補強等を実施する。

果樹では、枝折れ等を防止するため、幹や主枝を誘引し固定する。

このほか、施設周辺を整理するなど資材の飛散防止対策を行う。

3 電力施設の防災対策

施設管理者は、電気設備については、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。また、強風による災害が予想される場合においては、巡視を実施し、予防措置を講じる。

4 通信施設の防災対策

施設管理者は、通信設備については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。

5 鉄道事業者の防災対策

鉄道事業者は、各事業者の災害予防方針等に基づき、風害予防対策を図る。

第7章 防災救助施設等整備計画

第1節 水防施設整備計画

[建設部河川班]

第1 計画方針

風水害に対処するため、水防法の規定により市の区域における水防の責任を十分に果たし、水災の防御およびこれに因る被害の軽減に必要な水防倉庫、水防資機材等の水防施設を充実強化する。

第2 現況

水防上必要となる資材・器具を備蓄するため、水防倉庫を設置する。

水防倉庫一覧

河川名	倉庫名	位置	管理者	床面積
全 般	南部土木事務所水防倉庫	草津三丁目	南部土木事務所	40 m ²
草津川 (放水路)	志津水防倉庫	山寺町 (久近宮橋横下流の美濃郷川左岸堤防)	草津市	21 m ²
全 般	西一水防倉庫	西草津一丁目 (旧草津川左岸堤防)	草津市	35 m ²
全 般	西消防署水防倉庫	上笠町 (西消防署)	草津市	54 m ²
全 般	草津川水防倉庫	青地町 (草津川防災ステーション)	草津市・栗東市	138m ²

第3 事業計画

次により、施設および資機材等の整備備蓄に努める。

1 水防倉庫

(1) 設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適切な場所のないときは堤防法肩その他治水上支障のない箇所に設置する。

2 水防用資材、器材

(1) 資材で腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

(2) 土のう袋等は最悪の場合を予想して、あらかじめ調達の方法を検討しておく。

(3) 資材、器具を減損したときは、直ちに補充する。

3 量水標

(1) 量水標の幅は21 cm、目盛は2 cm刻み黒白の交互、10 cmごとの数字を黒字として、1m毎の数字を赤字とする。

(2) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）は横に赤線で示す。

(3) 設置場所は河川形状の整った所で流失のおそれがなく、夜間でも観測できる場所とする。

4 量水板

- (1) 量水板の幅は21cm、目盛は2cm刻み黒白の交互、10cmごとの数字を黒字として、1m毎の数字を赤字とする。
- (2) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）は横に赤線で示す。
- (3) 設置場所は河川形状の整った所で流失のおそれがなく、夜間でも観測できるところとする。

第2節 消防施設整備計画

[消防部消防班]

第1 計画方針

自然災害や偶発的な災害事象に対処するため、湖南広域消防局と調整を図りながら、災害に強いまちづくりの基盤を整備するものとする。

なお、火災による被害の拡大を抑制するため、人、機械および消防水利を相互に効率よく、運用する。

第2 現況

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）および「消防力の整備指針に基づく消防職員の総数の算定の基となる乗換運用基準について」（平成27年2月20日消防消第26号）に基づき必要な施設や人員等の整備を行ってきた。なお、消防水利の現況は資料編に示す。

資料編 V-2：消防水利の設置状況

第3 事業計画

市および湖南広域消防局は、次により消防施設、設備の整備を図る。

1 消防力の強化

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）および「消防力の整備指針に基づく消防職員の総数の算定の基となる乗換運用基準について」（平成27年2月20日消防消第26号）に基づき、火災の予防、警戒および鎮圧ならびに救急業務を行うために必要な施設や人員の整備に努める。

(1) 消防団の整備充実

近年、地域防災力の中核的存在である消防団員が高齢化、サラリーマン団員の増加等により、減少傾向にあることから、市は、消防団員定数確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取り組みを積極的に推進するものとする。

ア 消防団への加入の促進

イ 消防団の活動の充実強化のための施策

ウ 消防団施設の充実強化

2 消防水利

市域の消防水利については、実態を十分に把握したうえで、効果的な消防水利施設

の確保に努める。また、ライフラインの崩壊を考慮して、地域住民の飲料水等の確保についても併せて計画的に整備を図る。

- (1) 消火栓の設置については基本的に消防水利の基準に適合した管径とし、年次計画に基づき整備を図る。
- (2) 防火水槽の設置については、40 立方メートル以上の容量とし、必要に応じて整備を図る。なお、設置にあたっては、耐震性能を確保する。
- (3) 耐震性を有する飲料水兼用防火水槽の設置について、市域の人口分布、防災拠点の配置状況等を考慮して、計画的に設置する。

3 開発行為による設置

災害時における消防防災活動が円滑、かつ、有効に実施できることを基本理念とし、草津市開発指導要綱に基づき、地域性等を考慮した指導を行う。

第3節 救助施設等整備計画

[総務部総括班]

第1 計画方針

災害時に災害応急対策を円滑に実施するために必要な救助施設については、その機能を有効適切に発揮できるようにするため、平常時から必要資機材の整備を図るとともに災害時において迅速かつ適切な調達が可能となる体制を確保する。

第2 現況

市コミュニティ防災センターにおいて、避難救出救護用資機材等の整備を行っている。また、市内 29ヶ所に防災拠点として防災備蓄倉庫を設置し、備蓄食糧等避難救援用資機材、避難救出救護用資機材を備蓄している。

第3 事業計画

コミュニティ防災センター・教育研究所・広域避難所・弾正公園に定数を定め、備蓄食糧等避難救援用資機材、避難救出救護用資機材を備蓄する。また、平成 27 年 1 月防災アセスメントに基づく避難者等の増加に対応するため、広域避難所に必要な備蓄資機材を計画的に配備する。

資料編 IV-12：備蓄場所および備蓄品目

第8章 危険物施設等災害予防計画

第1節 危険物施設等災害予防計画

[消防部消防班、県]

第1 現況と計画方針

石油類をはじめ各種の危険物は、年々増加し、大規模化、集積化が進んでおり災害発生時には深刻な被害が予想される。

このため関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な施設の維持管理および貯蔵取扱い基準の遵守を図るとともに、保安教育および訓練の徹底ならびに自主防災組織の育成、防火思想の啓発普及の徹底を図る。

第2 事業計画

1 保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、消防関係機関等と協力して講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導の強化

危険物施設の立入検査を適時実施し、以下の行政指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造および設備の維持管理に関する指導の強化
- (2) 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物取扱者等に対する指導の強化
- (4) 予防規程の作成および危険物貯蔵取扱い等の安全管理についての指導

3 自主防災組織の強化促進

- (1) 自主防災組織の結成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (2) 隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

4 化学消防器材の整備

危険物事業所における化学消火薬剤および必要器材の備蓄を推進する。

資料編 VI-12：危険物施設一覧

資料編 VI-15：危険物施設分布図

第2節 高圧ガス施設災害予防計画

[消防部消防班、県]

第1 計画方針

高圧ガスによる災害の発生および拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締り法令の遵守、自主保安体制の強化を図り、官民一体の災害予防対策を推進する。

第2 現況

製造、貯蔵、輸送および消費の各段階において、常に漏洩、爆発、火災の危険性が潜

在しているため、高圧ガス保安法適用事業所に対する保安検査、立入検査、保安教育の実施を図るとともに、関係保安団体と連携した保安体制の整備に努めている。

第3 事業計画

1 保安思想の啓発

高圧ガス保安法の周知徹底

- (1) 各種講習会、研修会の開催
- (2) 高圧ガス取扱いの指導
- (3) 高圧ガス保安活動促進週間の実施

2 指導の強化

- (1) 製造施設、貯蔵所または消費場所等の保安検査および立入検査の強化
- (2) 各事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- (3) 関係行政機関との緊密な連携

3 自主保安体制の整備

- (1) 自主保安教育の実施
- (2) 定期自主検査の実施と責任体制の確立

4 ガス施設災害時の方法

- (1) J A レーク滋賀等における集中配管ガス施設の点検、通報、緊急避難体制

災害発生時におけるガス施設の被害により、人命被害が生ずることのないように、災害時における点検、見廻り時に異常を発見した場合は、管理者への通報と同時に消防、警察、行政が一体となって以下の初期保安措置を講ずるものとする。

・交通遮断 ・広報活動 ・避難誘導 ・危険、警戒区域の設定

- (2) ガス漏れ通報専用電話

J A レーク滋賀 草津地区 統括本部	562-2391	大丸エナウイン	562-0913
県経済農業協同組合 野洲燃料センター	588-1032	大阪ガスネットワーク(株)	0120-8-19424
クサネン(株)	562-0501	(株)エネアーク関西	0120-772-149
草津栗東ガス事業協同組合	564-7536		

- (3) 初期保安措置

ア 現場に接近すれば一時停車し、安全な駐車位置の選定を行う。運転者の他は車から降りて臭気の有無を調べながら車を誘導する。（可能な限り検知器を併用する。）

イ 臭気を感じた場所から安全な距離をとって駐車する。下水マンホールの上には駐車しない。現場への進入は、風上から近づくように努める。

ウ 沿道民家のガス侵入の有無を戸別調査し、臭気のあるときは一時避難誘導する。

エ 必要に応じ危険区域を設ける。道路上で臭気のある辻間を交通遮断し、火気使用を禁止する。

マンホール類の漏洩調査等により、危険区域の変更を速やかに行う。
オ 警戒区域を設ける。危険区域の外周の沿道民家について広報車等で注意を喚起する。可能な限り下水、マンホール等の漏洩調査等を行い、警戒区域の変更を速やかに行う。交通遮断、広報活動、避難誘導等は市、警察、消防その他関係機関の協力を得る等迅速、適切に行う。

資料編 VI-13：高圧ガス製造所、貯蔵所一覧

第3節 毒物・劇物施設災害予防計画

[消防部消防班、県]

第1 現況と計画方針

市域における劇物・毒物の製造、販売業者および取扱者を重点に事故防止対策を推進する。

第2 事業計画

- 1 毒物劇物営業者に対する立入検査の強化
- 2 事業者の自主点検体制の確立
- 3 屋外タンク（固体以外）の実態把握調査の実施

資料編 VI-14：毒物劇物製造所一覧

第9章 電力・ガス施設災害予防計画

第1節 電力施設災害予防計画

[関西電力㈱、関西電力送配電㈱]

第1 計画方針

電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

なお、電力施設災害予防計画に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に関西電力㈱および関西電力送配電㈱が定める防災業務計画によるものとする。

第2節 都市ガス施設災害予防計画

[大阪ガスネットワーク株式会社]

第1 計画方針

災害の発生を未然に防止するため、あるいは、災害が発生した場合にも、その被害を最小限に止めるため、平常から防災施設および工作物の設置および維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について計画的に実施している。

なお、都市ガス施設災害予防計画に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に大阪ガスネットワーク株式会社が定める防災業務計画によるものとする。

第3節 LPガス供給設備等災害予防計画

[滋賀県LPガス協会草津支部]

第1 計画方針

災害発生を未然に防止するため、または災害が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、平常から容器および供給設備の設置と維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及促進に努める。

第2 現況

現在、LPガスは滋賀県全域に、各LPガス販売事業者がそれぞれの供給を行うとともに、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液化石油ガス法」という。）第27条第1項に基づく保安業務を行っている。

第3 事業計画

1 保安体制

液化石油ガス法に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油ガス販売事業者に保安体制ならびに非常体制の具体的措置を確立する。

2 LPガス設備対策

LPガス容器ならびにLPガス容器置場内容器の転倒転落防止措置に加え、容器周りの配管をパイプサドル等により建物等に固定するほか、容器の流出防止対策を講じる。

第10章 上下水道施設災害予防計画

第1節 上水道施設災害予防計画

[上下水道部各班]

第1 現況と計画方針

上水道施設は、琵琶湖取水口から末端各家庭の給水装置に至るまで市内全域にわたり配置されており、各施設とも、多種多様な構造物や機器により構成されている。風水害による被害としては、琵琶湖原水の風波、河川増水による流域からの汚濁物質の流入、有害化学物質や油脂類貯留槽からの流出による水質汚染が考えられる。また、浄水場の地下構造物には浄水処理に必要なポンプや電気計測機器等重要設備が設置されており、浸水および長時間停電による断水等が考えられる。このため、気象情報を的確に把握し、原水水質監視や施設内の設備監視により被害を未然に防ぐものとする。管路については、河川氾濫等により配水管等埋設道路崩壊または水管橋流失による配水管漏水被害による断水が考えられるが、万一の被害対応は震災対策に準じて対応するものとする。

第2 事業計画

1 上水道施設の設計にあたっては、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）により耐震設計を行う。また、浄水施設等は浸水対策にも配慮する。

2 取水、導水、貯水施設

管路は耐震性を考慮した強靱な構造とし、また、これに対応する資材を使用する。水源については、取水口における琵琶湖原水の水質を監視し、安全を確認するとともに導水施設（ポンプ場）および貯水施設の浸水点検、排水経路等の点検を一層推進する。

3 浄水施設

ポンプまわりの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について耐震化を進めるべく整備を行うとともに、降雨による排水路等からの逆流、排水路溢水等の異常点検を行う。また、浄水場の浸水被害、水質汚染に備え、近隣市、県企業庁からの応急給水のための連絡配管について検討を行う。

4 送配水施設

送、配水幹線については、耐震継手、伸縮可撓管等耐震性の高い構造、工法を採用するとともに、配水系統間の相互連絡を図り、管路のループ化を行う。

また、既設管については漏水防止につとめ、配水管網に関する地図システムの有効活用により計画的な配水管網整備更新を図るとともに、隣接水道管理団体施設との緊急時相互融通のための連絡管整備、相互援助協定の拡充等を検討する。

また、被災復旧に必要な水道水確保のため、配水池に緊急遮断弁、緊急給水取出口等の設置に努める。

5 給水施設

老朽管の改良を行うとともに、災害発生時における生活水の供給に必要なタンク車の配備および飲料用貯水槽への給水施設の整備を行い、広域連携体制を確立すると共

に、安全な水の確保に努める。

6 給水容器の常備

市民は、各戸ごとに必要量の飲料水を確保するよう、日頃から緊急給水容器（ポリ袋）を常備するよう努める。

7 上水道危機管理体制

上水道危機管理マニュアルの随時見直し、定期的な教育・訓練の実施、緊急非常時の必要資機材の確保等平常時から上水道危機管理体制の確立を図る。

8 他市町村への支援体制の確立

広域災害が発生した場合、被災自治体のみでは対応ができない状況に陥り、他の自治体への支援要請が行われる場合がある。

このような場合に備え、災害時における被災自治体への支援体制の確立に努める。

第2節 下水道施設災害予防計画

[上下水道部上下水道班]

第1 現況と計画方針

突発的な豪雨が発生し下水道排水流量を超えた場合には、内水氾濫が生じることも想定されるため、計画に基づき災害予防を推進する。

第2 事業計画

下水道施設の設計については、地域流量と耐震性を考慮した設計を行う。

(1) 管路施設

管路施設は、耐震性を考慮した可とう性の資材を使用し、人孔部においては、ずれ止め等の措置を講じる。

(2) ポンプ施設

ポンプ周りの配管については、耐震性を考慮した配管とし、緊急時に対応できる最小限の発電機対応の配線設備を制御盤に組み込む。

第 11 章 自主防災組織整備計画

[総務部総括班、消防部消防班]

第 1 計画方針

住民の自治の精神に基づく防災組織の整備は、防災意識の高揚および災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであり、自主防災組織の育成強化に努める。

また、地域と密接な関係にある事業所ならびに危険物を製造もしくは保有する事業所等についても、大規模な災害、事故等に備えるため、自らも防災組織を編成し自衛組織の充実に努めるよう指導する。（災害対策基本法第 5 条第 2 項、第 7 条）

1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織はあらゆる災害の予防活動をはじめ、大地震や風水害時における出火防止、初期消火、被害者の救出および安否確認、遺体の搜索、身元確認、避難立退きの受入れ、炊き出し、生活必需物資の配給、医療斡旋、応急復旧作業等について、地元消防機関等公共的団体と協力して応急対策活動を実施するものとする。

2 自主防災組織の必要性の啓発と指導

自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的に広報紙等で啓発し、防災に関する意識の高揚を図る。さらに、災害予防や応急救助活動を有効に進めるため、住民の十分な理解と協力により、自主防災組織の整備拡充を図るものとする。

また、市は、県と協力し、リーダー育成のための講習会を開催する。その際、講習内容を男女共同参画の視点を取り入れたものとするとともに、女性リーダーの育成および男性リーダーの理解促進につながるよう配慮する。なお、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の配置など、女性の参画が促進されるようにする。仕事別の班分けにあたっては、各班に男女とも配置し、作業が性別により偏らないようにする。

3 防災指導員と市民防災員制度および市民活動団体（者）の運用

所定の防災員講習を修了した市民を市民防災員として認定し、これらの者が市内各地域、職域等で防災意識の普及啓発等に努め、さらに市民防災員を消防職員、団員OBからなる防災指導員が側面から支援することにより、市域全体の防災力を高めようとするものである。また、防災指導に市民からの幅広い見識を取り入れるために、市民活動団体(者)で、活動実績を有するものを「草津市ぼうさい応援隊」として登録し、共助による防災体制を推進する。

4 事業所の自主防災体制の強化

事業所の自主防災組織も、災害発生時には周辺地域の自主防災組織と連携し、地域での防災救助活動を支援する体制づくりを進める。

また、事業所の危険物施設は災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が極めて大きいことから、事業所の自主防災体制の強化および相互間の応援体制を確立し、防災活動に関する技術の向上を図る等、その育成強化に努める。

第2 現況

地域住民による「自主防災組織」では火災予防を中心とした啓発活動をはじめ、消防水利設備の維持管理、火災時における初期消火活動、大規模地震発生時における初動活動の訓練を実施している。

また、一定規模以上の事業所等では、防火管理者が消防計画を作成し、災害の防止や被害の軽減を図っている。

第3 事業計画

1 住民の自主防災組織

(1) 住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成、座談会、講演会等の開催を積極的に取り組むものとする。

(2) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで適正な規模の地域を単位として、組織の設置を図るものとする。

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(3) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、それぞれの組織において規約および活動計画を定めておくものとする。

(4) 自主防災組織の育成と連携強化

ア 目的等

(ア) 市内の町内会等が地域住民の自主的な防火・防災活動を促進し、もって自治の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図る。

(イ) 平常時：防災知識の修得、普及、訓練の実施

(ウ) 災害時：通報連絡、初期消火、統制のとれた避難行動、避難誘導、救護、統制ある避難所の運営等の活動を行う。

イ 実施方法

要綱に基づき住民の自主防災組織結成の促進と災害時に必要な資機材等の支援を図る。また、組織の中心となるリーダーを育成するため講習会を開催するとともに、その場への女性の参画の促進に努める。その際、講習内容が男女共同参画に加え、多様な性的指向・性自認に関する視点を取り入れたものとなるよう配慮する。

(5) 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載しておくものとする。

ア 地域の周辺および危険が予想される箇所を点検し、その状況の把握および対策の実施方法

- イ 地域住民相互の能力に応じた任務の分担
- ウ 自主防災訓練の時期、内容等に関する計画の樹立、および市の行う訓練への積極的参加計画
- エ 防災機関、本部、各班および各世帯の情報伝達系統等の確立
- オ 出火防止、消火に関する役割、消火用資機材等の配置場所の周知・徹底、点検整備
- カ 避難所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資等の明確化
- キ 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設等の方法の確立
- ク その他自主的な防災に関する事項

(6) 自主防災組織等の育成支援

市内各地域での防災力の向上のため、草津市市民防災員、草津市防災指導員は、相互に連携しながら、自主防災組織の適正な運営に協力するものとする。

ア 市民防災員の責務

地域の自主防災組織等の運営および訓練企画等について助言する等、地域、職域においてそれぞれの構成員とともに活動し、防災意識の普及啓発等にあたる。

イ 防災指導員の責務

地域の自主防災組織等の運営および訓練企画等についての助言、指導、および自主防災組織間の情報交換の促進にあたる。また、市民防災員に対する助言や人材確保に協力する。

2 企業の自主防災組織

自主防災組織の活動範囲は、自己の管理範囲が原則であるが、災害の規模、状況に応じ関係機関に応援、協力するものとする。なお、事業所内だけに限らず、周辺地域の他の自主防災組織とも常時連絡体制を整え、合同訓練を実施する等、災害の際に有機的に機能できるよう体制を整えておくものとする。

(1) 事業所の役割

ア 災害時に果たす役割

- ・従業員、顧客の安全
- ・経済活動の維持
- ・災害救助活動や各復旧活動への参加
- ・地域自主防災組織やボランティア活動の支援

イ 平常時の役割

- ・自主防災組織の育成
- ・防災訓練の実施
- ・地域での防災訓練への参加
- ・防災マニュアルの作成
- ・防災体制の確立

資料編 I-13：草津市自主防災組織設置要綱

資料編 I-14：草津市自主防災組織補助金交付要綱

資料編 I-15：草津市自主防災組織一覧

第12章 避難行動要支援者(災害時要援護者)安全確保計画

[総務部総括班、避難対策部避難所班、救援部要支援者支援班]

第1 計画方針

高齢者、障害者等のいわゆる避難行動要支援者(災害時要援護者)(以下「要支援者」という。)は、災害の認識や避難指示等の災害情報の受理、自力避難等において困難な状況にあることから、災害時には、通常の住民に比べ、犠牲になる確率が高いと考えられる。

よって、市は、県と連携して、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、要支援者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図り、災害時における要支援者の安全確保に万全を期すものとする。

第2 現況

市域には、障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の災害時に援護が必要な人々が多数生活している。このため、現在は独居高齢者等に急病や事故等の緊急事態が発生した場合、電話回線を介して緊急通報システム受信センターに通報できる「緊急通報システム」を導入し、防災体制の推進を図るとともに、市内で障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所と災害時における福祉避難所等の開設・運営に関する協定を締結している。

資料編 I-11: 草津市緊急通報システム利用要綱

資料編 I-12: 草津市障害者緊急通報システム事業運営要綱

資料編 IV-1: 避難所等一覧表

また、国際化が急速に進展しつつある今日、外国人労働者等が増加傾向にあり、今後、災害時における防災情報の多言語化等、外国人の防災対策を推進するため平成27年に「機能別消防団員」を編成した。

第3 事業計画

自力で避難することが困難な高齢者・障害者等要支援者を適切に避難誘導するため、市の災害対策本部・救援部に要支援者支援班を編成し、地域住民や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団体、福祉の専門家等との連携を図りながら、平常時から要支援者の名簿を作成するとともに、個別避難計画(一人ひとりのプラン)の作成を徹底し、適切な避難誘導體制の整備に努める。また、要支援者やその介助者が普段から風水害に関する基礎的な知識や風水害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、避難支援マニュアルの作成を図るとともに、要支援者個別避難計画の作成、災害時即時連絡対応ができるように連携を図る必要がある団体、専門家等のリスト化を検討する。

さらに、要支援者を災害から保護するため、おおむね次の事項について推進を図る。

1 要配慮者利用施設における対策

要配慮者利用施設については、災害時に余裕をもった避難体制を整備することが必要であり、以下の対策を総合的に実施する。また、水防法の浸水想定区域および土砂災害防止法の土砂災害警戒区域等に存する要配慮者利用施設の管理者等は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」を作成するとともに、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する。

また、要配慮者利用施設の管理者等は、施設毎の規定（介護保険法等）や災害毎の規定（水防法等）により、防災計画を作成することとされているが、この防災計画には自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、防災計画等の内容や避難訓練の実施状況について、施設開設時および市による定期的な指導監査等の機会を通じ、防災計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、また避難先の確保状況等について確認するよう努める。

なお、市は、ハザードマップ等による施設管理者への啓発に努め、情報伝達体制および避難体制の整備を図る。

- (1) 施設における防災計画・避難確保計画の策定
- (2) 施設における防災・避難訓練の実施
- (3) 施設の構造、消防設備等の安全点検
- (4) 地域社会との連携
- (5) 緊急連絡先の整備
- (6) 緊急時の通信手段の確保
- (7) 避難施設の優先的確保
- (8) 避難方法、手段の確保
- (9) 施設間における災害援助協定の締結

資料編 VI-18：土砂災害警戒区域指定位置図

資料編 VI-19：浸水想定区域図

県において公表されている「洪水浸水想定区域図（琵琶湖、草津川、野洲川下流）」および「地先の安全度マップ（中小河川、内水氾濫等）」上、特に水害リスクの見込まれる要配慮者利用施設リストを資料編に示す。

資料編 VI-20：水害リスクの見込まれる要配慮者利用施設リスト

2 地域における要支援者対策

- (1) 独居高齢者、高齢者世帯等に対する緊急通報システムの整備拡充
- (2) 介護者、ホームヘルパー、ボランティア等に対する防災知識普及の徹底
- (3) 幼児等に対する防災教育の実施
- (4) 要支援者に対する住民理解の徹底
- (5) 消火器、簡易火災感知器、ガス漏れ警報器、非常ベル等の防災機器や防災物品等の普及

- (6) 地域の自主防災組織や民生委員等と連携し、風水害発生時に援助を必要とする要支援者の実態把握、風水害発生時における要支援者の安否確認、避難誘導

3 要支援者の避難体制の整備

(1) 要支援者に対する「【警戒レベル3】高齢者等避難」

要支援者に対しては、「【警戒レベル3】高齢者等避難」を発令し、避難の開始を求める。また、避難支援者（一人の要支援者に対して1～2人の支援者を確保）に対しても支援の開始を求める。

(2) 避難行動要支援者対象者名簿の整備

市は、平常時より自治会もしくは地区ごとに要支援者を指定し、避難行動要支援者対象者名簿（以下「要支援者リスト」という。）を作成するものとする。また、要支援者リストについては、地域における要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者登録者名簿（以下「要支援者登録リスト」という。）を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、県が独自に保有する要配慮者の情報について、県より提供を受けるものとする。

(3) 要支援者個別避難計画の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局、保健・医療担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、要支援者リスト情報に係る要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、要支援者本人および避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等によ

り、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

なお、市は、取組にあたって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」および「防災と保健・福祉の連携促進モデル『滋賀モデル』」を参考とし、「草津市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を定めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4) 要支援者および支援者への避難情報の伝達

風水害時における情報伝達であり有線電話で伝達する。また、情報伝達漏れを回避するため、多様な情報伝達手段の活用ならびに障害者に対しては障害特性に応じた情報伝達手段を使用する。また、支援者による伝達（確認）を実施する。

(5) 要支援者および支援者への情報伝達体制

確実な情報伝達を確保するため、複数の情報伝達システムを作成し情報伝達の多重化を図る。具体的には、自治会、自主防災組織を通じた伝達システム、避難支援者の伝達システム、介護等福祉担当者による伝達システムを構築し、それぞれ伝達システム図を作成する。なお、福祉担当者による伝達には介護保険関係組織に協力を要請する。

(6) 在宅療養者への対応

在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、たん吸引を利用して療養中の患者は、代替えの機器等が確保できず生命に危険が生じる恐れがあり、在宅での療養を継続することが困難となる可能性が極めて高いことから、在宅療養者の安否確認体制の構築、搬送、地域外の医療機関との連携などの体制整備に努める。

4 要支援者に対する避難所等での生活環境の配慮

(1) 福祉需要に対応できる避難所の指定

要支援者が避難所での生活により体調を崩す場合が考えられるので、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくバリアフリーの視点に基づく整備を図るとともに、要支援者が避難生活を過ごす居室についても、プライバシーの確保等に配慮を心がける。また、要支援者の生活環境に配慮した福祉需要に対応できる避難所の確保を推進することとし、公共施設の指定を検討する。なお、要支援者の状況を踏まえてできる限り速やかに福祉需要に対応できる避難所へ要支援者を避難させる。福祉需要に対応できる避難所への避難が困難な場合、避難所内に「福祉避難室」を確保する等の配慮を図る。その場合、要支援者の体調管理のため、介護要員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

(2) ホテル、旅館等の活用

要支援者を福祉需要に対応できる避難所等で十分収容できない場合、ホテル、旅館等を借上げ、要支援者の避難場所とし、体調管理に万全を期す。

また、避難生活が長期にわたることも考慮し対応を検討しておく。

(3) 緊急入所

体調の悪い要援護者については、福祉施設への緊急入所措置をとり、要支援者の体調管理に万全を期す。

(4) 保健師等による避難場所等での健康状態の管理

避難所における要支援者の体調管理を図るため、保健師、看護師等による巡回を実施し、健康状態の把握に努める。なお、保健師等が不足する場合は、県、他市町、他府県に応援を要請し確保を図る。

(5) 応急仮設住宅への優先的入居および高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置

住宅被害が深刻で応急仮設住宅が必要な場合は、一定割合について、要支援者に配慮した構造のものを設置する。

また、入居にあたっては、要支援者の優先的入居を実施する。

なお、同一敷地内または近接する敷地内に概ね 50 戸以上建設した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。加えて、被害状況に応じて県と協議を行い、日常生活上特別な配慮を要する複数の者を収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有する応急仮設住宅（「福祉仮設住宅」）を設置する。

5 外国人等に対する対策

(1) 地域社会との連携

(2) 外国人向け防災教育パンフレット等による広報活動

(3) 機能別消防団員との連携

(4) やさしい日本語の普及

第13章 災害ボランティアへの支援

水害等の災害発生時においては、大量の廃棄物処理や土砂の除去等を始めとする、被災時における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策が必要となる。

このような支援対策におけるボランティアの役割は非常に重要であり、そのボランティアの活動支援体制と市等の関係機関との連携体制の確立が重要である。

市では、昭和62年に設置されたボランティア基金へ拠出し、草津市社会福祉協議会と締結した「災害ボランティアセンターの運営に関する協定」に基づき、災害時における効果的なボランティア活動の推進を図る。

第14章 文化財災害予防計画

[避難対策部学校対策班、消防部消防班]

第1 計画方針

文化財は貴重な国民的財産であって、その保存継承のためには万全な配慮が必要であり、文化財の現況を正確に把握し、災害に対する予防対策を策定し、防火施設の整備を推進するとともに、保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。

文化財の所有者および管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理にあたるものとし、管理等に関して勧告、指導、助言があった場合は、すみやかに改善等の適正な措置を講ずるものとする。

第2 現況

本市には、文化財保護法・県文化財保護条例ならびに市文化財保護条例に基づき指定された文化財が存する。

これらの文化財を火災等の災害から守るためには、所有者および地域住民の文化財愛護ならびに防災意識の高揚を図るとともに、防災体制の整備、防災対策の強化が必要であると考えられる。このため、文化財保護思想の普及、啓発活動を推進するとともに防災訓練の実施、文化財管理状況の巡視、査察を徹底し、所有者等に対する指導を強化する。

また、火災の早期発見、初期消火に有効な警報設備、消火設備、避雷設備等の防災設備の設置について、今後も引き続き財政的支援を行いつつこれらの整備を促進する。

なお、文化財の所有者および管理者は文化財保護法等に基づき、指定文化財の良好な維持、管理、保存にあたることとし、災害時においては消防機関および教育委員会に対して早期に通報するとともに地元の自主防災組織(自衛消防隊)との連携も図りながら初期消火活動等に努めるものとする。

資料編 VII-6：文化財の指定状況等

第3 事業計画

1 防災対策の強化

(1) 施設の整備

警報設備、消火設備、避雷設備等、防災設備設置の促進と設備の定期点検ならびにそれに基づく指導・勧告を強化する。

(2) その他

ア 火気の使用制限、禁火・禁煙区域の設定、火除け地・消防道路の整備の促進

イ 文化財保存施設の建設の促進

2 防災体制の整備

(1) 自主防災組織の編成、巡視の励行、環境の整理・整頓等の指導・勧告

(2) 通報・情報・警報等連絡体制の確立

(3) 防災訓練の励行促進

(4) 震災等に対処するための木造建造物等の点検

3 文化財保護思想の啓発・普及および防災訓練等の推進

(1) 文化財保護強調月間・文化財防火デー等の恒例行事を通じて防火防災意識の高揚と周知徹底を図る。

(2) 消防機関と連携のうえ、防火査察・防災訓練を実施する。

第 15 章 帰宅困難者対策

東日本大震災や、平成 23 年台風 12 号では、多くの帰宅困難者が発生し、徒歩や車による帰宅者による道路の渋滞も発生した。

このため帰宅困難者の支援体制の確立と企業や学校との連携体制整備、帰宅困難となった場合の対応法に関する普及活動、災害時交通状況に関する情報の伝達体制整備、二次災害の防止体制の確立を図り、さらには鉄道事業者やバス事業者等との連携協定の締結、帰宅困難者を想定した訓練を検討する。

第 16 章 物資の確保と緊急輸送体制の整備

市および市民、企業、県は、避難者および帰宅困難者に基づき、非常食および生活必需品の備蓄を推進するとともに隣接市町との連携に努める。

また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごとやその近郊における分散備蓄を進めるとともに、物資の調達方法、生産あるいは流通業者などの企業との連携体制、物資に関する情報収集方法と収集経路、市民への物資に関する情報提供方法についての事前対策を検討する。

市および県は、災害時における備蓄された物資の速やかな供給体制の確立と連携体制の確立を図る。

さらに、市および県は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況

の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設するとともに、効率的な運営ができるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第 17 章 災害復旧・復興への備えの強化

第 1 地籍調査の推進

災害発生時の円滑な復旧の基本情報となる土地情報（所有者、地番、境界等）を復元可能な数値データで整備・保存する地籍調査の推進を図る。

第 2 重要情報の保全

市や県、各防災関係機関は、災害時の円滑な復旧・復興のため、各所管事業に係る土木建築構造物や地下埋設物に関する図面等の重要情報の保全を図る。さらに災害時に施設情報のみだけでなく、市民情報等市政に係る情報が失われることがないように、重要情報のバックアップ、分散化を図る。

第 18 章 複合災害対策

国および県と連携し、複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、備えの充実に努める。災害対応に当たる要員、資機材等については、後発災害の発生が懸念される場合、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じないように要員・資機材の投入の判断を行うように努めるとともに関係機関への支援を要請する。

第4部 災害応急対策計画

第1章 防災組織整備計画

第1節 組織計画

[総務部総括班、各部各班]

第1 計画方針

災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合に、災害活動体制を組織し、応急対策を強力かつ迅速に推進する。特に、風水害については、ある程度予測可能な災害であることから、気象予警報等の気象情報をいち早く入手し、迅速かつ適切な防災体制を確立することにより災害を未然に防止し、住民の生命および財産の保護に努める。

また、県をはじめ他の防災関係機関と緊急な連携、協力のもと災害応急対策の万全を期す。

第2 草津市の組織

1 草津市災害警戒体制

市災害対策本部設置以前の体制としておおむね次の基準により配備体制につき、気象、水防等の情報収集およびその通報にあたる。

なお、水防体制から警戒体制に移行した時は、水防体制を吸収し、組織の一元化を図る。

(1) 警戒準備体制

配備内容	配備時期
災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行いうる体制とする。	次の注意報または警報の1以上が近江南部に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪警報

(2) 警戒1号体制

配備内容	配備時期
災害関係部課の職員で情報連絡活動が行いいうる体制とする。	次の警報の1以上が近江南部に発表され、かつ、市長が必要と認めるとき。 台風等により、事前に被害が予測され、かつ、市長が必要と認めるとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報

(3) 警戒 2 号体制

配備内容	配備時期
配備を強化し、災害警戒本部の配置の場合に備えるものとする。	次の警報の 1 以上が近江南部に発表され、かつ災害の発生が特に予想されるとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報

(4) 草津市災害警戒本部

配備内容	配備時期
配備を強化し、災害対策本部の配置の場合に備えるものとする。	事態が切迫し、危険性が大きく、警戒体制では、処理しかねると認められる場合。

(5) 編成組織

警戒 1 号・警戒 2 号および災害警戒本部体制の災害発生時には、災害対策本部設置時の任務分担に準じて対応するものとし、おおむね次の体制により初動体制をとるものとする。

※各部門においては相互に情報伝達、指示・回答を行うものとする。

※各班においては市民等から寄せられる情報、問い合わせに対応できるよう、情報収集班との連絡を密にすること。

※各班にて受けた情報は、班長が判断しうる情報であれば、班内にて処理し、必要に応じて本部連絡員、各部長に報告を行い、指示を仰ぐものとする。なお、その際の処理内容については情報収集班に連絡すること。

※他班担当の情報が班内に入った場合、同部内の班担当の情報であれば班長が担当班に連絡するものとし、他部担当の情報であれば、本部連絡員を通じて連絡すること。

※詳細な情報伝達系統については、職員用のマニュアルを作成し、災害に備えるものとする。

(6) 勤務時間外に配備の決定がされた場合による基本的遵守事項

ア 自家用車での登庁が可能な状況にあるとき、車両は立体駐車場に駐車すること。

イ 登庁職員は、部単位でとりまとめ次の事項を明記し、別紙により総括班まで報告すること。

(ア) 登庁した職員の所属、氏名および補職名

(イ) 登庁した時間

(7) 県への報告

市長は、災害警戒本部設置および解散について、速やかにその旨を県本部に報告する。また、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、FAX、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

2 草津市災害対策本部

災害対策本部は、以下の基準により設置し、または廃止する。

災害対策本部を設置したときは「草津市水防本部」を災害対策本部のなかに吸収し、組織の一元化を図る。

(1) 草津市災害対策本部の設置および廃止基準

ア 設置基準

(ア) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、市長が必要と認めたとき。

(イ) 気象業務法に基づく特別警報が発せられ、市長が必要と認めたとき。

(ウ) 気象業務法に基づく暴風、大雨、または洪水、その他の警報が近江南部に発せられ、市長が必要と認めたとき。

(エ) 市域または近辺に火事、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めたとき。

なお、地震が発生した場合の設置基準等については、震災対策編応急対策計画で定める。

イ 廃止基準

(ア) 市域において、災害発生のおそれが解消したとき。

(イ) 災害応急対策がおおむね完了したとき。

(ウ) その他本部長が認めたとき。

※災害の発生状況により災害対策本部開設前、および本部閉鎖後においても、各班は必要に応じて災害対策本部開設時の任務分担に準じ対応するものとする。

資料編 Ⅲ-1：草津市災害対策本部組織

(2) 現地対策本部

特定の地域に被害が集中し、本部長が局地的な対応が必要と判断した場合は、当該地域に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の体制等については、当該災害の規模等に応じ、その都度決定する。

(3) 本部の任務分担

各班の任務分担を資料編に示す。

ただし、災害の状況により他班の応援を行うものとし、分担表に掲げる以外の任務分担は、草津市事務分掌規則による。

また、平常時においても、対策本部各班の任務分担表に基づき、業務を実施するものとする。

資料編 Ⅲ-2：各班の任務分担表

(4) 対策本部の設置および配備ならびに本部廃止の伝達

ア 本部総括班は、各部（長）に伝達するものとする。

イ 本部総括班は、防災会議構成機関に伝達するものとする。

ウ 本部広報渉外班は、設置および廃止が決定したときは報道機関に通知し、市民への公表を図るものとする。

(5) 県への報告

市長は、災害対策本部設置および解散について、速やかにその旨を県本部に報告する。また、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、FAX、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

第3 職員の証票

災害応急対策において、市の職員が災害対策基本法に基づき、施設、家屋、または物資の所在する場所もしくは物資を保管する場所に立入り、検査を行う場合における職員の身分を示す証票は草津市職員証とする。

第2節 動員計画

[総務部総括班、各部各班]

第1 計画方針

災害の予防および災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員の動員について、その要領等を定める。

第2 草津市の動員

1 災害警戒体制

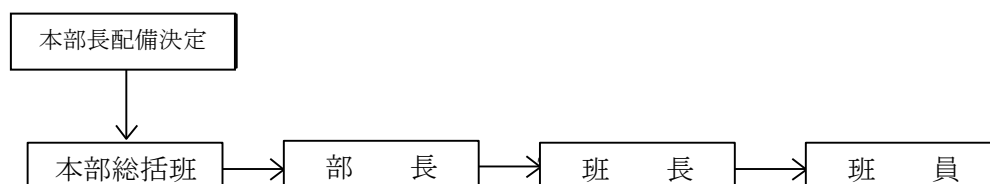
- (1) 警戒1号、警戒2号および災害警戒本部を設置するに至らない場合は、平常の勤務体制で対処し、勤務時間外においては、おおむね「草津市職員警戒体制時動員計画」により配備する。

なお、出先機関の職員については、各部長が伝達する指示・命令に従うものとする。

- (2) 警戒1号、警戒2号および災害警戒本部を設置した場合は、情報収集等災害対策に関する連絡調整に万全を期し、状況により、必要な応急対策が実施できるよう配備する。配備人員基準はおおむね「草津市職員警戒体制時動員計画」のとおりとする。ただし、避難所の従事者については、「風水害時等における避難所動員方針」に基づき、平常の勤務体制において水防体制に動員される所属を除き、各部から動員を行い、避難所での従事期間は、避難対策部が伝達する指示・命令に従うものとする。

- (3) 動員方法（動員の連絡系統）

職員の動員は、本部長の配備決定に基づき次の系統で伝達するものとする。



資料編 Ⅲ－3：草津市職員警戒体制時動員計画

資料編 Ⅲ－4：風水害時等における避難所動員方針

2 災害対策本部を設置した場合の配備体制

- (1) 災害対策本部を設置した場合の配備体制は、原則として、次のとおりとし、本部長の指令に基づき、各部長または各班長が災害の状況に応じ、本部指令を基準として動員するものとする。

配備内容	配備人員
市が全力をあげて防災活動を実施する体制	職員全員

(2) 動員方法

ア 動員の連絡系統

職員、団員の動員は、本部長の配備決定に基づいて、伝達するものとする。

イ 動員の伝達

- (ア) 勤務時間内における動員の伝達は、庁内放送、電話等により行う。
(イ) 勤務時間外における動員の伝達は、一般加入電話・携帯電話・職員向け緊急連絡メールにより行う。
(ウ) 勤務日以外の日における動員の伝達は、市役所守衛室からあらかじめ定められた順序に従い、上記(イ)と同様の方法により行う。

(3) 職員の応援

各班における災害応急対策実施にあたって、職員が不足するときは、次の方法により、他の部班から応援するものとする。

ア 資料編Ⅲ－2各班の任務分担表により応援を行う。

イ 部外から応援を受けようとするときは、本部に次の応援条件を示して要請するものとする。なお、部内については部内で調整するものとする。

- (ア) 作業の内容
(イ) 就労場所
(ウ) 応援の職種別および人員
(エ) 携帯品その他必要事項

第3節 水防計画

[建設部河川班]

第1 総則

水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、草津市における水防活動の実施に必要な事項を定め、河川、ため池等の洪水による水災を警戒、防御し、その被害を軽減することを目的とする。

第2 水防責任

水防管理団体たる市は、水防法第3条の定めるところに従い、水防組織、器具資材を整備し、それぞれの管理区域内の水防を十分に果たさなければならない。

第3 水防体制

1 水防本部の非常配備

(1) 配備の基準

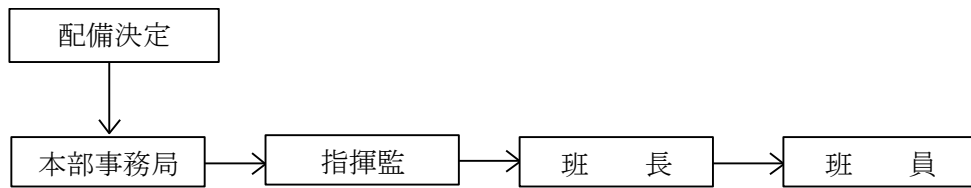
配備の種類	配備時期		
	時間雨量	積算雨量	その他
レベル2体制	予測・実測 20mm/h 以上	予測・実測 30mm/3h	周辺雨量地点で10分間で10mm以上の降雨を観測し、雨雲が草津市内に影響ありそうな時は、水防体制指標に限らずレベルを発令する場合がある。
レベル2.5体制	リスクスケールとしてはレベル3であるが、レベル3体制をとる必要のない場合、または、リスクスケール2であるが、現場対応が多い場合。		
レベル3体制	予測・実測 30mm/h 以上	予測・実測 50mm/3h	
レベル4体制	予測 50mm/h 以上 実測 40mm/h 以上	予測・実測 70mm/3h 150mm/24h	西矢倉（草津川）水位氾濫注意水位超過（310cm）
レベル5体制			西矢倉（草津川）水位避難判断水位超過（340cm）

資料編 III-4：水防体制動員基準

資料編 III-5：水防組織

(2) 動員方法

ア 連絡系統



イ 連絡方法

庁内放送または電話等による。

2 本部事務分掌

本部長	統 轄
副本部長	本部長の補佐または代理
指揮監	本部長の補佐、各班分団の指揮
事務局	本部の庶務 情報収集 各班との連絡 各機関との連絡 記録、広報 技術的指導
調査班	主要河川の巡視 危険ため池の巡視 堤防等の危険度調査
連絡調整班	現場と本部との調整 樋門・ため池管理者への連絡
資材工作班	資機材調達配分（資材機械班の補佐） 現場活動（工作班の補佐）
資材機械班	作業員の搬送 資機材調達配分
救助班	} 避難誘導 人命救助 増水状況の調査 作業員、資機材の配備 現場活動 人命救助 財産保護
工作班	
分 団	

3 その他関係課との連絡調整

本部事務局は、情報、警報、予報、被災状況および水防活動等の広報活動（対外発表を含む。）について、災害対策本部総括班と連絡調整を行うものとする。

第4 水防活動

1 巡視

気象予警報等が発令され必要と認められるときは、パトロール班を編成し、河川、危険ため池等の巡視を行う。

パトロール班は危険箇所を発見したときは、無線等により、速やかに水防本部に報告するとともに、「パトロール結果報告書」を提出することとする。

資料編 VI-7：重要水防区域および危険箇所

資料編 VI-18：土砂災害警戒区域指定位置図

資料編 IX-11：パトロール結果報告書

2 河川水位の監視

河川の増水が予測または進行するときは、本部長は要監視区域ごとに監視員2名を配備し、堤防あるいは護岸その他河川施設の巡視にあたらせ、下記の場合、本部長に通報するものとする。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) その後水防団待機水位（通報水位）に下がるまで1時間おき。
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (4) 氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。
- (5) 氾濫注意水位（警戒水位）より下がったとき。
- (6) その他特に必要と認めたとき。

3 防災重点ため池の監視

ため池の管理者は水位状況を監視し、危険性に対して必要な措置をとるとともに、その結果を本部長に報告するものとする。

4 工事箇所の監視

工事施工者は、工事中の箇所において、水害の危険が予測されるときは、その箇所や工事施設について本部および工事担当課と連絡を密にし、厳重な警戒と適切な措置を講じなければならない。

5 水防出動

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、消防機関に対して出動準備を命ずる。

ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。

(2) 待機

消防機関に属するものは、第1水防信号が発せられたときは速やかに所定の詰所に集合するものとする。

分団長は、団長および調査班と連絡のうえ、堤防、ため池等の監視のため団員を

派遣するものとする。

(3) 出動

本部長はおおむね次の場合、出動を命ずるものとする。また、水害危険がないと認められる地区の分団に対し、危険の切迫した地区への応援を命令するものとする。

ア 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

イ その他水防上必要とみとめたとき。

(4) 住民の出動

水防本部の要員のみでは防御困難なときは、水防法第 24 条の規定に基づき住民等を出動させる。

(5) 避難および救助

ア 河川等の氾濫により危険が切迫したとき、水防管理者は、必要と認める区域内の居住者に対し、立退きまたはその準備を指示する。この場合、遅滞なく草津警察署長にその旨を通知しなければならない。

イ 消防職団員、警察官は水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限またはその区域から退去等を命令する。

資料編 Ⅲ-6：水防区域の分担

第 5 水防信号

1 水防信号の種類

種 別	内 容
第 1 信号	水防団待機水位(警戒水位)に達したことおよび水防活動のための待機を知らせる。
第 2 信号	消防機関に属する者が出動すべきことを知らせる。
第 3 信号	市域に居住するものが出動すべきことを知らせる。
第 4 信号	必要と認める地区内の居住者に避難退去を知らせる。

2 水防信号の方法

種 別	サイレン信号 (吹鳴方法)	警鐘信号 (打鐘方法)
第 1 信号	「5 秒吹鳴 10 秒休止」の繰返し	打 休止 5 秒 打 休止 5 秒
第 2 信号	「7 秒吹鳴 7 秒休止」の繰返し	打打打 打打打 打打打
第 3 信号	「10 秒吹鳴 5 秒休止」の繰返し	打打打打 打打打打
第 4 信号	「30 秒吹鳴 3 秒休止」の繰返し	乱 打

(注) 信号は適宜の時間繰返し、必要があればサイレン信号と警鐘を併用してもよい。

第 6 決壊等の即報等

1 即 報

(1) 本部長の即報事項

次の事項が発生したとき、本部長は南部土木事務所を通じ県知事に即報する。

- ア 水防本部を設置したとき。
- イ 河川の堤防が決壊またはこれに準ずる事態が発生したとき。
- ウ 他の水防管理者等に応援を要請したとき。
- エ 本部を廃止したとき。
- オ その他必要と認めるとき。

(2) 消防団長、西消防署長、南消防署長の即報事項

次の事項が発生したとき、消防団長、西消防署長、南消防署長は水防本部長に即報する。

- ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- イ 水位通報のための監視員を配置したとき。
- ウ 堤防の決壊またはこれに準ずる事態が発生したとき。
- エ 住家に水害の危険が切迫したとき、または山崩れの危険が切迫したとき。
- オ 水防作業を開始したとき。
- カ 道路、橋梁を流失したとき。
- キ 障害物の出現等により道路等の通行が不能となったとき。
- ク 流失、倒壊の家屋が生じたとき。
- ケ 死傷者が発生したとき。
- コ 水防作業が終了したとき。
- サ その他報告が必要なとき。

2 報 告

本部長の報告事項

本部長は、水防が終結したときは、「水防実施状況報告書」を、滋賀県南部土木事務所長を経由して滋賀県水防本部長に報告する。

資料編 IX-12：水防実施状況報告書

- ア 報告書は箇所毎に作成する。
- イ 水防に使用した資材は別に報告する。
- ウ 水防作業を実施しなくとも警戒のため出動した場合も本表により提出する。

第7 水防訓練

- (1) 水防法第32条の2の規定により、毎年消防機関等の水防訓練を実施し、水防作業を習熟させ水防活動の円滑を図るものとする。
- (2) 水防訓練を実施する場合は、あらかじめその日時、場所、方法等について、南部土木事務所長ならびに県土木交通部長に連絡し、指示を受けると共に、終了後は、その状況を報告するものとする。

第2章 気象予警報伝達計画

[総務部情報収集班、建設部河川班]

第1 計画方針

気象予警報等その他災害に関する情報は、防災関係機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を図るものとする。

第2 計画内容

1 注意報、警報等の種別

この計画における注意報、警報等の種別および基準は次のとおりとする。

(1) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、彦根地方気象台がその旨を警告して行う予報。大雨特別警報については警戒レベル5に相当する。

(2) 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。大雨警報（土砂災害）、洪水警報は警戒レベル3に相当する。

(3) 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、彦根地方気象台がその旨を注意して行う予報。大雨注意報（土砂災害）、洪水注意報は警戒レベル2である。

(4) 気象情報

予報に関する気象情報は、目的別に次のように分けられる。

ア 特別警報・警報・注意報、警報に先立って注意を喚起するもの。

イ 特別警報・警報・注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。

ウ 数年に1度程度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに、一層の警戒を呼び掛けるもの。

エ 少雨、長雨、低温、梅雨等比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。

(5) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県南部、滋賀県北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県、11月1日～翌年3月31日は滋賀県北部、滋賀県南部）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(6) 記録的短時間大雨情報

滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。滋賀県の発表基準は、1時間90ミリ以上を観測または解析したときである。

(7) 洪水予報

ア 琵琶湖洪水予報

琵琶湖周辺については、水防法および気象業務法に基づき、滋賀県と彦根地方気象台が共同して洪水の恐れがあるときに水位を示してこれを一般に周知させるため発表するものをいう。

イ 野洲川洪水予報

野洲川下流については、水防法および気象業務法に基づき、琵琶湖河川事務所と彦根地方気象台が共同して洪水の恐れがあるときに水位を示してこれを一般に周知させるため発表するものをいう。

氾濫注意情報 【警戒レベル2相当情報[洪水]】	氾濫注意水位に到達したとき
氾濫警戒情報 【警戒レベル3相当情報[洪水]】	避難判断水位に到達したとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれたとき
氾濫危険情報 【警戒レベル4相当情報[洪水]】	<u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき</u>
氾濫発生情報 【警戒レベル5相当情報[洪水]】	氾濫が発生したとき

(8) 土砂災害警戒情報・補足情報

土砂災害警戒情報とは、気象業務法および災害対策基本法に基づき、大雨による土砂災害の発生が予想される場合において、土砂災害発生の危険性周知のため滋賀県と彦根地方気象台が共同して市町村単位で発表する情報である。

発表の基準は、過去に土石流やがけ崩れが多発した雨量に基づいて基準を定め今後の予想雨量が基準を超過したとき、避難に必要な時間を考慮し発表する。

滋賀県では、土砂災害警戒情報を補足する情報として土砂災害降雨危険度(1kmメッシュ)および地域区分を提供して、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

(9) 水防警報

水防警報とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または、知事が相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、警報を発するものである。本

市では草津川が該当する。

(10) 水位情報の通知及び周知（氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位））

水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、水位がこれに達したときは、水防管理者に通知し、必要に応じ一般に周知するものである。本市では草津川が該当する。

(11) 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認めるときに、彦根地方気象台が滋賀県知事に対して通報し、滋賀県を通じて市町や消防本部に伝達される。

湖南広域行政組合管理者がこの通報を受けたときまたは気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することとする。

資料編 VIII-1：火災警報の発令基準

2 気象予警報等の伝達方法

(1) 伝達系統

時間内：月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで（ただし、祝祭日を除く。）

資料編 VI-17：気象予警報伝達系統図

(2) 伝達方法

気象予警報が発せられた場合は、災害応急対策に万全を期するため、情報を確実に受信し、次の方法により関係機関に伝達しなければならない。

ア 県等からの気象予警報や気象情報の伝達受信は原則として県防災行政通信ネットワークにより行われる。ただし、彦根地方気象台は、政令で定められた機関に対して平文により通報する。

イ 以降の伝達が必要と判断される気象予警報等の通報を受けたときは、速やかに伝達系統に従い電話、市防災行政無線、広報車等により関係機関、市民に対して周知徹底を図るものとする。

ウ 職員への伝達方法は、気象予警報の内容に応じて庁内放送または電話等により伝達するものとする。

(3) 特別警報発表時の伝達

特別警報については、県等から通知を受けた警報事項について、上記方法により直ちに周知しなければならない。特別警報が解除された場合も同様とする。

3 異常現象発生時の措置

(1) 災害が発生する恐れのある異常な現象（がけ崩れ、洪水等）を発見した者は、直

- ちに市または警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を直ちに市に通報しなければならない。
- (3) 上記(1)および(2)により通報を受けた市は、直ちに次の機関に通報するものとする。
- ア 彦根地方気象台（著しく異常な気象現象）
 - イ その災害に関係のある市町
 - ウ 草津警察署、南部土木事務所
 - エ 西消防署、南消防署

第3章 災害情報通信・伝達計画

第1節 災害情報通信計画

[総務部情報収集班・調査班、建設部各班、消防部消防班、
避難対策部学校対策班]

第1 計画方針

市域に災害が発生した場合、災害状況調査および災害情報の収集は、市における災害応急対策、災害復旧の基礎となるので、迅速かつ的確に行うものとする。

第2 計画内容

1 災害報告の取扱要領

(1) 報告すべき災害

ア 災害の定義

災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象または、大規模な火災、事故等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害をいう。

イ 報告すべき災害

市および防災関係機関は上記の災害の定義に定める災害によって、被害が生じた場合に県に報告するものとする。

2 災害情報の収集

(1) 市

災害が発生し、または発生する恐れのある場合、速やかに情報の収集活動を開始し、被害の状況その他災害応急活動に必要なあらゆる情報の収集に努め、防災行政無線を使用し速やかに本部に連絡するものとする。

(2) 消防署長

消防署長は、消防局および消防署が収集した災害発生直後の被害状況および消防が実施した災害応急対策の実施状況等の情報について、消防局風水害警備計画に基づき草津市長へ速やかに伝達するとともに、早急に対応すべき措置等につき必要な助言をするものとする。

(3) 草津警察署長

草津警察署長は、災害発生直後の被害状況について草津市長へ速やかに伝達するとともに、早急に対応すべき措置等につき必要な助言をするものとする。

(4) 市民

市民は、学区災害対策本部を通じ被害状況を直ちに市（本部）に通報するものとする。

(5) (1)および(2)により収集した情報は、「災害情報等受理通報書」により本部情報収集班で情報事項を整理し、本部総括班に報告するものとする。

資料編 IX-13：災害情報等受理通報書

3 被害調査等

収集した情報により、本部が被害調査または応急対策を必要と判断した場合は、「災害情報等受理通報書」に指示事項を明記のうえ、次の対策を講じる。

(1) 班の編成

被害調査または応急対策にあたっては、収集した災害情報に基づき、関係各部において適時、班を編成し、町内会長、関係機関等の協力を得て実施するものとする。
ただし、災害の状況により各部が合同で活動を実施することが有効である場合は、合同班を編成するものとする。

(2) 県への応援要請

被害が甚大なため、市において被害状況等の調査および応急対策が不可能なとき、あるいは専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めるものとする。

(3) アマチュア無線県支部の応援

市において、被害状況等の調査および応急対策に必要な情報通信を必要とするときは、アマチュア無線県支部の応援を求めるものとする。

(4) 調査の内容

調査にあたっては内閣府政策統括官（防災担当）通知（H13.6.28 府政防第 518 号）の「災害の被害認定基準」に基づき被害の判定をするものとする。

資料編 VIII-3：災害の被害認定基準

(5) 報告

各班長は被害状況等を災害の推移に応じて調査し、応急対策結果をとりまとめ、「災害情報等受理通報書」、「家屋被害調査結果報告書」により総括班に報告し、総括班は本部長に報告するものとする。

資料編 IX-14：家屋被害調査結果報告書

4 り災者台帳およびり災証明書

(1) り災者台帳

被害状況調査のうえ各世帯別の被害状況が判明したときは、速やかに「り災者台帳」を作成するものとする。

資料編 IX-15：り災者台帳

(2) り災証明書

り災者台帳と照合のうえ、「り災証明書」を、り災者に対し交付するものとする。

5 被害即報

- (1) 被害即報は災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的被害および住家被害を優先して即報するものとする。
- (2) 被害即報の内容は、被害状況およびとられつつある措置の概要で、これを例示すればおおむね「災害即報事項事例」のとおりとする。

なお、消防庁の「火災・災害等即報要領」に従い、「即報基準」に該当する災害等が発生した際には県に、「直接即報基準」に該当する災害等が発生した際には県および消防庁に、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲でその第一報の報告をする。

- (3) 市、県機関ならびに防災関係機関は火災、災害およびその他の事故を覚知したときは、それぞれの即報様式により即報するものとする。
また、県本部から指示があったときも同様とする。
- (4) 被害即報事項は、草津警察署（交番・駐在所を含む）をはじめ、関係機関と十分連絡を保ったうえで行うものとする。
- (5) 被害発生を覚知の際は、市本部から県本部へ県防災情報システムでの報告経路を基本とする。（第一報報告時にシステムにその災害名がない場合は、未命名に情報入力を行い、その旨を県防災危機管理局に連絡する。）

ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、他の手段で県地方本部を通じ県本部へ報告する。その際、即報が 2 件以上にわたるときは、先方との関連を十分保持するために、一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。

(6) 即報の様式

ア 市が県に即報する様式

- (ア) 災害被害即報様式（その 1—人・建物）（資料編 IX-1）
- (イ) 災害被害即報様式（その 2—道路・河川等）（資料編 IX-2）
- (ウ) 災害被害即報様式（その 3—農業関係被害、避難指示等）（資料編 IX-3）

イ 消防局が県および消防庁に即報する様式

- (ア) 火災等即報
「第 1 号様式(火災)」（資料編 IX-4）
「第 2 号様式(特定の事故)」（資料編 IX-5）
- (イ) 救急・救助事故即報

(ア)以外の救急事故「第3号様式(救急・救助)」(資料編 IX-6)

ただし、市が状況把握のため必要とした場合は、消防局より即報を求めることができる。

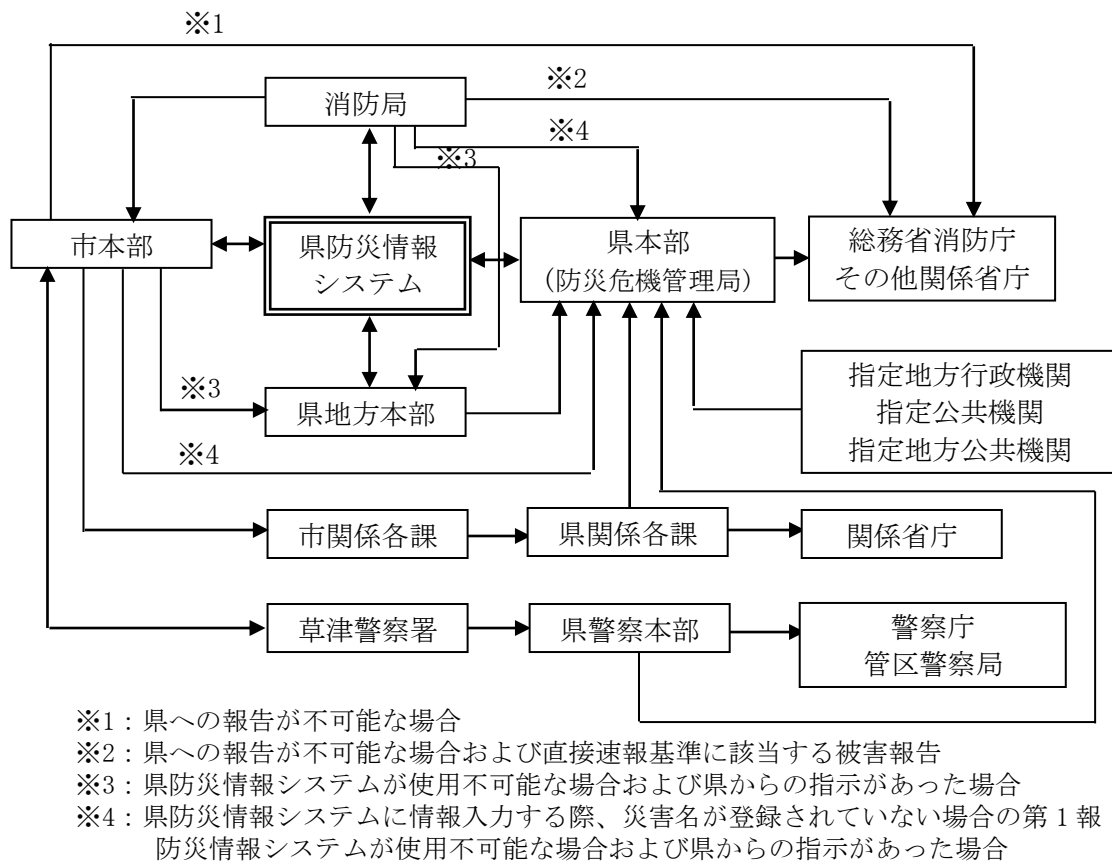
ウ 県が国に即報する様式

(ア)第4号様式(その1)「災害概況即報」(資料編 IX-7)

(イ)第4号様式(その2)「被害状況即報」(資料編 IX-8)

(7) 被害即報は、次の系統により迅速、的確に行うものとする。

[被害即報の伝達系統]



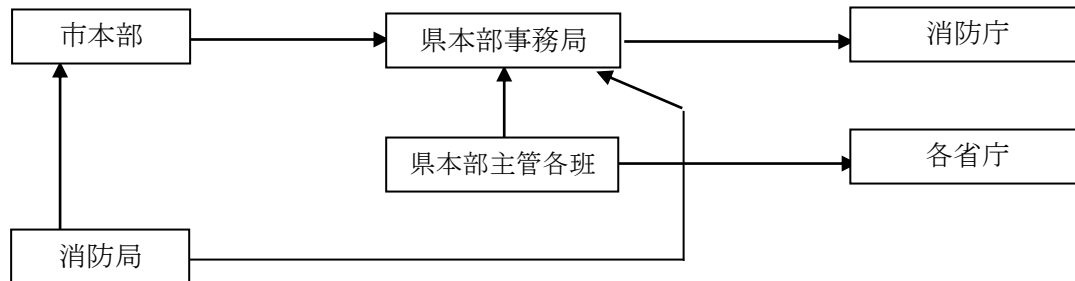
6 災害確定報告

- (1) 災害確定報告は、災害応急対策および災害復旧の基礎となるものであり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて被害の状況報告、確定報告と段階別に行うものとする。
- (2) 最終的な災害確定報告は原則県防災情報システムで災害応急対策が終了した後、15日以内に行うものとする。
- (3) 確定の様式

資料編IX-9 第5号様式「災害確定報告」

- (4) 災害確定報告は、次の系統により迅速、的確に行うものとする。

[災害確定報告の伝達系統]



(注) 関係する県の出先機関のないものにあつては、県本部主管各班とする。

7 防災関係機関との情報交換

- (1) 市災害対策本部および防災関係機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努めるものとする。
- (2) 市災害対策本部で収集した状況は、随時、市防災会議構成機関に通報する。
- (3) 防災関係機関情報交換担当部署
- (4) 県は、被害が甚大な市町に対しては、効果的な被害状況等の収集および相互の連絡のため、連絡員を地方本部から市町本部あてに派遣する。

資料編 III-7：防災関係機関情報交換担当部署

第2節 災害広報計画

[総務部広報渉外班]

第1 計画方針

草津市の地域に係る災害について、被害の状況および応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、市および関係機関が迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般に広報することにより、民心の安定を図るものとする。

第2 計画内容

1 市における広報

市は全域を対象に、または状況により被災地を重点に災害広報活動を行う。

(1) 広報資料の収集

- ア 広報渉外班は、状況に応じ災害現場写真を撮影する。
- イ 本部各部班は、人心の安定のため広報資料の提供を積極的に行う。

(2) 広報事項

広報はおおむね次の事項を重点とする。

- ア 避難の指示

- イ 災害情報および市の防災体制
- ウ 被害状況および応急対策実施状況
- エ 市民および被災者に対する協力および注意事項
- (3) 広報手段
 - ア 市内一斉緊急放送システム
 - イ 広報車による巡回広報
 - ウ 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表
 - エ ホームページ、Facebook、LINE、X等による広報
 - オ 広報紙、チラシ等による広報
 - カ 航空機その他による広報
- (4) 放送機関に対する放送要請

ア 災害放送

市は、防災関係機関およびその他の関係者に対する通知または要請について、災害のため通常使用する手段によって通信できない場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、災害対策基本法第 57 条の規定に基づく放送要請に関する協定（昭和 54 年 6 月 20 日締結）により、日本放送協会大津放送局、(株)京都放送、びわ湖放送(株)、(株)エフエム滋賀に対して、また同法同条に基づく放送要請に関する協定（平成 21 年 4 月 15 日締結）により、県を経由して (株)毎日放送、朝日放送テレビ(株)、関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)に対して、放送を行うことを求めることができる。

資料編 II：協定関係

この場合、市は放送要請の理由、放送事項、希望する放送日等を明示する。前記放送局は要請のあった事項について、放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し放送する。

イ 緊急警報放送

市は、災害に関し、次に掲げる事項を緊急に住民に周知徹底をする必要がある場合は、上記協定に基づき締結した「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」により県を経由して（市と県との間が通信途絶等特別の事情がある場合は、直接行う。）日本放送協会大津放送局長に放送を求めることができる。

資料編 II：協定関係

- (7) 災害が発生し、または発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を保護するため【警戒レベル 3】高齢者等避難、【警戒レベル 4】避難指示等災害に関する重要な情報の伝達、ならびに予想される災害の事態およびこれに対してとるべき措置
- (4) 災害時における混乱を防止するための指示等

(ウ) その他市が特に必要と認める事項

2 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各々、災害の態様に応じ適宜適切な災害広報を実施するものとし、広報事項は、市本部に通知するものとする。

(1) 日本放送協会大津放送局、びわ湖放送(株)、(株)京都放送、(株)エフエム滋賀

ア 災害時または災害の発生が予想される場合には、災害関連番組を編成する。

イ 市、その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。

(2) 関西電力(株)、関西電力送配電(株)

事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS およびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(3) 大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部

広報車および報道機関等により被害箇所の復旧見通しやガス漏れによる事故防止について市民への周知に努める。

(4) NTT 西日本(株)滋賀支店

ホームページ、広報車および報道機関等により被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について市民への周知に努める。

(5) 西日本旅客鉄道(株)（京滋支社）

被害箇所の見通しや、輸送の状況について駅内の掲示板等に掲示して一般への周知を図る。また、市から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。

(6) 草津警察署

草津警察署は、特に次のことを重点に広報を分担し、随時広報活動を実施する。

ア 災害情報に関すること

イ 交通規制に関すること

ウ 避難に関すること

エ その他住民に周知すべき事項に関すること

第3節 安否情報の提供

[総務部総括班・広報渉外班、避難対策部避難所班・搜索班]

第1 基本方針

市長は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、入手した避難者・死傷者等の情報を基に、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市長は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第2 安否不明者・死者等の氏名等公表

市は、災害時における要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

市は、災害時における安否不明者・死者等の氏名等公表について、救助活動の効率化や、情報の錯そうによる混乱回避に繋がる可能性があることから、県が定めた氏名等の公表方針に準じて公表するよう努めるものとする。

なお、この方針については、国および県からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直しを行うものとする。

資料編 VIII-10 : 「災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針」

第4章 防御計画

第1節 消防計画

[消防部消防班]

第1 計画方針

この計画は、火災、爆発その他異常気象による災害発生または、発生のおそれがある場合における湖南広域消防局消防隊の出動、活動を迅速、的確に行い、それらの火災等の被害の拡大防止に努め、住民の生命、身体および財産を保護するための基本事項を定める。

第2 消防体制配備区分

消防体制配備区分は次のとおりとする。

広域消防の体制(湖南広域消防局非常災害警備計画(地震災害・風水害編))

警戒1号体制		
1 開始基準		
管内にいずれかの注意報が発令された場合		
(1) 強風注意報		
(2) 風雪注意報		
(3) 大雨注意報		
(4) 洪水注意報		
2 担当者		
時間帯 \ 部署	消防局	消防署
平日帯	・ <u>警防班(当務)</u> ・ <u>管制班(当務)</u>	・ <u>署統括班(当務)</u>
夜間・休日帯	・ <u>管制班(当務)</u>	・ <u>署統括班(当務)</u>

警戒 2 号体制		
1 移行基準		
(1) 管内に次の警報が 1 以上発令された場合 ア 暴風警報 イ 暴風雪警報 ウ 大雨警報 エ 洪水警報 (2) 台風の接近が確実で、管内に災害発生が予測される場合 (3) 危機管理監が必要と認める場合		
2 実施事項		
消防局 警戒本部の開設 消防署 警戒指揮所の開設		
時間帯 \ 部署	消防局	消防署
平日帯	・危機管理監 ・全課員	・署警防班（当務） ・毎日勤務者 ・署所応召者（小隊単位）
夜間・休日帯	・警防班（課長補佐級以上の職員 1 名） ・総務班、情報班、管制班（各 1 名） ※管制班（当務職員）	・署統括班（1 名） ・署後方支援班（1 名） ・署警防班（当務） ・署所応召者（小隊単位）

警戒 2 号体制縮小体制		
1 移行基準		
夜間・休日帯に警戒 2 号体制に掲げる警報が発令されている場合において、本部長が、管内の災害発生状況、気象状況及び構成市の対応状況を総合的に判断し、体制を縮小することが適当であると認める場合		
2 対応者		
時間帯 \ 部署	消防局	消防署
夜間・休日帯	・警防班（課長補佐級以上の職員 1 名） ・総務班、情報班、管制班（各 1 名） ※管制班（当務職員）	・署警防班（当務） ・大隊長が指名する職員

警戒 3 号体制		
1 移行基準		
次のいずれかに該当し、かつ危機管理監が必要と判断した場合 (1) 警報基準以上の気象状況が長時間継続し、被害発生のおそれが高いと認められる場合 (2) 床上浸水以上の被害が発生した場合		
2 対応者		
時間帯 \ 部署	消防局	消防署
平日帯	・危機管理監 ・消防局次長 ・全課員	・ <u>署警防班（当務）</u> ・ 毎日勤務者 ・ 署所応召者（部単位）
夜間・休日帯	・危機管理監 ・消防局次長 ・消防局各課の補佐級以上の職員 ・消防救助課の主任以上の職員	・ <u>署統括班（大隊長・大隊副長）</u> ・ <u>署後方支援班（係長以上）</u> ・ <u>署警防班（当務）</u> ・ 署所応召者（部単位） ・ <u>大隊長が指名する職員</u>

警戒 4 号体制	
1 移行基準	
次のいずれかに該当する場合 (1) 管内に特別警報が発令されたとき (2) 被害が拡大し又は拡大すると見込まれ、かつ消防局長が必要と認める場合	
2 対応者	
全職員	

第 3 消防署の体制

1 消防隊の出動基準

各消防署の指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊（以下「消防隊」という）は、湖南広域消防局災害管制課からの出動指令に基づき、次の区分により出動する。

ア 第 1 出動

災害覚知と同時に出動するもの

イ 第 2 出動

災害規模や被害状況により第 1 出動の消防隊では災害対応が困難な場合、現場最高指揮者の要請または通報内容により災害管制課の判断に基づき出動するもの

ウ 第 3 出動

災害規模や被害状況により第 2 出動の消防隊では災害対応が困難な場合、現場最高指揮者の要請に基づき出動するもの

エ 特命出動

消防局長の命令または現場最高指揮者の要請等に基づき出動するもの

オ 警戒出動

火災防御等の災害が発生するおそれのある事案に出動するもの

2 非常時の対策

風水害等については、湖南広域消防局風水害警備計画に基づいて対処するものとする。

3 消防隊の活動方針

(1) 消防活動の原則

ア 人命救助を最優先とした活動

イ 河川、道路、公共施設および公共に重大な影響を及ぼす対象物を優先とした活動

ウ 土嚢工法等の水防活動を実施する場合は、初動体制に支障のない活動

エ 2名以上での活動を原則

オ 地滑り、がけ崩れ等の現場は、監視員を配置し、前兆現象の早期発見に努め、2次災害防止を図る

カ 安全管理の徹底のため、無線等を使用し危険情報等の共有化を図る

キ 浸水等の現場では、ライフジャケットを着用し、2次災害防止に努める

(2) 救助活動の原則

ア 情報収集の実施と分析により救命の可能性が高い現場での優先活動

イ 二次災害の予防措置を徹底した活動

ウ 消防隊、消防団および自主防災組織等との連携した救助活動

(3) 救急活動の原則

ア 応急救護所の設置とトリアージを徹底した処置および搬送活動

イ 傷病者の記録と医療機関との連携した活動

ウ 消防隊、消防団および自主防災組織等との連携した救急活動

4 応援要請

湖南広域消防局管内に風水害等の災害が発生し、災害規模が大きく管内の消防力では対処できない場合においては、被害を最小限度に止めるため、応援協定等に基づき他の市町等に応援要請を行うものとし、その場合には、以下の事項について明らかにするものとする。

(1) 災害発生場所

(2) 災害の種別、状況

(3) 人的、物的被害の状況

(4) 必要とする応援隊

(5) 応援を必要とする地域

(6) 応援隊の出動拠点（ヘリコプター離発着場および活動拠点）

(7) 応援隊の宿営場所（ロクハ公園南ゲート駐車場およびお花見公園ならびに三ツ池運動公園）

(8) 応援隊の誘導方法

(9) その他必要な情報

第5章 災害救助保護計画

第1節 災害救助法の適用計画

[総務部調査班、救援部援護班]

第1 計画方針

災害救助法の適用については同法、同法施行令および滋賀県災害救助法施行細則等の定めにより適用する。

第2 計画内容

1 適用基準

災害救助法の本市における具体的適用基準は、おおむね次のとおりである。

(1) 災害が発生した場合

- ア 市域において100世帯以上の住家が滅失したこと。
- イ 県域において1,500世帯以上の住家が滅失した場合で、市域において50世帯以上の住家が滅失したこと。
- ウ 県域において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、または災害が隔絶した地域に発生する等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- エ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。
 - ・(平成25年10月1日内閣府令第68号第1条)
災害が発生し、または発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ・(平成25年10月1日内閣府令第68号第2条)
災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害の発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、本市において当該災害により被害を受けるおそれがあること。

2 被害の認定基準

(1) 住家の滅失等の認定

「災害の被害認定基準」による。

資料編 VIII-3：災害の被害認定基準

(2) 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたって、全壊、全焼、流失等住家が滅失し

た世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊または半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

3 災害救助法の適用手続

- (1) 災害救助法による救助は、市町の区域単位ごとに実施されるものであり、被害が1の(1)に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長は直ちに災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、あわせて法の適用を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助を待つことができないときは、市は災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

4 災害救助法による救助の実施

- (1) 法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容および期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。

① 災害が発生した場合の救助

- ア 避難所（福祉避難所を含む）の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具その他生活必需品等の給与または貸与
- カ 医療および助産
- キ 被災者の救出
- ク 被災した住宅の応急修理

(ア) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

- ケ 学用品の給与
- コ 埋葬
- サ 死体の搜索
- シ 死体の処理
- ス 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

② 災害が発生するおそれがある場合の救助

- ア 避難所（福祉避難所を含む）の設置

- (2) 救助の実施に関し、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うこととされた市長が、その事務を執行したとき、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

5 救助の実施状況の記録および報告

本部は各班からの報告に基づき、救助の実施状況を日毎に記録整理するとともにその状況を県本部救助班に報告する。

6 救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準

災害救助による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準は「災害救助基準表」のとおりである。

資料編 VIII-5：災害救助基準表

第2節 避難救出計画

[総務部総括班・支援要請班、避難対策部避難所班・学校対策班、
救援部要支援者支援班、建設部河川班、消防部消防班]

第1 計画方針

災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。また、被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じ避難所を設置する。なお、その際には傷病者、障害者、高齢者、幼児、妊産婦等の避難行動要支援者(災害時要援護者)に十分配慮する。また、外国人については平常時より避難所等に関して多言語や、やさしい日本語による情報提供に努めるものとする。

第2 計画内容

河川の氾濫等による水害や土砂災害等の風水害については、雨量や水位等の気象情報に基づく避難体制を整備することにより、人命被害を回避することが可能である。避難指示等の基準の明確化、避難指示等のシステム整備、避難情報伝達方法の確立等により、人命被害の軽減を図る。

1 警戒避難活動

災害対策本部が設置された場合、風水害時の避難指示等を発令するための基準については、次の運用を行い、早期の避難を心がける。

(1) 対象とする災害および警戒すべき区間・箇所

ア 土砂災害

県が指定する土砂災害警戒区域等土砂災害の影響がある地域を対象とする。

資料編 VI-18：土砂災害警戒区域指定位置図

イ 水害

国、県が管理する河川の浸水想定区域等水害の可能性のある地域を対象とする。

資料編 VI-19：浸水想定区域図

(2) 避難指示等の発令区域

避難指示等の発令区域は、原則として小学校区単位とする。ただし、実際の災害における事態の進行や状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断する。

(3) 水害、土砂災害に対する避難場所

市が指定している避難所、広域避難所の中から、最寄りの場所を選定する。ただし、状況によっては、柔軟に運用する。

(4) 避難指示等の発令の判断基準

ア 避難指示等発令の判断のための情報

河川氾濫、土砂災害等に対する避難指示等発令の判断のために必要な次の情報

の把握に努める。

- ・気象等予警報
- ・雨量情報
- ・河川水位情報
- ・土砂災害警戒情報・補足情報
- ・その他周辺状況

イ 避難指示等発令の判断基準

避難指示等の発令は、以下の状況が差し迫った場合を原則とするが、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないかなど、広域的な状況把握に努めるとともに、巡視等により自ら収集する情報や避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等も考慮しつつ、総合的な判断を行う。

また、市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなどの体制づくりに努めるものとする。

なお、具体的な発令判断基準については、P96, 97 の発令判断基準表を参照

(5) 避難指示等の伝達方法

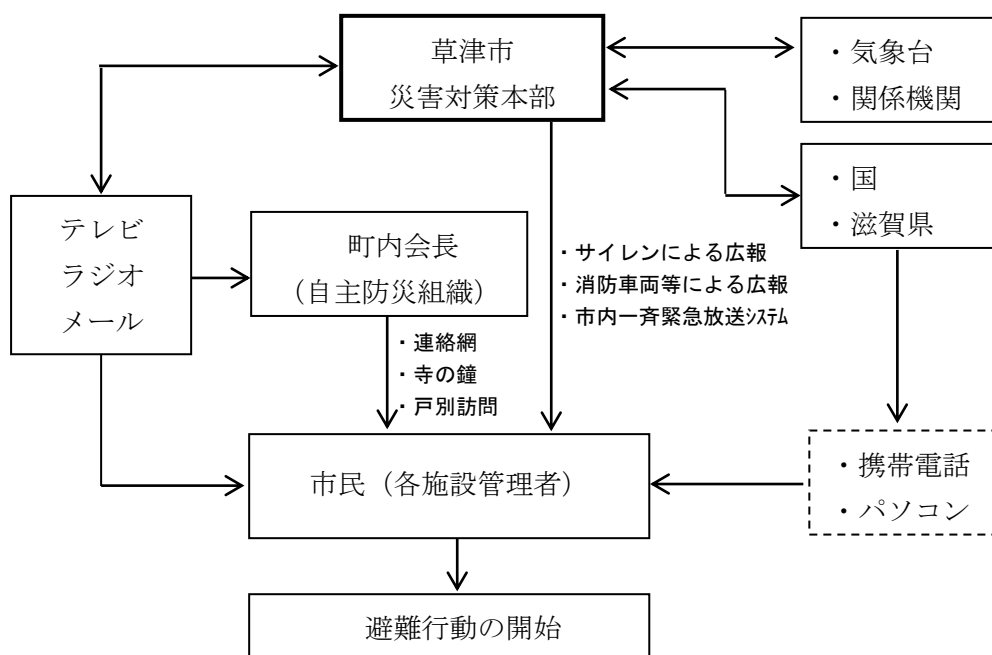
ア 避難指示等の伝達内容

避難指示等の発令を判断したあとは、避難すべき区域の市民に対して、その情報を迅速に伝達する。

伝達内容は、発令日時、発令者、対象地域および対象者、避難すべき理由、危険の度合い、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保、避難の時期、避難場所、避難の経路（通行不能箇所）、市民のとるべき行動や注意事項等とする。

イ 避難指示等の伝達手段

避難指示等の伝達は次のフローで実施する。なお、浸水想定区域に係る各施設管理者等への洪水予報の伝達方法も同様とする。



(6) 避難指示等の種類

事前避難に係る避難指示等については、余裕をもって避難することができるように配慮し、以下の３種類とする。

ア 【警戒レベル３】高齢者等避難

避難行動に時間を要する避難行動要支援者(災害時要援護者)が避難を開始する段階(要支援者の支援者は避難支援を開始する)、また、その他の住民が避難に必要な準備をはじめる段階

イ 【警戒レベル４】避難指示

危険な場所から住民が避難を開始する段階

ウ 【警戒レベル５】緊急安全確保

既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があるときに可能な範囲で発令

２ 避難行動要支援者(災害時要援護者)等の避難

避難行動要支援者(災害時要援護者)の安全で確実な避難を確保するため、時間的余裕のある避難指示、避難を支援する体制の整備等を図る。

(1) 避難行動要支援者(災害時要援護者)に対する避難指示

避難行動要支援者(災害時要援護者)に対しては、「【警戒レベル３】高齢者等避難」を発令し、避難の開始を求める。また、避難支援者(一人の要支援者に対して１～２人の支援者を確保)に対しても支援の開始を求める。

(2) 避難行動要支援者(災害時要援護者)および支援者への避難情報の伝達

風水害時における情報伝達であり、有線電話により伝達する。また、情報伝達漏れを回避するため、多様な情報伝達手段の活用ならびに障害者に対しては障害に見合った情報伝達手段を使用する。

(3) 避難行動要支援者(災害時要援護者)および支援者への情報伝達体制

確実な情報伝達を確保するため、複数の情報伝達システムを作成し情報伝達の多重化を図る。具体的には、自治会、自主防災組織を通じた伝達システム、避難支援者の伝達システム、介護等福祉担当者による伝達システムを構築し、それぞれ伝達システム図を作成する。なお、福祉担当者による伝達には介護保険関係組織の協力を要請する。

3 避難の指示・解除等

(1) 避難の指示・解除等の相互連絡

避難の指示権者は次のとおりであるが、指示を行った場合、あるいは自主避難が行われた場合、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

(2) 避難の解除を行う上での確認事項

避難解除を行う上での確認事項は次のとおりである。

- ・大雨警報や土砂災害警戒情報の解除をひとつの目安として、気象状況および現地状況を十分確認したうえで避難指示等を解除する。
- ・現地状況については、消防団等による巡視・点検を行い、当該危険箇所において土砂災害の前兆現象等がないことを確認するとともに、住民が避難所から帰宅するための避難経路についても安全性を確認する。
- ・土砂災害が発生した箇所については、現地で点検等を行い、二次災害のおそれなくなり、安全であることを確認する。この場合、土砂災害に関する専門家等の意見を参考にする。

洪水予報河川の避難指示等発令の判断基準

【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～6のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。 1：指定河川洪水予報により、琵琶湖の平均水位が避難判断水位（レベル3水位）である0.80mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報により、琵琶湖の平均水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6：野洲川が氾濫し、草津市に影響があると判断できる場合
【警戒レベル4】 避難指示	1～6のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令する。 1：指定河川洪水予報により、琵琶湖の平均水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.15mに到達したと発表された場合 2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 6：野洲川が氾濫し、草津市への影響の可能性が高いと判断できる場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1～5のいずれかに該当する場合に【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する。（災害が切迫） 1：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 4：野洲川が氾濫し、草津市への影響が確実と判断できる場合 （災害発生を確認） 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）

水位周知河川およびその他河川の避難指示等発令の判断基準

【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～4のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。 1：草津川の西矢倉水位観測所の水位が避難判断水位である3.40mに到達した場合 2：草津川の西矢倉水位観測所の水位が氾濫注意水位である3.10m、または、山寺橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である1.30mに到達し、かつ、さらに水位が上昇し、氾濫危険水位に到達すると見込まれる場合 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1～7のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令する。 1：草津川の西矢倉水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.30mに到達した場合 2：草津川の山寺橋水位観測所の水位が氾濫注意水位を超え、相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれがある場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：水防団等から避難の必要性に関する通報があり、災害のおそれがある場合 5：浸水の発生に関する情報が住民等から通報があり、災害のおそれがある場合 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1～4のいずれかに該当する場合に【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する。 （災害が切迫） 1：草津川の西矢倉水位観測所の水位が計画高水位である4.57mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 2：堤防に異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 （災害発生を確認） 4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準

【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～3のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害降雨危険度で2時間以内に大雨警報の土壌雨量指数基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 2：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合、注意報に記される注意警戒期間、降水短時間予報、県気象情報を勘案し判断する。（夕刻時点で発令） 3：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	1～6のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令する。 1：土砂災害警戒情報が発表された場合 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害降雨危険度の予測値で2時間以内に土砂災害警戒情報発表基準（CL）を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1～3のいずれかに該当する場合に【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する。 （災害が切迫） 1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害降雨危険度で土砂災害警戒情報発表基準（CL）を実況で超過した場合（「土砂災害の恐れ」が示された場合） 2：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （災害発生を確認） 3：土砂災害が発生した場合

避難指示等はおおむね次の方法により伝達する。

伝達内容	伝達方法
・要避難対象区域 ・避難先 ・避難理由 ・避難経路 ・避難時の注意事項等	市内一斉緊急放送システムによる一斉指示、災害情報メール配信、エリアメール配信、広報車、テレビ、ラジオ、掲示、口頭、サイレン、拡声器、LINE等の複数の方法

4 警戒区域の設定等

(1) 警戒区域の設定基準

住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の立ち入り禁止、退去を命ずる場合は、次の基準による。

(警戒区域の設定等)

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	同上の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合	災害対策基本法第63条 警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長、警察官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第63条
消防吏員または消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条 において準用する同法第28条
水防団長、水防団員、または消防機関に属する者	洪水	水防上緊急に必要がある場所において	水防法第21条
知事による応急措置の代行		市長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する。	

(2) 土砂災害警戒区域等における避難対策

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害防止法に基づき都道府県知事が指定する、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりによる土砂災害のおそれがある土地の範囲である。

ア 土砂災害警戒区域等の概要

(ア) 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるお

それがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制整備が図られなければならない。

(イ) 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあるとして認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などの規制がある。

イ 指定基準

土砂災害警戒区域等の指定基準は、次に示すとおりである。

自然現象	指定する場所	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地（傾斜度が30°以上で、高さ5m以上の斜面）	1) 斜面の上端から水平距離10m以内 2) 斜面 3) 斜面の下端から水平距離2H（最大で50m）以内（Hは斜面の高さ、明らかに土砂が到達しない範囲は除く。）	建物が損壊し生命または身体に著しい危険が生じるおそれがある範囲
土石流	土石流のおそれがある溪流 （ただし流域面積が5km ² 以内）	谷出口から下流端は溪床勾配が2°まで （明らかに土砂が到達しない範囲除く。）	〃
地すべり	地すべりが発生または発生するおそれがある場所	1) 地すべりが発生しているまたは発生するおそれがある斜面 2) 斜面の下端から水平距離L（最大で250m）以内（Lは斜面の水平方向延長、明らかに土砂が到達しない範囲は除く。）	〃

5 避難所の開設

避難情報の伝達を行ったときは、直ちに避難所を開設するとともに、避難所の場所等を速やかに住民に周知するものとする。

(1) 避難所の指定

市長等が避難の指示を行った場合の市民の避難所は「避難所等一覧表」による。

なお、指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等または安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分および当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体

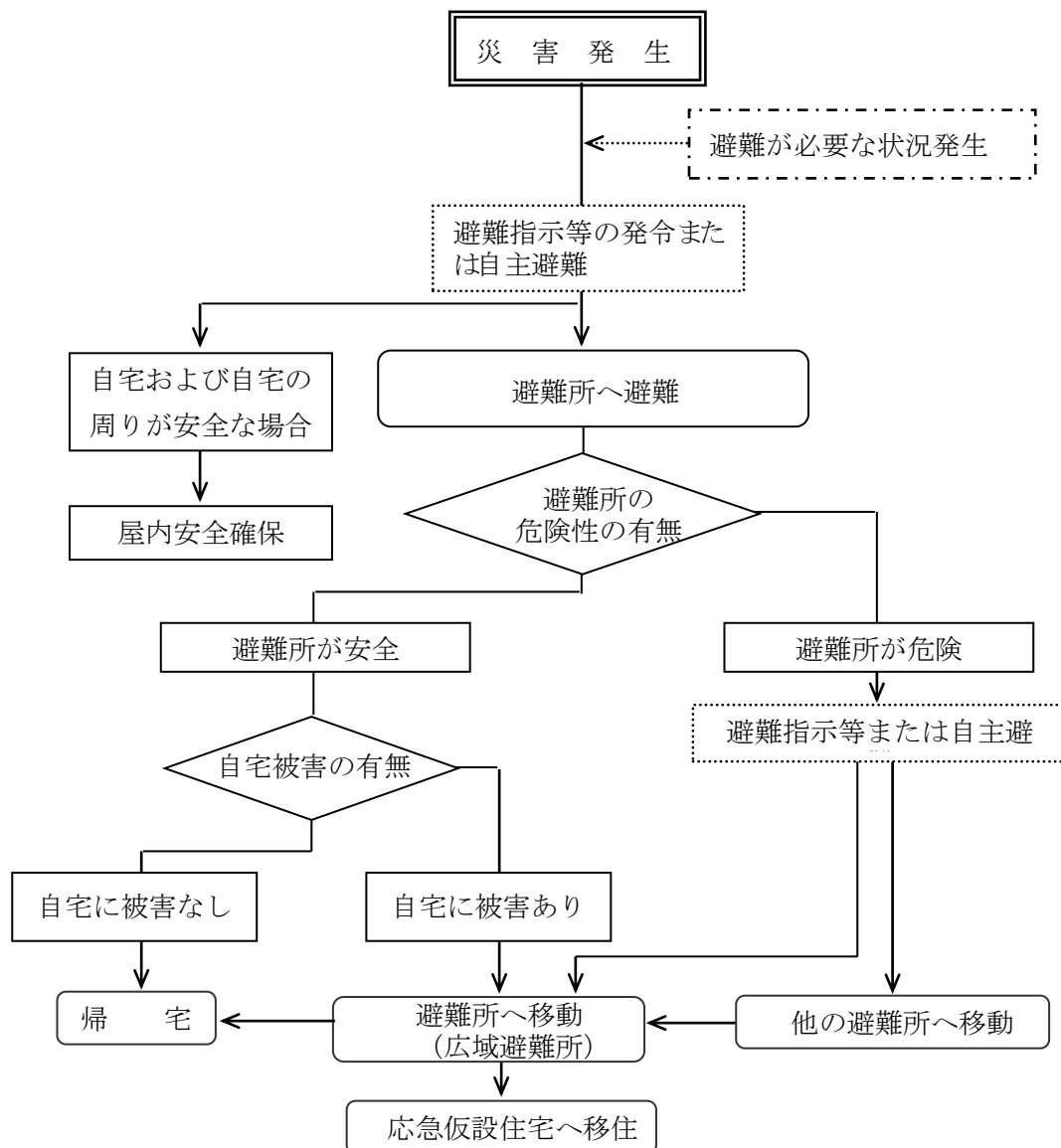
制等を有するものを指定するものとする。

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることが出来るものとする。

また、指定管理施設が指定避難所になっている場合には、指定管理者との間で事前に連絡体制や避難所開設等に関する役割分担等を定めるものとする。

資料編 IV-1：避難所等一覧表

避難行動の流れ



(2) 福祉避難所の指定等

市は、一般の避難所生活が困難である高齢者、障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

現在協定を締結している福祉避難所については、資料編「避難所等一覧表」による。

(3) 避難所担当職員の派遣

市長は避難所を開設したときは、直ちに担当職員を避難所に派遣し、避難者の把握と救助業務にあたらせるものとする。

(4) 避難所開設等の報告

ア 市長は、避難情報（自主避難、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保）の発令（開始）および解除について、次の事項を記録するとともに速やかにその旨を県本部に報告する。

また、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、FAX、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

なお、避難所を開設した際は、草津警察署長に対しても報告を行う。

(ア) 発令日時（避難開始日時）

(イ) 解除日時（避難終了日時）

(ウ) 避難区分（自主避難、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保、解除）

(エ) 避難対象地域

(オ) 避難先施設名

(カ) 避難先住所

(キ) 応急救護所設置の有無

(ク) 避難対象世帯

(ケ) 避難世帯

(コ) 避難人数

(サ) その他参考となる事項

イ 避難所責任者は被災者の出入を確実に把握し、一定時間ごとに本部へ次の事項

を記録し報告するものとする。

- (ア) 避難所収容者名簿 (資料編 IX-17)
- (イ) 避難所開設日誌 (資料編 IX-18)
- (ウ) 物品出納簿 (資料編 IX-19)
- (エ) 被災者救助明細書 (資料編 IX-20)

6 避難所の運営

ア 職員の派遣

市は、避難所を開設した場合にはすみやかに避難所の運営および連絡調整にあたる担当職員を派遣し、被災者のニーズに配慮するとともに、要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者等からの相談対応を行うものとする。

イ 被災者の把握

市は、避難所に避難した被災者の把握を行い、避難者名簿等を作成するとともに避難行動要支援者名簿とを照らし合わせ、未確認の避難行動要支援者を避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進めるものとする。

ウ 要配慮者への配慮

運営にあたっては、被災者の健康維持に努め、特に要配慮者には次のような措置を講じる。

- (ア) 担当職員、介護職員、民生委員児童委員等の訪問による実態調査の実施
- (イ) 避難者の障害や身体状況に応じて、避難所から適切な措置を受けられるよう、医療機関への入院、社会福祉施設への入所、福祉避難所の手配およびそれに伴う移送および保健師・介助員の手配を速やかに行う。
- (ウ) 避難者の障害や身体状況に応じて、ホワイトボードや音声などによる定期的な情報提供についての配慮や、保健師、介護職員、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。なお、市町は、平素から資格者名簿の整備などの措置を講じておく。
- (エ) 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給

エ 男女双方の視点・ニーズへの配慮

各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室(搾乳スペース含む)の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮するように努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

オ 家庭動物と同行避難した被災者の受入れ

各避難所運営管理者は、避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切

に受け入れるとともに、家庭動物の受け入れ状況の把握に努める。

7 避難誘導

市職員、警察官、消防職団員等は、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示が発令された場合、避難者の誘導にあたり次の措置を確実に行う。

(1) 避難順位

- ア 高齢者、障害者（児）、乳幼児、妊産婦、傷病者および介助者
- イ 防災活動従事者以外の者
- ウ 防災活動従事者

(2) 避難準備および携行品等の制限

- ア 避難に際しては、火気および危険物の始末を行った後避難する。
- イ 避難者の携行品は、携帯ラジオ、薬、現金・健康保険証等の貴重品、衣類等の最小限にし、避難秩序を乱さない範囲にする。

(3) 避難道路

- ア 避難道路は地域の実情にもよるが、できる限り2箇所以上選定する。
- イ 避難道路には消防職団員等を配置する。
- ウ 必要に応じ誘導標識、誘導燈、誘導柵を設ける。
- エ 避難路上の障害物件等の除去に努める。

(4) 避難者の確認

- ア 【警戒レベル3】高齢者等避難【警戒レベル4】避難指示を発した地域については、避難終了後、すみやかに警察官、消防職団員等による巡視を行い、遅れた者等の有無の確認に努め救出するものとする。
- イ 【警戒レベル4】避難指示に従わない者について説得に努め、状況に応じて強制措置をとる。
- ウ 市は、草津警察署、消防署、民生委員、地域住民等の協力を得て、在宅サービス利用者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者、難病患者等の名簿を利用することにより、住宅に取り残された要援護者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時集合場所・避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所等の措置をとる。併せて【警戒レベル3】高齢者等避難の発令時における対応も十分考慮する。

(5) 避難者等の安否情報の確認・整理

捜索班は、避難者等の名簿等を基に、避難所班と連携して避難者等に係る安否情報を取りまとめる。なお、安否情報の収集、整理、報告等の詳細については別に定める。

8 避難者の他地区への移送

- (1) 市長は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合には、県、警察および隣接市の協力を得て避難者を他地区へ移送するものとする。
- (2) 市長は、避難者の生命、身体保護のため移送を必要と認めたときは公用車あるいは借上車両により避難者を移送するものとする。移送を行うにあたっては草津警察署と緊密な連絡をとるとともに移送道路の整理警戒等の措置を要請するものとする。

9 広域一時滞在

- (1) 市が被災し、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難および指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町（以下「協議先市町」という。）に直接、県外の他市町への受入れについては県と協議する。

また、市は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することとする。

- (2) 市は、協議先市町または県から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告する。
- (3) 市は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町および県、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示する。
- (4) 市は、被災した他市町または県から避難住民の受け入れについて協議を受けた場合、次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設を提供しなければならない。

ア 自らも被災していること。

イ 被災住民の受け入れに必要となる施設が確保できないこと。

ウ 地域の実情により避難行動要支援者（災害時要援護者）等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。

エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

- (5) 市は、被災住民を受け入れる場合、市の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を被災市町、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他市長が必要と認める者に通知する。

10 避難所の閉鎖

- (1) 市長は災害の状況により、避難者が帰宅できる状態となつたと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- (2) 避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとるものとする。
- (3) 市長は、避難者のなかにその住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。

11 各種施設の避難対策

(1) 小・中学校

ア 避難誘導

- (ア) 校長はあらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じ教職員に適切な緊急避難の指示を行う。
- (イ) 教職員は校長の指示を的確に把握して、校舎配置別または学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に校外の安全な避難所に誘導する。

イ 避難指示の周知

- (ア) 校長は、職員および児童・生徒に対する避難の指示をサイレンまたはマイク等により周知徹底を図る。
- (イ) 校長は、児童・生徒に対する避難の指示を発したときは、直ちに市、警察署、消防署等にその旨を連絡する。

ウ 移送方法

教職員は、児童・生徒を町別に編成し、その引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得て、次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

- (ア) 危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれがある場所を避け、安全な道路を選定する。
- (イ) 引率責任者はメガホン、携帯マイク等を所持する。
- (ウ) 感電、水没等の事故防止に努める。

(2) 保育所、幼稚園、こども園

保育所長もしくは園長は、保護者に幼児の安否情報や保育所、幼稚園、こども園周辺の被災情報、一時避難した場所等を様々な手段により提供するとともに、保護者への引き渡しがすむまで幼児の安全を確保する。

(3) 病院

ア 避難誘導

病院長もしくは病院の管理者は、あらかじめ患者を徒歩患者と担送患者に区分し、徒歩患者については、適当な人数ごとに自治組織を編成させ、担送患者については医師、看護師、その他の職員が付添い、病院の空地等安全な場所に誘導する。

イ 避難指示の周知

病院長等は、病院のサイレン、マイク放送等により周知する。

ウ 移送方法

- (ア) 病院長等は、入院患者を院外の安全な医療機関等に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員の協力を得て患者の移送を行う。
- (イ) 病院長等は、院外への患者移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市、草津警察署等の応援を得て移送を行う。
- (ウ) 病院が被災した場合、県に入院患者の移送先を要請し(ア)・(イ)と同様の方法

により近隣の市町の病院へ移送を行う。

エ 避難所等の確保

病院長等は、災害時における患者の避難所をあらかじめ定めておくとともに、移送に必要な医薬品、食糧品、衣類、担架、車両、手押車等を確保しておく。

(4) 駅等

ア 避難誘導

(ア) 駅長等は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停休止等により避難措置の必要が生じた場合には、駅施設内の安全な避難所に誘導する。

(イ) 駅長等は、駅施設内に安全な避難所がない場合には、直ちに市、草津警察署等に連絡し、その指示にしたがって避難所へ誘導する。

(ウ) 駅長等は、浸水や火災等による災害が発生した場合に大混乱が生じて多数の死傷者が発生する恐れがある。そこで、駅等で発生する災害に備え、利用者の避難誘導を行うことができるよう予め避難計画を定める。

(エ) 駅長等は、施設の防災対策として発災時における利用客の誘導方法等の対策について計画を定め、従業員等に周知する。

イ 移送方法

駅長等は、災害の状況により乗客の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市、草津警察署等の応援を得て行う。

(5) 百貨店、興業場、事務所等

ア 避難誘導

(ア) 百貨店、興業場等多数の者が出入し、勤務し、または居住している施設の管理者は施設内にいる者をあらかじめ定められた非常出口、非常階段等の避難施設を利用して誘導責任者が施設内または施設外の安全な場所に誘導する。

(イ) 管理者は施設内等に安全な避難所がない場合には、直ちに市、草津警察署等に連絡し、その指示にしたがって避難所へ誘導するとともに、管理者において誘導が不可能な場合には市、草津警察署等の応援を得て行う。

イ 移送方法

管理者は、災害の状況により出入者、勤務者等の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は市、草津警察署等の応援を得て行う。

ウ 避難所等の確保

管理者は、災害時における出入者、勤務者等の避難所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

(6) 社会福祉施設

ア 社会福祉施設の長は、消防法によって作成が義務づけられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう各施設ごとにあらかじめ避難計画を作成し、これに基づいて迅速かつ適切に実施するものとする。

イ 社会福祉施設の長は、避難所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして、消防、警察の協力のもとに移送を行

うものとする。

資料編 IV-1：避難所等一覧表

第3節 医療救護計画

[総務部総括班、救援部調整班・救護班、消防部消防班、県]

第1 計画方針

災害のため医療機関外の現場で医療が必要である場合、また医療機関が混乱し、り災者の住民が医療の途を失ったような場合における応急的医療ならびに災害時における分べんの前後における処理は、この計画の定めるところによる。

第2 計画内容

1 市保健医療福祉調整本部

本部長の指示があった場合、または必要があると認めた場合は、本部に健康福祉部長を長とする市保健医療福祉調整本部を設置する。

市保健医療福祉調整本部が所管する事項の全ての権限は、市保健医療福祉調整本部長（健康福祉部長）に属するものとする。

2 県保健医療福祉調整本部および県保健医療福祉調整地方本部

県は、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うため、災害対策本部の健康医療福祉部内に「保健医療福祉調整本部」を設置し、危機管理センターで活動する。保健医療福祉調整本部は、健康医療福祉部の各班および災害医療コーディネーター等の関係者で構成し、健康危機管理課に事務局を置き、部内各班で運営を行う。

また、地域における保健医療福祉活動チームの活動調整、保健医療福祉活動に関する情報収集等の地域の保健医療福祉活動の総合調整を行うため、災害対策地方本部内の健康福祉班内に「保健医療福祉調整地方本部」を設置し、各健康福祉事務所（保健所）で活動する。

3 医療救護活動計画

市は、風水害災害時における医療救護活動について、県計画で定める医療救護活動計画に基づき、県と連携して進める。

県計画では、県保健医療福祉調整本部ならびに市保健医療福祉調整本部、病院および有床診療所（以下「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ(局面)の概念を用いて、それぞれの局面に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示している。

(1) 第1フェーズ(発生から3時間程度)

ア 保健医療福祉調整本部・保健医療福祉調整地方本部ならびに市保健医療福祉調整本部の立ち上げ

イ 災害医療コーディネーターの登庁

ウ 情報の収集

エ 災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請 (他都道府県含む)

(2) 第2フェーズ(3日以内)

ア 災害派遣医療チーム (DMAT) の活動調整

イ 医療救護班派遣要請

ウ 他府県への支援要請

エ 災害支援ナースの派遣要請

オ 災害時感染制御支援チーム (DICT) 等の派遣の要請・調整

(3) 第3フェーズ(4日から2週間)

ア 医療救護班、こころのケアチーム (DPAT)、災害支援ナースの派遣調整

イ 他都道府県からの医療救護班の受入要請

(4) 第4フェーズ (2週間から2か月程度)

「第7章 防疫および保健衛生計画」によるものとする。

4 医療救護体制

県保健医療福祉調整本部は、速やかに災害拠点病院に災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請を行うとともに、病院の被災状況を調査し、医療救護、こころのケア活動が可能な医療機関を把握する。また、市保健医療福祉調整本部の協力要請を受けて必要に応じ、医療機関および医療関係団体に医療救護班、こころのケアチームの派遣要請を行うものとする。

医療救護班、こころのケアチームの派遣要請を受けた医療機関および医療関係団体は、救護班を速やかに編成し、救護所等の指定された場所で救護活動を行う。

(1) 病院等の被災状況等の把握

県保健医療福祉調整地方本部は市保健医療福祉調整本部と連携し、広域災害・救急医療情報システム、電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を用い、病院等の被災状況を把握する。

ア 医療、助産救護活動が可能な病院等の確認

(ア) 重症および人工透析等継続治療を要する患者の受入可能限度の確認

(イ) 患者受入にあたっての不足医療資器材および不足医療従事者 (医師・看護師等) 等

イ 救護班の派遣体制の確認

(ア) 派遣可能救護班数

(イ) 派遣可能医療従事者数

(ウ) 救護活動に要する不足医薬品等医療資器材および不足医療従事者 (医師・看護師等) 等

(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機関機能が麻痺または低下している病院等の確認

ア 簡易な修繕等により現状復旧可能な病院等

(ア) 重症および人工透析等継続治療を要する入院患者の実態確認 (復旧までの一時搬送)

(イ) 原状復帰に要する修繕

イ 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機関の回復の目処が立たない病院等）

(7) 入院患者の実態

ウ 在宅療養者の確認

市等は、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、たん吸引を使用している患者について安否確認を行うとともに、必要に応じて搬送等を実施する。

5 災害派遣医療チーム(DMAT)および医療、こころのケアチーム(DPAT)、災害支援ナース、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣と業務

県保健医療福祉調整本部は、速やかに災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、市保健医療福祉調整本部から医療、こころのケアに関する協力要請があったとき、または医療、こころのケアを必要と認めたときは、各医療関係団体および関係機関に医療、こころのケアチーム(DPAT)の派遣を要請するものとする。

(1) 災害派遣医療チーム(DMAT)

災害派遣医療チーム(DMAT)は、災害拠点病院が有する災害時の急性期に活動する機動性を持ち、トレーニングを受けた医療チームであり、災害現場に赴き、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害医療センターに報告するとともに、災害現場において負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。

ア 災害派遣医療チーム(DMAT)の業務

- (ア) 本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動
- (イ) 現場活動に関わる通信、移動手段、医薬品支給、生活手段の確保や現場に必要な連絡、調整、情報収集等の後方支援（ロジスティクス）
- (ウ) 必要に応じて、初期の避難所や救護所での活動サポート等

(2) 災害医療コーディネーター

医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、県保健医療福祉調整本部および県保健医療福祉調整地方本部等において、災害医療を指揮統括する。

ア 業務内容

- (ア) 災害の状況に応じた適切な医療体制の構築に向けた総括
- (イ) 患者の収容先医療機関の確保、患者搬送を行うための手配
- (ウ) 被災地域における医療救護班をはじめとする医療従事者の配置
- (エ) 消防、警察、自衛隊等関係機関との協議および折衝

(3) 災害時小児周産期リエゾン

小児・周産期に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターとともに、助言および調整の支援を行う。

(4) 医療班、こころのケアチーム、災害支援ナース、災害時感染症制御支援チーム(DICT)等

各医療関係団体および関係機関が派遣する医療チーム。原則として市保健医療福祉調整本部が設置する救護所等において医療活動を行う。

ア 医療救護班の業務

- (1) 医療、助産救護活動が可能な病院等
 - ア 重症および人工透析等継続治療を要する患者の受入れ体制を整備する。
 - イ 救護班を編成する。
 - ウ 救護活動医療セットおよび資材を準備する。
 - エ 救護活動に当たって不足する医薬品等医療資器材および医療従事者を県保健医療福祉調整地方本部に供給要請する。
- (2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能が麻痺または低下している病院等

ア 支援が必要な病院等

(ア) 重症および人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、県保健医療福祉調整地方本部等に協力要請する。

(イ) 病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに不足する医薬品・衛生材料および医療資器材および医療従事者等を県保健医療福祉調整地方本部に供給要請する。

イ 避難が必要な病院等

(ア) 入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、県保健医療福祉調整地方本部に協力要請する。

7 救護対象および範囲等

- (1) 対象
 - ア 医療を必要とする状態にあり、かつ災害のため医療の途を失った者
 - イ 災害発生の日以前または以後の7日以内に分べんをした者で災害のため助産の途を失った者
- (2) 範囲
 - ア 医療
 - 応急的なものは次のとおりとする。
 - (ア) 診療
 - (イ) 薬剤または治療材料の支給
 - (ウ) 処置手術その他の治療および施術
 - (エ) 病院または診療所への収容
 - (オ) 看護
 - イ 助産
 - (ア) 分べんの介助
 - (イ) 分べん前および分べん後の処理
 - (ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
- (3) 期間
 - ア 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。
 - イ 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

8 市保健医療福祉調整本部の医療救護活動

市保健医療福祉調整本部は、災害の状況に即応し、救護班の出動により救護活動を行うが、災害の状況により救護班の人員で救護活動が出来ないときは、「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、草津栗東医師会等に派遣要請を行うものとする。また、大規模な災害が発生し市保健医療福祉調整本部の能力で救護が困難な場合は、県保健医療福祉調整地方本部を通じ応援協力を要請し、災害拠点病院から派遣される医師等および草津栗東医師会等の協力を得て救護班を編成し、医療救護活動を行うものとする。

なお、市保健医療福祉調整本部は草津市役所 2 階特大会議室に設置するものとする。
また、被災地の状況に応じ、公的な施設等を利用し救護所を設置する。

(1) 医療チームの編成等

医療チームは、災害拠点病院等から派遣される医療チームで編成し、おおむね医師 1 名、看護師または保健師 2 名、薬剤師 1 名、および連絡員 1 名をもって充てるものとする。

(2) 救護所および心のケアセンターの設置

医療チームによる医療活動を実施する場合は、被災地住民のもっとも利用しやすい公共施設に救護所および心のケアセンターを開設し、医療活動を行うものとする。

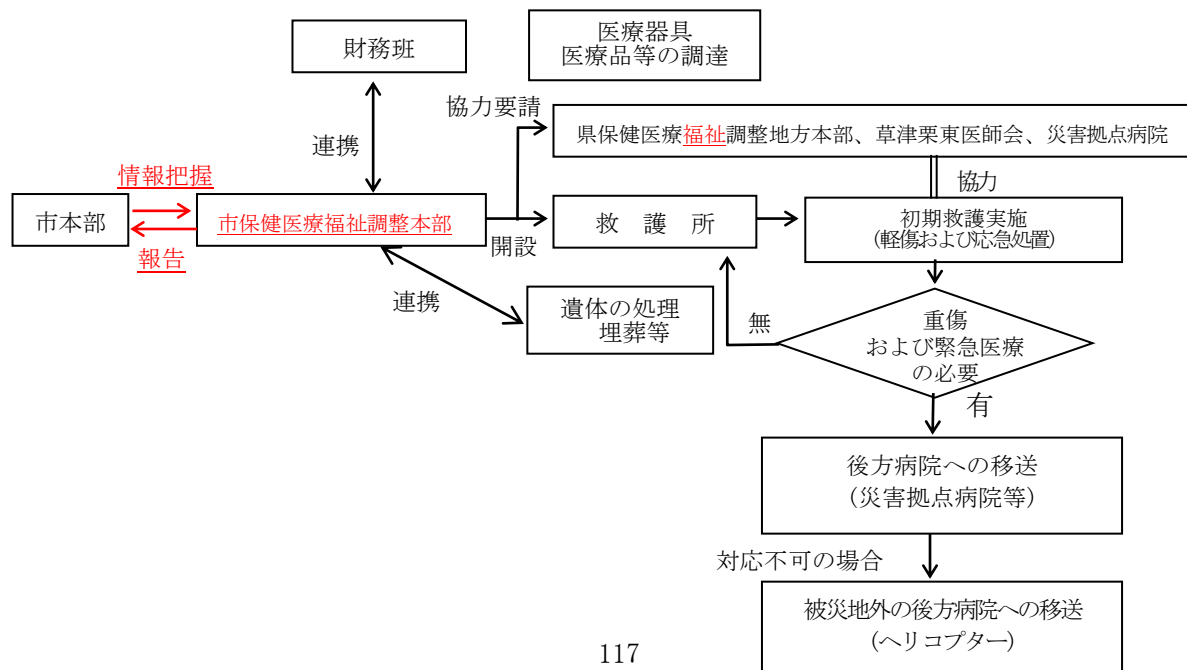
(3) 医薬品の確保

医薬品等の調達に関しては、「災害時の医療救護活動に関する協定」で定める医療救護計画により、一般社団法人びわこ薬剤師会に依頼する。また、医薬品等が不足する場合、県保健医療福祉調整地方本部に要請し確保を図るものとする。

(4) 県防災ヘリコプターの出動要請

緊急に負傷者等を救出・収容・搬送する必要がある場合で、交通の途絶により陸路からの臨場が困難な場合は、市本部を通じて県防災ヘリコプターに出動要請を行う。

【市保健医療福祉調整本部の医療救護活動の実施体制】



第4節 食糧供給計画

[救援部援護班、物資衛生部物資調達班]

第1 計画方針

災害発生時における住民生活の安定を確保するため、食糧品、生活必需品等の確保および供給に関して、必要な施策を講じ、被災者および災害応急対策従事者等に対する食糧の円滑な供給を実施する。

なお、備蓄食糧については援護班・物資調達班と調整し、避難所班が避難者等に支援物資の安定供給が確認されるまでの期間配分するが、支援物資の安定供給が確立された一定期間経過後には、避難所運営委員会を通じて食糧等を避難者に配分する。

第2 計画内容

災害時における災害救助用米穀の緊急引渡しは、農林水産省の定める「緊急食料調達・供給体制整備要綱」および「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により処理されるが、その内容はおおむね次のとおりである。

1 対象および取扱者

対象および取扱者は次のとおりとする。

給 食 対 象	限度数量	取扱者	承認機関
1. 被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食当り 200 精米 g	市 長	知 事
2. り災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代って販売する場合	1日当り 400 精米 g	市 長	知 事
3. 災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1日当り 300 精米 g	市 長 (作業実施責任機関)	知 事
4. 特殊災害（爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊出し等による給食の必要がある場合	1食当り 200 精米 g	市長と災害発生機関が協議	知 事

2 応急給食、販売の方法

(1) 米穀による応急給食の場合

ア 災害地域が災害救助法の適用を受けない場合

(ア) 市本部は、被災者等に応急用米穀の供給をする必要があると認めるとき

は、県地方本部（救助班）を通じて、県本部（救助班）あて供給要請を行う。

(イ) 県本部は、(ア)の要請を受けたときは、農林水産省あて要請を行う。

- (ウ) 農林水産省は、(イ)の要請を受けたときは、米穀販売事業者あて売却要請を行う。
- (エ) 米穀販売事業者は、(ウ)の要請を受けたときは、県または市あて米穀の引渡しを行う。

資料編 IX-21：応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)引渡申請書

資料編 IX-22：応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)所要数量通知書

イ 災害地域が災害救助法の適用を受けた場合

- (ア) 市本部は、被災者等に応急用米穀の供給をする必要があると認めるときは、県地方本部(救助班)を通じて、県本部(救助班)あて供給要請を行う。
- (イ) 県本部は、(ア)の要請を受けたときは、農林水産省あて要請を行うとともに、同省と売買契約を締結する。
- (ウ) 農林水産省は、民間委託事業体あて政府米の引渡しを指示するとともに、同事業体と委託契約を締結する。
- (エ) 民間委託事業体は、県または知事の指定する引取人あて米穀を引渡す。

(2) 乾パンおよび乾燥米飯による応急給食の方法

ア 給食の申請

取扱者が乾パンまたは乾燥米飯を申請する場合は(1)に準じ、知事あて申請するものとする。

イ 給食の実施

知事は、前項の申請を受理し、必要と認めたときは大津地域センターに対し、この旨申請するものとする。

3 食糧の調達方法

(1) 米 穀

ア 各備蓄倉庫等に備蓄しているアルファ米を利用する。

イ アによることが不可能な場合は、「応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)引渡申請書」を南部地方本部(救助班)経由の上、知事に提出し、知事からの通知に基づき販売業者から精米を購入する。

ウ 災害の規模が大きく、イによることが困難な場合(災害救助法の適用を受けた場合に限る)市長は、米穀の配給を知事に申請し、知事の配給数量の決定により保管業者から現品を受領する。ただし、災害が甚だしく、知事または大津地域センターに連絡のとれない場合は保管業者(JAレーク滋賀)に対し、「応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)所要数量通知書」を提出し現品を受けとる。

(2) 乾パンおよび乾燥米飯(災害救助法の適用を受けた場合に限る)

市長は必要があると認める場合、知事に乾パンおよび乾燥米飯の配給を要請し、近畿農政局消費・安全部および自衛隊保有の乾パンおよび乾燥米飯の配給を受ける。

(3) 副 食、産業給食、ミルク

市内業者から調達するが、不可能な場合または不足が生じる場合は知事に調達あ

っ旋を要請する。

(4) 食料の給与に当たっては、液体ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重度の障害者等に適した食品、アレルギー症患者に適した食品の調達・供与に配慮する。

4 炊出し

(1) 炊出しのための施設は、市学校給食センターおよび設備を有する避難所等を利用する。

(2) 従業者は、日赤奉仕団等の協力を得て、市職員が中心となり行う。

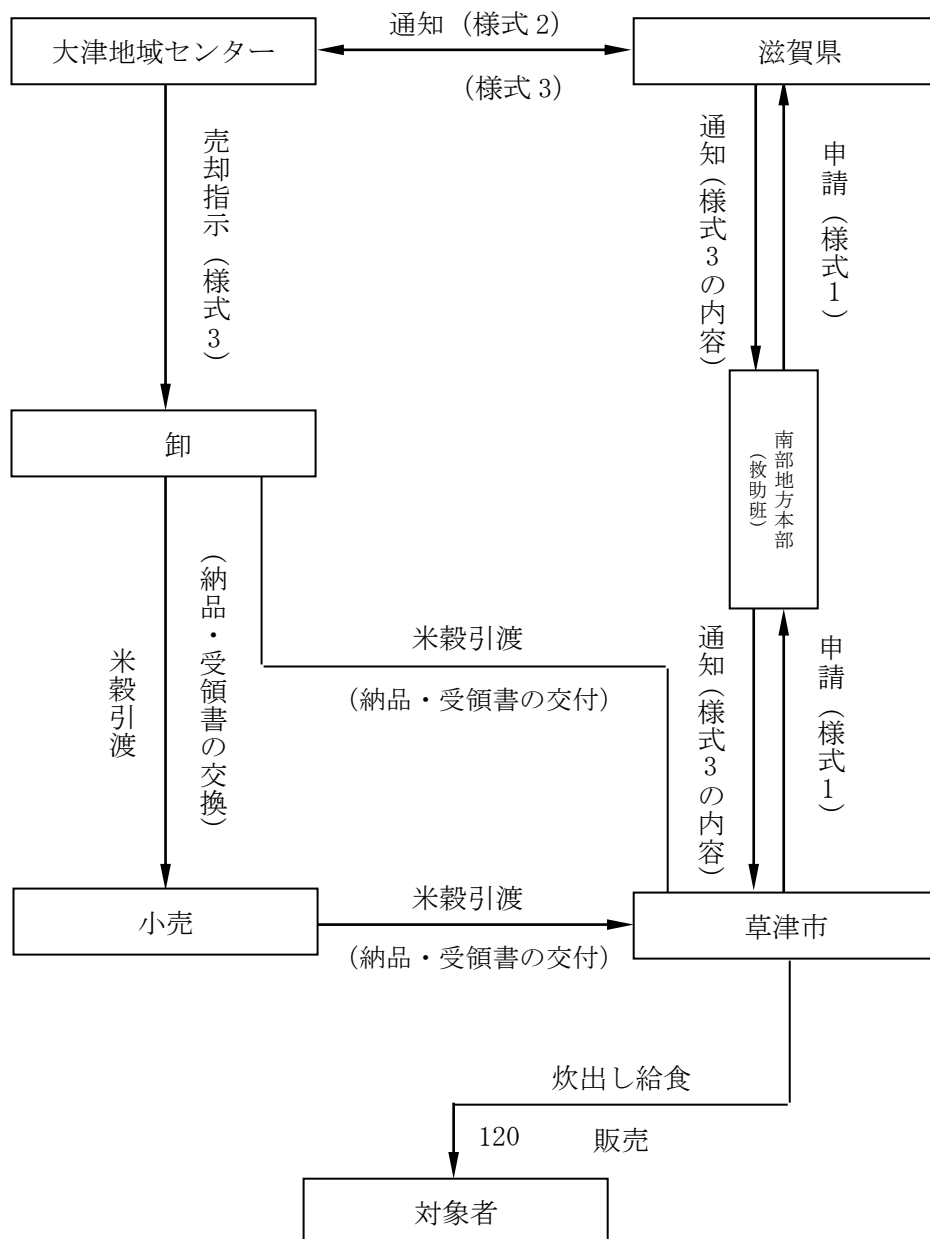
(3) 感染症等の発生を防止するため、従業者および食品、設備等の衛生について十分留意し、消毒液等を施設ごとに備える。

(4) 炊出し費用および期間は、災害救助法が適用された場合に準じる。

5 救援物資の受け入れ

食糧等他からの救援物資の受入場所については、立命館大学体育館とし、同所が被災した場合は総合体育館とする。

災害救助用米穀経路図



第5節 給水計画

[上下水道部各班]

第1 計画方針

風水害による配水管破損漏水または浄水施設の浸水被害、原水の水質汚染等により断水した場合の市民生活を確保するため、応急給水体制を確立し飲料水等の確保および供給に関して必要な施策を講ずる。

第2 計画内容

1 給水の責任者

- ア 下表に示す特別の場合を除き、原則として、市が供給の責務を有する。
- イ 下表に示す特別の事態が発生した場合、法令の定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法 令 名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	県知事、救助を迅速に行うため必要がある場合は市長	災害救助法第4条、13条 災害救助法施行令3条
感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第1項により知事が使用または給水を制限し、または禁止を命じた場合で同法第31条第2項により知事が指示した場合	市 長	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第2項（平成10年10月2日法律第114号）

ウ 応援依頼

市防災体制における給水が困難なときは隣接市、県等の協力を得て実施するものとする。

また、近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定および災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援協定等に基づき、状況に応じて他府県等の応援を求めるものとする。

2 給水の活動

(1) 上下水道部の設置

上下水道部を設置し、上下水道総務班、給水班、上下水道班および浄水場班を設ける。班長は被害状況等を速やかに上下水道部長に報告し、上下水道部長はこの旨を災害対策本部へ報告する。

(2) 応急給水対策

ア 浄水の確保

応急給水に用いる水は水道水とし、浄水池および配水池に貯溜された浄水を使用する。

イ 応急給水の期間と給水量および方法

- (ア) 第1次給水（混乱期＝災害発生から3日間）
- ・生命維持のための最小限必要量 $3 \text{ リットル} / \text{人} \cdot \text{日}$
 - ・自己貯水による利用と併せ、水を得られなかった者に対する応急拠点給水
 - ・市内各小中学校を応急給水拠点とし、北山田浄水場、ロクハ浄水場および配水池から給水車・ポリタンク積載車等（以下「タンク車」という。）により充水する。
- (イ) 第2次給水（給水期＝災害発生から1ヶ月）
- ・前記応急拠点給水に加え仮設配水管による給水および仮設供用栓・最低限の給水 $25 \text{ リットル} / \text{人} \cdot \text{日}$ を目途とする。
 - ・仮設給水栓による拠点給水が出来るまでの間、タンク車給水をおこなうものとする。
- (ウ) 第3次給水（復興期＝災害発生1ヶ月から完全復旧まで）
- ・各使用者の最低限の給水量確保 $100 \text{ リットル} / \text{人} \cdot \text{日}$ を目途とする。
 - ・基幹配水管から順次本復旧工事を行い、各戸への仮設管給水を行う。

ウ 給水場所

応急給水は特別給水拠点および一般給水拠点に対し、風船式水槽等に充水する。

- (ア) 特別給水拠点：医療機関、救護所、災害対策実施機関等、他に優先する必要がある施設。
- (イ) 一般給水拠点：市内小・中学校、避難所および広域避難所等

緊急給水設備

設備・機器	容量・能力	数量	管理者
給水タンク車	3 t	2	草津市上下水道部
給水タンク (積載車必要)	1.5 t	1	同上
	400 リットルポリタンク	12	

第6節 生活必需品等供給計画

[救援部援護班、物資衛生部物資調達班]

第1 計画方針

災害により生活必需品を失った被災者に対し、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を給与または貸与することにより被災者の保護を行う。

第2 計画内容

1 実施責任者

市が主体となって対策を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には、生活必需品の調達、輸送までは知事が行い、被災者に対する支給は市が実施するものとする。

2 供給対象者

災害により住家の損壊等によって日常生活に欠くことのできない衣類、寝具、その他の衣類品および生活必需品を、そう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な状態にある者とする。

3 生活必需品の供給範囲

災害のため供給する生活必需品は、次に掲げるもののうち必要と認めるものとする。

- (1) 寝 具 毛布、布団、枕等
- (2) 衣 服 普通着で作業服、洋服、子供服等
- (3) 肌 着 シャツ、パンツ等
- (4) 身回り品 タオル、靴下、傘等
- (5) 炊事道具 鍋、包丁、炊飯器、ガス器具等
- (6) 食 器 茶わん、皿、はし等
- (7) 日用品 石けん、ティッシュ、歯ブラシ、筆記用具等
- (8) 光熱材料 ライター、ローソク、プロパンガス等
- (9) 衛生用品 紙おむつ、生理用品、ストーマ装具、マスク、消毒液、除菌ウェットティッシュ等

4 供給の方法

(1) 購入および配分計画

援護班は世帯構成員別被害状況書（様式第1号）を把握し、購入および配分計画をたてる。

資料編 IX-26：世帯構成員別被害状況書

(2) 調達および集積

物資調達班は物資を調達し、集積場所に集め管理を行う。集積場所は立命館大学体育館とし、同所が被災した場合は総合体育館とする。

(3) 配 分

援護班は避難所班または町内会、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を求めて、迅速かつ的確に給（貸）与を行う。

5 費用の限度および期間

災害救助法が適用された場合の給（貸）与に準ずる。

6 災害救助法が適用された場合

(1) 措 置

物資の調達および市本部への引き渡しは原則として知事が行う。市本部は次の対策を講ずる。

ア 援護班は世帯構成員別被害状況に基づき配分計画をたてる。

イ 配分計画に基づき必要量を県に要請する。

ウ 県から送付された物資は、配分計画に基づき避難所班および町内会長等の協力を得て援護班が給（貸）与する。

(2) 費用の限度および期間

本章第1節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第7節 住宅応急対策計画

[建設部仮設住宅・建築班]

第1 計画方針

災害が発生した場合、家屋や宅地の被災状況調査を迅速に実施し、二次災害の防止に努める。

また、災害によって住宅が倒壊、焼失、破損等のために居住することができなくなり、自己資力では修復または再建が不可能な被災者を対象として、応急仮設住宅の供給や被災住宅の応急修理、被災した住宅の障害物の除去を行うことにより居住の安定を図る。また、この実施にあたっては高齢者・障害者等の避難行動要支援者（災害時要援護者）に対して十分に配慮する。

第2 宅地危険度判定

災害発生時においては、速やかに宅地の被害状況を調査し、崩落等に関する危険度判定が必要となる。広範囲の被災状況調査を迅速かつ的確に行うため、予め知事が認定登録した「被災宅地危険度判定士」の派遣を県に要請し、支援を受ける。

1 判定実施決定

市は、被害情報に基づき、二次災害の発生の恐れがあると判断した場合は、危険度判定の実施を決定し、実施本部を設置するとともに、県に対しこの旨を連絡する。

2 支援要請

市実施本部（仮設住宅・建築班が担当）は、危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請を行う。

3 支援実施

支援要請を受けた県の支援本部は、危険度判定士を市の実施本部へ派遣する等の必要な措置を行う。

4 判定実施

市実施本部（仮設住宅・建築班が担当）は、危険度判定士の協力により危険度判定を実施するとともに、県の支援本部にその実施状況を報告する。

第3 計画内容

1 住宅に対する一般措置

り災住宅の居住者に対しては、住宅金融支援機構による災害関係諸貸付制度の活用

を指導する。

2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理および被災した住宅の障害物の除去

(1) 応急仮設住宅の設置

ア 実施責任

災害救助法を適用した場合には、県本部が建設業者に請負わせて応急仮設住宅を設置する。（同法により知事が権限の一部を市長に委任した場合は市本部が実施する。）

なお、災害救助法が適用されない場合にあっては、同法の基準に準じて市が実施する。

イ 対象

住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家のない者で自らの資力では住宅を得ることができない者

ウ 設置戸数、建設予定地

住家が全壊、全焼または流出した世帯数の3割の範囲内

建設予定地は、野村運動公園・弾正公園に整備することを検討している。

エ 規模、費用限度、着工期間、供与期間

本編第1章「災害救助法の適用計画」の定めるところによる。

オ 仮設住宅の供与

(ア) 応急仮設住宅に収容する入居者の選考には市本部があたり、十分な調査を基に、必要に応じ町内会長、民生委員等の意見を聴取し、り災者の資力その他の生活条件を十分に調査して決定することとし、抽選等の方法により決定することのないよう留意する。

(イ) 応急仮設住宅は、り災者に一時居住の場所を提供するための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるので入居者にこの趣旨を徹底させる。また、そのときに併せて住宅のあっ旋等を行う。

カ 避難行動要支援者(災害時要援護者)に配慮した応急仮設住宅

応急仮設住宅の設置にあたっては、高齢者、障害者等に配慮した住宅の設置を推進する。高齢者および障害者等が入居する応急仮設住宅には保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等の派遣を行い、避難行動要支援者(災害時要援護者)の円滑な日常生活と健康維持の確保を図る。

(2) 住宅の応急修理

ア 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 対象者

地震のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

(イ) 緊急の修理

市本部は、住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急

の修理を行う。

(ウ) 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号)第 8 条による。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 対象者

災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ 居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

(イ) 応急修理

市本部は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。

(ウ) 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号)第 8 条による。

(3) 被災した住宅の障害物の除去

ア 対 象

災害により居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下、この号において「障害物」という。)が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者。

イ 障害物の除去

市本部は、被災した住宅の居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施し、居住の安定を図る。

ウ 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号)第 13 条による。

第 4 公営住宅の活用と広域避難

激甚災害のために応急仮設住宅の供給や住宅の応急修理では住宅対策が十分でない場合、公営住宅の空家に被災者を一時入居させることとし、関係機関等への協力要請を行ったうえで、市および滋賀県等が管理する公営住宅への入居斡旋を行う。

広域避難が必要となった場合には、県や他市町村等に一時的な避難住宅の提供を要請し市民に入居を斡旋する。

第8節 文教対策計画

[避難対策部学校対策班]

第1 計画方針

災害発生時においては、児童生徒等の安全確保、教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書・学用品の確保等の応急対策を実施する。

第2 計画内容

1 児童生徒等の安全確保措置

(1) 休業措置

ア 登校前の措置

登校前に災害が予知される場合においては、児童生徒は自宅待機とし、午前7時において「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」の発令中の場合は、臨時休業とする。

また、災害の範囲が狭く、本市で災害の発生が予知できる場合は、市教育委員会もしくは校長の判断により、必要に応じて休業措置をとるものとする。

イ 登校後の措置

非常災害その他急迫の事情があるときは、校長の判断により、市教育委員会と協議し、必要に応じて休業措置をとるものとする。なお、帰宅させる場合は、気象状況、災害の状況等を十分に把握し、児童生徒等の生命の安全について万全を期するものとする。

(2) 校長の措置

ア 事前措置

- (ア) 校長は、学校の立地条件等を考慮し、常に災害時における応急の教育計画を樹立するとともに、児童生徒等の避難訓練実施等の措置を講じておくものとする。
- (イ) 校長は、常に気象状況に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次の事項に留意し、応急教育体制に備える。
 - a 学校行事、会議、出張等の中止
 - b 県および市教育委員会、草津警察署、西消防署、南消防署ならびに保護者への連絡網の確認
 - c 時間外における所属教職員の非常招集方法

イ 災害時の措置

- (ア) 校長は災害の状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。
- (イ) 校長は災害の規模、児童生徒、教職員および施設の被害状況を把握し、速やかに市教育委員会に報告する。
- (ウ) 校長は、準備した応急教育計画に基づき、災害状況に応じて臨機に教育計画を作成し、適切に指導する。
- (エ) 応急教育については、市教育委員会に報告するとともに、児童生徒および保護者に周知徹底を図る。

ウ 災害復旧時の措置

- (ア) 校長は、児童生徒、教職員を把握のうえ、校舎内外の整備を行い、児童生徒に被害あるときは、その状況を調査把握して市教育委員会に報告するとともに、教科書、学用品等の給与に努める。
- (イ) 避難した児童生徒については、教職員が避難先を確認し、その状況を把握するとともに、適切な指導を行う。
- (ウ) 校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡のうえ、平常の学校運営にもどるよう努める。

2 災害応急教育

(1) 応急教育の実施予定場所等

市教育委員会は、予め災害の程度に応じ、おおむね次のような方法により、学校授業が災害のため中断することのないよう、災害対策本部と協議のもと応急教育の実施予定場所の選定を行う。

ア 学校の一部の校舎が災害を受けた場合

- (ア) 特別教室、体育館を利用する。
- (イ) 2部授業を実施する。

イ 学校の校舎の全部が災害を受けた場合

- (ア) 公共施設等を利用する。
- (イ) 隣接学校の校舎を利用する。

ウ 特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合

住民避難先の最寄りの災害を受けなかった学校等公共施設を利用する。

(2) 教員確保の措置

ア 教育実施者は当該学校内において確保し、不可能な場合は市内の学校間で調整する。

イ 本市で調整できない場合は、県教育委員会に配員を要請する。

(3) 教科書等の確保

ア 市教育委員会は教科書の喪失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に連絡するとともに、教科書取扱店に連絡を行う。

イ 学用品給与の費用、期間等については、災害救助法が適用された場合に準ずる。

(4) 給食等の措置

ア 学校給食施設の被害状況を掌握し、その復旧に努める。

イ 学校給食施設、設備および給食物資納入業者の被害状況を調査し、パンとミルク給食またはクラッカー給食等応急措置をとるとともに、必要に応じて学校給食を中止する。

ウ 被害を受けた物資について、市教育委員会は県教育委員会保健体育課に速やかに報告し、その物資の処理方法等について助言・指示を受けるものとする。

3 学校施設が避難所となったときの対策

学校施設が避難所となった場合、校長および教職員は学校の防災対策計画に基づき避難所運営支援業務にあたる。

(1) 臨時応急避難所の場合

校長は、災害対策本部にできる限りの協力を行うものとする。

(2) 長期および全施設におよぶ場合

学校教育に支障が生じる場合においては、災害対策本部は、校長等と協議し、必要な措置をとるものとする。

4 社会教育施設の応急対策計画

(1) 応急対策

災害発生時において、社会教育施設については、災害応急対策用として特に避難所、災害対策本部等に利用するよう努め、被害の掌握とその応急修理の迅速化を図る。

(ア) 災害時における食品加工場の確保と利用

(イ) 地域における連絡の拠点

(ウ) 災害時の避難所の確保

(2) 災害復旧計画

災害時における避難所や災害連絡所の拠点としての施設利用に支障が生じない範囲内で、施設の仮復旧を早急に実施する。

第9節 行方不明者・死者等の搜索および埋（火）葬計画

[避難対策部搜索班]

第1 計画方針

災害により行方不明者または死亡者が発生したときは、関係機関と連携して行方不明者等の搜索、遺体の安置・処理、埋（火）葬等を円滑かつ適切に実施する。

第2 計画内容

1 行方不明者の搜索

行方不明者があるとき、市は消防団、警察署、消防署および自衛隊等の関係機関や各種団体の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。また、状況によっては自主防災組織や地域住民の協力を得て搜索を実施する。

2 遺体安置所の選定

市は、あらかじめ遺体保安所として利用することとして調整していた公共施設、寺院等について、災害状況に応じて、警察署と協議しながら、遺体安置所を選定する。

3 遺体の安置、処置の手順

(1) 搜索により発見した遺体は、指定の安置所に移送し、安置する。

(2) 警察官による検視および医師による検案が速やかに行われるように警察と連絡をとり、協力する。

(3) 検視・検案の済んだ遺体について、必要に応じて洗浄・縫合・消毒等の処置を行い、納棺のうえ一時保管する。

4 遺体の身元確認・引き渡し

(1) 警察、住民等の協力を得て、身元の確認に努め、判明した遺体については原則として、遺族、親族に引渡すものとする。

- (2) 身元不明者については、遺体、所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を遺体処理台帳に記録し遺留品を保存する。

5 遺体の埋葬

(1) 埋葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がいない遺体

(2) 埋葬の実施

市長が必要と認めた場合、次の事項に留意し実施する。

ア 埋葬は、原則遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すことにより実施する。

イ 災害死によることが明らかである身元不明の遺体および死亡した者の遺族がいない場合、または確認できない場合、関係法規に基づいて火葬手続きをとる。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

エ 火葬の終わった遺骨および遺留品を、遺体が収容された同じ遺体収容所に一時保管する。

6 広域火葬

市は、火葬場の火葬処理に著しい支障を生じた場合や、数多くの遺体の迅速な火葬処理が困難になった場合、「滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱」、「滋賀県広域火葬事務処理要領」および「災害時等における滋賀県斎場施設連絡協議会構成火葬場の相互応援協力に関する協定」に基づき、広域火葬の支援を要請する。

7 災害救助法による基準

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索、処理の基準は次のとおりである。

(1) 遺体の搜索

ア 対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ被災の状況により死亡していると推定される者

イ 費用の限度および期間

第4部第5章第1節「災害救助法の適用計画」の定めるところによる。

(2) 遺体の処理

ア 対象

災害の際死亡した者

イ 処理の内容

(ア) 遺体の見分・検案

(イ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

(ウ) 遺体の一時保存

ウ 費用の限度および期間

第4部第5章第1節「災害救助法の適用計画」の定めるところによる。

(3) 遺体の埋葬

ア 対象

災害の際死亡した者

イ 埋葬範囲

(ア) 棺（付属品を含む）

(イ) 埋葬または火葬（人件費を含む）

(ウ) 骨つぼおよび骨箱

ウ 費用の限度および期間

第4部第5章第1節「災害救助法の適用計画」の定めるところによる。

8 漂着遺体の取扱い

- (1) 災害救助法の適用された市町以外の市町の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合

ア 漂着した地域の市町が救助の行われた地の知事の統括する市町である場合、当該市町長は、直ちに救助の適用市町長に連絡して関係市町長に遺体を引き取らせること。

ただし、引取りに要する時間のない場合においては、知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じその指揮を受けて当該市町長が埋（火）葬を行うものとし、これに要する費用については県が負担する。

イ 漂着した地域の市町が救助の行われた地以外の県知事が統括する地域の市町であるときは、当該市町長は前号の例により措置するものとし、それに要する費用については、当該市町を包括する府県が支弁すること。この場合における埋葬の処理は救助の行われた府県知事に対する救助の応援として取り扱い、当該府県は、その支弁した費用について災害救助法第35条の規定により、救助の行われた地の府県に対して求償することができる。

- (2) 災害救助法適用市町以外の市町の地域に漂着した遺体が、当該災害によるものであると推定できないとき。

当該市町長が行旅病人および行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93条）の定めるところにしたがって、その遺体を措置するものであるが、措置した後においてその遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した時期が当該救助の実施時期内であるときに限り、法による救助の実施とみなして取り扱うものとし、それに要した費用については、前項各号の例により取り扱われるものであること。

- (3) 遺体の収容処理および埋（火）葬遺体の収容処理および埋（火）葬については、災害救助法が適用された場合に準ずる。

第10節 義援金品募集配分計画

[**救援部** **援護班**]

第1 計画方針

県民および他府県民から被災者に寄贈される義援金品について、必要事項を定め募集の便宜および配分の円滑化を図る。

第2 計画内容

1 実施機関

災害義援金品の募集、輸送および配分は、次の関係機関をもって募集・配分委員会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行う。

(1) 構成機関

市本部、日本赤十字社草津地区、市社会福祉協議会、市民生委員児童委員協議会、市自治連合会、その他各種団体

2 募集

災害義援金品の募集は、県内または他の都道府県において大災害が発生した場合に、次の方法により行う。

なお、募集内容の決定にあたっては、被災地の状況を充分考慮して行うものとする。

(1) 県の募集・配分委員会からの通知を受け、あるいは市募集・配分委員会において決定したときは、募集の細部について更に協議し、構成機関を通じて義援金品の拠出を呼びかけるものとする。

(2) 市募集・配分委員会における募集は、災害の種別等によって定め難いが、おおむね県内における市町で災害救助法の適用を受けた場合とする。

3 集積

構成機関は、募集を行った場合、拠出者名簿（様式第1号）を作成または義援金品受領書（様式第3号）を発行するとともに、各々指定する場所に集積するものとする。

資料編 IX-28：義援金品拠出者名簿

資料編 IX-30：義援金品受領書

4 引継ぎ

(1) 集められた義援金品は市募集・配分委員会において、荷造し、被災地を所管する配分機関に引継ぐものとする。

(2) 引継ぎにあたっては、義援金品引継書（様式第2号）を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

資料編 IX-29：義援金品引継書

5 配分

(1) 配分の基準

配分はおおむね次の基準により行うものとするが、特定物品および配分指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を検討して行う。

ア 一般家庭用物資

全壊、全焼または流失世帯	1
半壊または半焼世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3

イ 無指定金銭

死者（行方不明で死亡と認められるものを含む）	1
重傷で障害が相当残る程度の者	1／2
その他重傷者	1／3
全壊、全焼または流失世帯	1
半壊または半焼世帯	1／2
床上浸水世帯	1／3

（注）床上浸水 10 日以上の世帯にあつては、物資、金銭とも半壊の基準によるものとする。

- (2) 県から配分を受けまたは市本部で受付けた義援金品は、(1)で定める基準を参考にして、民生委員その他の関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。

6 義援金品の管理

義援金品の募集、配分にあたっては、現金出納簿（様式第 4 号）、義援品受払簿（様式第 5 号）を備えるとともに、保管に努める。

資料編 IX-31：現金出納簿

資料編 IX-32：義援品受払簿

7 費用

募集、配分に要する労力等は無料奉仕を基本とし、輸送その他に要する経費は、それぞれの実施機関において負担するものとする。

ただし、これが不可能な場合は、義援金の一部を充当し、経費の証拠記録を整備保存する。

第6章 交通計画

[建設部道路班]

第1節 道路交通対策計画

第1 計画方針

災害時における交通の安全を確保するために実施する交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集および広報についてその要領を定めるものとする。

第2 計画内容

1 交通規制

(1) 規制の種別

災害時における規制の種別および根拠はおおむね次によるものとする。

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損等、または破損等が予想される場合による施設構造の保全、または交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が通行を禁止し、または制限（重量制限を含む）するものとする。

イ 道路交通法に基づく規制（同法第6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるとき、警察官は歩行者もしくは車両等の通行を禁止し、または制限する。

ウ 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、県公安委員会は道路の区間を指定し、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するものとする。また、緊急車両の妨げとなる車両の運転手等に移動を命令し、運転手等が不在のときは道路管理者等が自ら車両を動かすものとする。その実施において、やむを得ない場合、道路管理者等は他人の土地の一時使用、竹林その他障害物の処分ができる。

(2) 規制の区分

規制の実施は、次の区分によって行うものとする。ただし、災害の状況によっては関係機関による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるので関係道路管理者と警察とは密接な連絡をとり適切な規制が期されるよう配慮して行うものとする。

交通規制の実施区分

区分	実 施 者	範 囲
道 路 管 理 者	国（滋賀国道事務所）	国道 1 号線 三重県境～京都府境
	県	県道
	市	市道
警 察	県公安委員会 （県本部交通部交通班）	隣府県に影響をおよぼす規制もしくは規制区域が 2 警察署以上にわたるものまたは期間が 1 ヶ月以上におよぶもの
	草津警察署長	自署の管轄区域内であり、かつ急を要し期間が 1 ヶ月以内の規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制

(3) 発見者等の通報

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、または極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官または市本部に通報するものとする。

通報を受けた警察官または市本部は、その道路管理機関等に速やかに通報するものとする。

(4) 各機関別実施の要領

道路管理者または警察は、災害の発生が予想され、または発生したときは、道路施設の巡回調査に努め、危険が予想されまたは被害が発生したときは、速やかに次の要領によって規制をするものとする。

ア 道路管理者

道路施設の被害等により危険な状態が予想され、もしくは発見したとき、または通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。

イ 市

市本部は、市以外の者が管理する道路施設で、その管理者に通知して規制をするいとまのないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、または市長が災害対策基本法第 60 条により避難を指示し、または同法第 63 条により警戒区域を設定し立入を制限し、もしくは禁止または退去を命ずる等の方法によって実施するものとする。

ウ 警察（道路交通法関係）

道路交通法に基づく規制は、次の区分によって実施するものとする。

(ア) 県公安委員会（県本部交通班）

隣接する府県に影響を及ぼす規制もしくは規制する区域が 2 警察署以上の区域におよぶか、規制する期間が 1 月以上に達する場合は、警察署長からの報告に基づき県公安委員会が行う。

(イ) 草津警察署長

(ア) 以外の場合は、草津警察署長が行う。

(ウ) 警察官

(ア)、(イ)によるもののほか道路における危険を防止するため緊急に規制する必要があるとき、警察官は必要な限度において一時通行を禁止または制限するものとする。ただし、規制が長期におよぶときは、草津警察署長に報告して(ア)、(イ)による規制に切り替えるものとする。

エ 警察（災害対策基本法関係）

災害対策基本法第76条の規定により、県公安委員会が緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、または規制を行った場合における緊急輸送車両の確認手続きは、次のとおりとする。

(ア) 緊急輸送車両の基準

緊急輸送車両は、おおむね次の目的のために使用する車両で、県公安委員会が緊急車両として認めたものをいう。

- a 警報の発令および伝達ならびに避難の指示に従事する車両
- b 消防、水防その他の応急措置に従事する車両
- c 被災者の救難、救助その他保護に従事する車両
- d 災害を受けた児童および生徒の応急の教育に従事する車両
- e 施設および設備の応急の復旧に従事する車両
- f 清掃、防疫その他保健衛生に従事する車両
- g 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に従事する車両
- h 緊急輸送の確保に従事する車両
- i その他、災害の発生への防御または拡大の防止のための措置に従事する車両

(イ) 緊急輸送車両の確認

県警察は、災害発生時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、緊急通行車両を使用する者から、災害発生より前において、緊急通行車両であることの確認の申出を受けるとともに、緊急通行車両確認証明書および標章を交付するなど、事前の緊急通行車両の確認を推進するものとする。

災害発生時においては、県警察本部交通規制課または最寄りの草津警察署は、緊急通行車両を使用する者からの申出により、災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両確認証明書および標章を交付する。

資料編 IX-34：緊急輸送車両確認申請書

資料編 IX-35：緊急輸送車両確認証明書

資料編 IX-36：緊急車両標章

(5) 規制の標識等

交通規制をしたときは、その実施者は次の標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じて遮断等の措置をとるとともに警察官等が現地において交通整理等に当たるものとする。

ア 規則標識

道路法および道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日号外総理府建設省令第 3 号）の定める様式方法により災害対策基本法によって制限したときは災害対策基本法施行規則様式第 1 号に定める様式によって標示する。

イ 規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示して標示する。

(ア) 禁止制限の対象

(イ) 規制する区域または区間

(ウ) 規制する期間

ウ う回路の標示

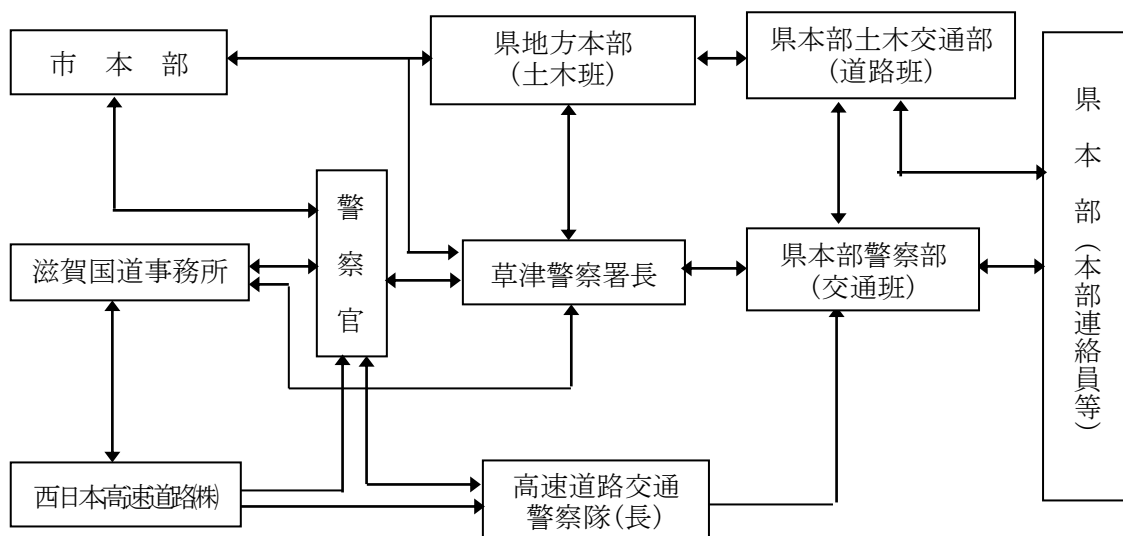
規制を行ったときは、適当な回路を標示する等、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

(6) 報告書

規制を行ったときは、次の方法によって報告または通知するものとする。

ア 系 統

各機関における報告等は次の系統による。



イ 報告事項

各機関は報告、通知等に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

(ア) 禁止制限の種別と対象

(イ) 規制する区間

(ウ) 規制する期間

(エ) 規制する理由

(オ) う回路その他の状況

2 有料道路の通行料金の免除措置

(1) 一般開放

ア 災害時において、道路法、道路交通法または災害対策基本法の規定に基づく交通規制が行われたことにより、通常ほかの道路を通行する者が有料道路の通行を余儀なくされた場合で、かつあらかじめ当該道路の交通が規制されていることを知ることが困難と認められる場合においては、料金の徴収を免除する措置をとるものとする。ただし、名神高速道路は除くものとする。

イ 道路管理者は、アの免除措置をするときは、他の道路の損壊、危険の状況等を勘案し、警察と連絡を密にし、料金を徴収することが著しく不適當であると認められる時間および区間を指定して当該時間内に通行する車両等について行うものとする。

(2) 緊急車の取扱い

ア 道路整備特別措置法第 12 条の規定により料金を徴収しない緊急自動車で災害時に緊急輸送のため通行するときは、緊急輸送車として知事または県公安委員会が交付した緊急輸送車両確認証明書および標章を携帯することとし、通行取扱いについては琵琶湖大橋有料道路管理事務所、または西日本高速道路㈱の指示によるものとする。

イ 道路整備特別措置法施行令第 6 条の規定に基づく告示(昭和 31 年建設省告示第 1695 号)による災害救助、水防活動または消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のものが通行するときは、あらかじめ道路管理者に通知し、必要に応じて通行証の交付を受けるものとする。

第 2 節 輸送計画

[総務部支援要請班、建設部道路班]

第 1 計画方針

災害時における被災者の避難および応急対策に必要な要員・物資等の迅速な輸送を確保するため、陸上および海上輸送等の計画を定める。

第 2 計画内容

1 実施責任者

災害輸送は、当該対策を実施する機関が行うものとする。

2 輸送対象

(1) 人員

被災者および避難者等

(2) 物資

- ア 医療および助産のための医薬品
- イ 救助用物資機材
- ウ 飲料水および食料
- エ その他必要な物資

3 輸送人員

輸送の円滑な実施を図るため、次のとおり輸送順位を定める。

- ア 住民の生命の安全を確保するための、被災者、避難者および医薬品等の輸送
- イ 災害の拡大防止のために必要な災害対策本部職員および消防団等の輸送
- ウ 前号以外の災害対策に必要な人員の輸送

4 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、おおむね次の順序による。

- ア 当該実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業用の車両等
- エ その他の自家用車両等

5 輸送方法

- (1) 輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度および現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうちから最も適切な方法により行う。

- ア 自動車等による輸送
- イ 鉄道等による輸送
- ウ 水上輸送
- エ 空中輸送

(2) 自動車輸送

- ア 緊急交通路となる道路の管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、緊急輸送車両の通行に支障とならないよう、障害物の除去、応急復旧等を行い道路の機能確保に努める。

なお、対応にあたっては、[滋賀県域道路啓開計画（案）に基づき、基幹ルートおよび主要拠点ルートへの進出ルートの道路啓開に必要な体制整備を図る。](#)

道路の管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者等がいらない場合は、自ら車両の移動等を行うものとする。

なお、緊急交通路の指定については、市内の幹線主要道路とするが詳細は警察および関係機関と協議して定めるものとする。

資料編 IV-8：貨物自動車運送一覧

資料編 IV-9：「市公用車保有台数一覧」

イ 備蓄品の輸送にあたっては、物資調達班が市公用車（不足する場合は、滋賀県トラック協会へ要請した車両）により、各避難所へ輸送する。

(3) 鉄道輸送

鉄道によって輸送する場合は、それぞれの実施機関において J R と協議して行うものとする。

ア 緊急輸送の要請は最寄りの駅長を通じて行い、J R は防災関係機関等部外からの要請で緊急輸送の必要があると認めるときは、その万全を期するものとする。

イ 災害輸送に関しては「J R 運賃減免実施基準」により減免を行う。

資料編 VIII-7：「災害り災者救じゅつ用寄贈品等に対する J R 運賃減免実施基準」

(4) 水上輸送

避難者に対する水、食料、生活必需品等の輸送にあたっては、県に要請し、寄港地は矢橋帰帆島とし、同所が使用不可能な場合は、烏丸半島を利用するものとする。

資料編 IV-10：「漁船一覧」

(5) 空中輸送

ア 交通途絶による孤立地帯への輸送は航空機によるものとし、「第 16 章自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、自衛隊航空機の派遣要請を行う。

イ 民間航空機の借上げを必要とするときは、大阪空港事務所にそのあつ旋を要請する。

資料編 IV-11：「ヘリコプター離発着場」

(6) 人力輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力により輸送するものとする。

第7章 防疫および保健衛生計画

[救援部救護班、物資衛生部衛生班・避難対策部搜索班・上下水道部給水班]

第1 計画方針

災害発生時における被災地の防疫は、この計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と感染拡大の防止に万全を期する。

第2 計画内容

1 実施者

- (1) 災害発生時における被災地の防疫は、市長が保健所の指導、指示に基づいて実施するものとする。
- (2) 市単独で処理不能の場合は、隣接市、県等の応援を求めて実施する。
- (3) 県本部は被災地の状況、市本部の処理能力等を勘案し、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（本項において以下「法」という。）第29条第2項に基づく物件に係る措置または予防接種法第6条による臨時の予防接種を行う。

2 防疫活動の体制

(1) 県の指導

災害発生後、速やかに災害地の検病調査および清潔方法、消毒方法、ねずみ族昆虫駆除、その他防疫措置について実情に即応した指導を行う。特に被害激甚な地区に対しては職員を現地に派遣し、その実状を調査して実施方法および基準を示し、指導に当たらせる。

(2) 措置命令

知事から感染症予防のため、災害の規模、態様等に応じてその範囲および期間を定め、次の措置の指示がなされた場合、必要な措置を講じるものとする。

ア 法第27条第2項による消毒に関する指示（法第50条第1項の規定により実施される場合を含む。）

イ 法第28条第2項によるねずみ族昆虫等の駆除に関する指示（法第50条第1項の規定により実施される場合を含む。）

ウ 法第29条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された物件に係る措置に関する指示（法第50条第1項の規定により実施される場合を含む。）

エ 法第31条第2項による生活用に供される水の供給の指示

オ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示（市町長をして実施されるのが適当な場合に限る。）

(3) 検病検査および健康診断

ア 保健所は、検病調査班を編成し、市と連携して被災地の検病調査をする。

イ 検病調査班は、その稼働能力に応じ重点的に検病調査を実施するものとするが、滞水地域においては通常週1回以上、集団避難所においてはできる限り頻繁に行うようにする。

ウ 検病調査の結果、必要あるときは、法第 17 条の規定による健康診断を実施するものとする。

3 市の行う防疫活動の種別と方法

(1) 検病調査

保健所、検病調査班と連携し、地区衛生組織等関係者の協力を得て検病調査を実施する。

(2) 臨時予防接種

感染症予防上必要があると認められるときは、予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種の実施を知事に求めるものとする。

(3) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第 27 条第 2 項により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒を行うものとする。(法第 50 条第 1 項の規定により実施される場合を含む。)

(4) ねずみ族昆虫等の駆除

法第 28 条第 2 項の規定により知事の指示に基づき、ねずみ族昆虫の駆除を行うものとする。(法第 50 条第 1 項の規定により実施される場合を含む。)

(5) 感染症の病原体に汚染された物件にかかる措置

法第 29 条第 2 項の規定により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された物件に係る措置を行うものとする。(法第 50 条第 1 項の規定により実施される場合を含む。)

(6) 生活の用に供される水の供給

法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき本計画第 5 章第 5 節「給水計画」に準じて生活の用に供される水の供給を行うものとする。

(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなり、感染症が発生する危険性が高い。よって、県防疫職員の指導のもとに市において防疫活動を実施するものとする。また、この際施設の管理者を通じて、衛生に関する自治組織の編成を促しその協力を得て指導の徹底を期するものとする。

(8) 愛玩動物の一時保管

災害の発生に伴う愛玩動物（犬、猫等）の保護および危害防止等は、原則として飼養者等が行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、市は、県生活衛生班や動物保護管理センター、動物愛護団体等と連携、協力して飼養困難な動物や放浪動物の一時的な保管等を実施する。

(9) 死亡獣畜の処理等

死亡した動物の処理は、その飼養者等が次のとおり行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、市が県、関係機関等との協力体制を確立し、環境衛生上支障のないところで焼却または埋却する。

飼養者等は、処理方法および公衆衛生上必要な措置について保健所、市の指導を受け、適正に処理する。

4 報告、記録、整備

市は、災害防疫が完了した時は、次の報告書を速やかに保健所に提出するものとする。

- ア 「災害状況報告書」(様式第1号) (資料編 IX-36)
- イ 「災害防疫活動状況報告書」(様式第2号) (資料編 IX-37)
- ウ 災害防疫経費所要額調および関係書類
- エ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒方法に関する書類
- オ ねずみ族昆虫等の駆除に関する書類
- カ 生活の用に供される水の供給に関する書類
- キ 「患者台帳」(様式第4号) (資料編 IX-39)
- ク 「災害防疫作業日誌」(様式第3号)(作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記載すること。) (資料編 IX-38)

5 避難生活における健康管理、医療、心のケア体制

避難所生活による急性疾患、慢性疾患、要介護の悪化、精神疾患等については、DMAT、市医療班、医療ボランティア、自治会、避難所運営委員会等の連携、協力のもと早期に疾患者を把握し、疾患者が重篤にならないように健康管理体制を確保する。

第8章 災害廃棄物処理計画

[物資衛生部衛生班]

第1 計画方針

災害発生時に、大量に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、必要となる基本的事項を本計画に定めるものとする。

災害廃棄物は一般廃棄物に区分され、処理主体が市になることから、基本的には市が処理の責任を負うが、被害が甚大で市のみで処理することが不可能な場合は、被害状況等を県（循環社会推進課）に伝達し、支援を要請するものとする。

環境省が定める「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）に基づき、災害廃棄物処理に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら、別に定める草津市災害廃棄物処理計画によるものとする。

第2 計画内容

1 組織体制・指揮命令系統の整備

市は、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理に必要な組織体制を整備し、指揮命令系統を確立する。

2 情報収集・連絡

市は、ライフラインや廃棄物処理施設の被害状況、有害廃棄物の状況等の被災状況、収集運搬体制に関する情報などを収集し、県に連絡する。

3 協力・支援体制

市は、災害対策本部や県と調整のうえ、倒壊家屋や放置車両の撤去等に関して自衛隊や警察、消防等の協力を得られる体制を確保する。

災害の規模に応じて、県に対して必要な支援を求めるとともに、支援市町や民間団体、国等との連絡調整を行う。

4 一般廃棄物処理施設等

市は、一般廃棄物処理施設および収集運搬ルート of 被害状況に応じた安全性の確認および補修を行う。

市は、避難所における被災者の生活に支障が生じないように、必要な数の仮設トイレを確保し、設置する。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず、既存の施設で処理を行う。

5 災害廃棄物処理

市は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量および処理可能量等を推計するとともに、災害廃棄物処理計画を基に、処理スケジュールや処理フローを含めて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

市は、災害廃棄物の収集運搬体制を確保するとともに、発生量の推計を基に、必要となる面積を有する仮置場を確保する。仮置場に住民が災害廃棄物を持ち込む場合は、分別を周知徹底し、火災等が発生しないよう民間事業者に委託するなどして

適正に管理・運営できる人員体制を整備する。

市は、腐敗性廃棄物を優先的に処理し、仮置場などに消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止する。また、廃棄物処理施設や収集運搬経路、仮置場等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、悪臭、水質等の環境モニタリングを行い、被災地の生活環境および公衆衛生の保全を図る。特に仮置場の石綿モニタリングは初動時に実施することが重要である。

市は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性がある建物について、分別を考慮しつつ、優先的に解体・撤去する。なお、建物の解体・撤去においては、平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、情報を関係者に周知する。

市は、応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行う。分別・処理・再資源化にあたっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴等に応じた適切な方法を選択する。

市は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、その回収を優先的にを行い、適正に保管または早期に処分を行う。

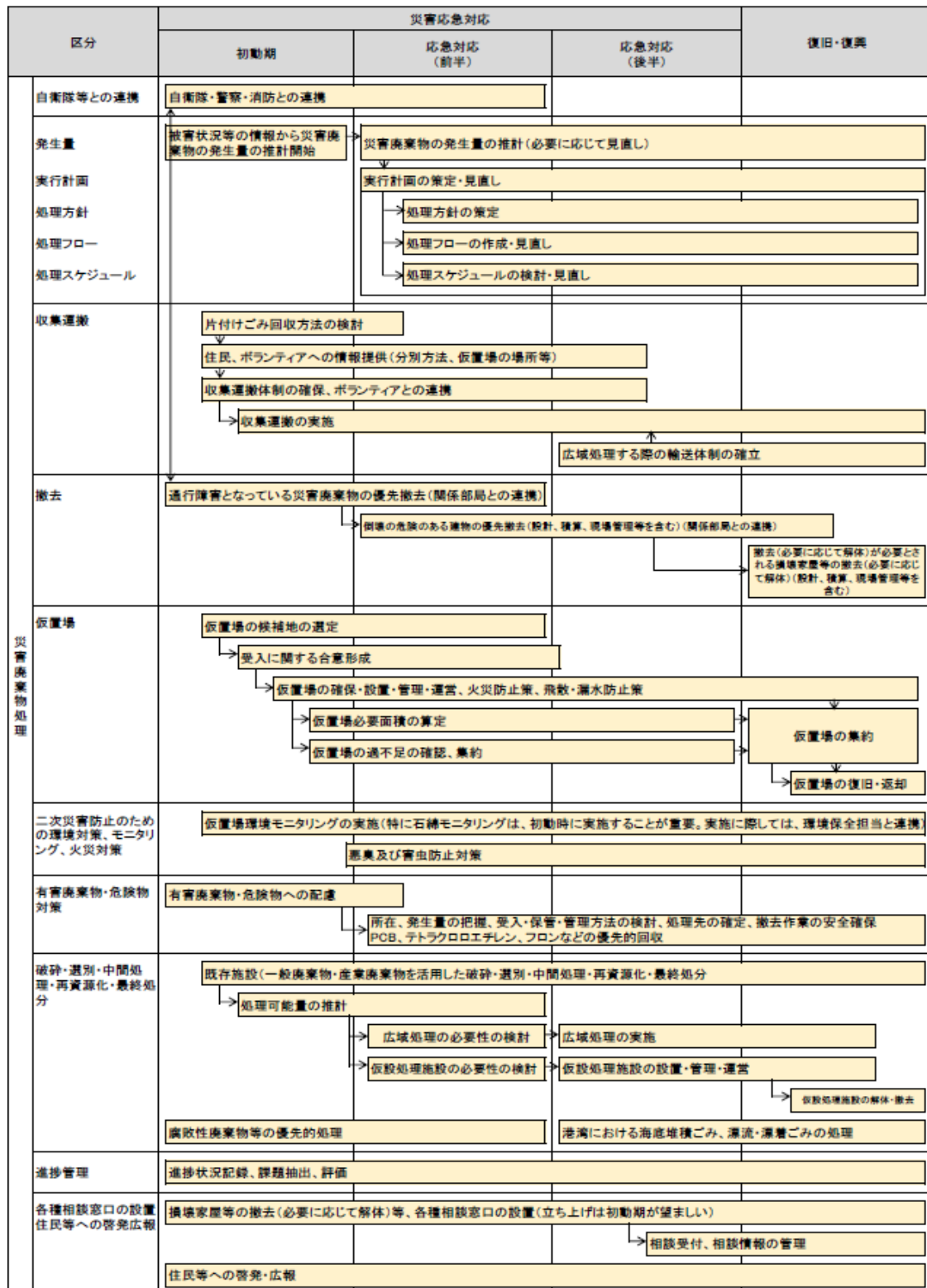
既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、仮設焼却施設の必要性および設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。

災害廃棄物の再資源化および最終処分を円滑に進めるため、仮設の破碎機や選別機の必要性および設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。

再資源化を行えない災害廃棄物を処分するため、最終処分先を確保する。

災害廃棄物の要処理量と処理可能量を勘案し、処理期間に長期間を要し、計画的な復旧・復興の妨げになると判断される場合は、県や国等と相談の上、広域処理に向けた調整を行う。

【地震や風水害等の災害によって発生する廃棄物】



環境省「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月)

【被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物】

区分	災害応急対応			復旧・復興
	初動期	応急対応 (前半)	応急対応 (後半)	
生活ごみ・ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認			
	稼働可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入			
	補修体制の整備、必要資機材の確保			
	補修・再稼働の実施			
	収集方法の確立・周知・広報			
	収集状況の確認・支援要請			
	生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保			
	収集運搬・処理体制の確保			
	処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定			
	収集運搬・処理・最終処分			
感染性廃棄物への対策				
仮設トイレ等 のし尿	仮設トイレ(簡易トイレを含む)、消臭剤や脱臭剤等の確保			
	仮設トイレの必要数の把握			
	仮設トイレの運搬、し尿の汲取り運搬計画の策定			
	収集状況の確認・支援要請			
	仮設トイレの設置			
	し尿の受入施設の確保(設置翌日からし尿収集運搬開始:処理、保管先の確保)			
	仮設トイレの管理、し尿の収集・処理			
	仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指導 (衛生的な使用状況の確保)			
	仮設トイレの閉鎖、下水道の復旧等に伴い撤去			

環境省「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月)

第 9 章 危険物施設応急対策計画

[総務部総括班、情報収集班、広報渉外班、避難対策部避難所班、建設部道路班、救援部救護班、消防部消防班、県]

第 1 節 危険物施設応急対策計画

第 1 計画方針

危険物による災害は、その性質上、大災害に発展する危険性が大であり特に迅速なる措置を要するので、関係機関は密接なる連絡協力のもとに迅速、的確な対策を実施するものとする。

第 2 計画内容

1 実施機関

危険物による災害の発生に際しては、当該事業所等は直ちに消防機関等に通報の上、当該事業所等の定める予防規程等の計画により応急対策を実施することになるが、災害の規模、態様によっては市および県地域防災計画ならびに各関係機関の定めるところにより、総合的な応急対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者および占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）および危険物を移送運搬中の者は、災害発生と同時に直ちに次の措置を講ずるものとする。

ア 連絡通報

(ア) 発災時には、直ちに 119 番通報する。

(イ) 付近住民ならびに近隣企業に通報する。

(ウ) 責任者は被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

イ 初期防除

各種防災設備を効果的に活用し、迅速な初期防除を行うものとする。特に近隣への漏洩拡散防止を最優先とし、かつ二次災害の誘発防止に最善の方途を講ずるものとする。

ウ 医療救護

企業内救護班により負傷者等の救出ならびに応急救護を実施する。

エ 避難

初期防除等の活動実施後、関係機関との連携を図りつつ、企業自体の計画により避難を実施する。

オ 住民救済対策

被災地区の僅少なものは、企業自体の補償で救済する。

(2) その他の公共機関

災害の規模態様に応じ関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施するものとする。

ア 災害情報の収集および報告

市長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の即報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うものとする。

イ 災害広報

災害による不安、混乱を防止するため、市、県、報道機関等は相互に協力・連携、情報共有するとともに広報車、ラジオ（えふえむ草津）、テレビ、窓口掲示、インターネット（ホームページ、SNS、メール）、Ｌアラート等を媒体とする複数の情報提供手段により広報活動を行い、情報配信の徹底を図る。

ウ 救急医療

被災地における傷病者等の救出は、当該事業所、警察、消防機関、県、医療機関、その他関係機関の協力のもとに救護医療業務を実施する。

エ 消防応急対策

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動等を迅速に実施する。県は、必要に応じて知事の応援指示権の発動ならびに他府県への応援要請について考慮するものとする。

オ 避難

市長は、草津警察署と協議して避難のための立退きの指示、避難所の開設ならびに避難所への収容を行う。なお、県は災害の態様により自衛隊出動等につき調整を行うものとする。

カ 交通対策

交通の安全、緊急輸送の確保のため、道路管理者、警察、その他関係機関により、被災地域の交通対策に万全を期する。

第２節 高圧ガス施設応急対策計画

第１ 計画方針

高圧ガス施設の災害に際して、住民の生命、身体および財産を保護するため、高圧ガス施設の所有者または占有者はもちろんのこと、関係機関相互が緊密な連携による活動を開始し、被害の拡大防止、軽減に努める。

第２ 事業計画

- 市は、災害の規模、態様、付近の地形、建築物の構造、ガスの種類、気象条件等を考慮し、施設の管理者、警察、消防機関等と連絡を密にして迅速適切な措置をとる。
- 爆発火災、または可燃性・支燃性・毒性のガス漏えいに際しては、状況に応じて次の措置をとる。
 - 県または消防機関を通じて、滋賀県高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所への

緊急出動要請

- (2) 負傷者の救出救護
- (3) 立入禁止地区の設定および交通規制
- (4) 避難誘導および広報活動
- (5) 災害の拡大防止ならびに防爆活動
- (6) 緊急交通路の確保
- (7) 引火性、発火性、爆発性物の移動
- (8) 被害概要の取りまとめおよび県への報告

第3節 毒物・劇物施設応急対策計画

第1 計画方針

毒物および劇物の保管施設の災害に際し、住民の生命、身体および財産を保護するため、この計画を定める。

第2 事業計画

1 取扱責任者の措置

災害発生時における毒物・劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者において、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の保健所、警察、消防機関に届け出るものとする。

2 緊急措置

毒物および劇物等の流出等により、周辺住民の健康に害をおよぼす恐れが生じた場合は、市、県およびその他関係機関が協力し、周辺住民の人命安全措置を講ずるとともに中毒防止等の広報活動を行う。

第4節 危険な動物等飼養施設応急対策計画

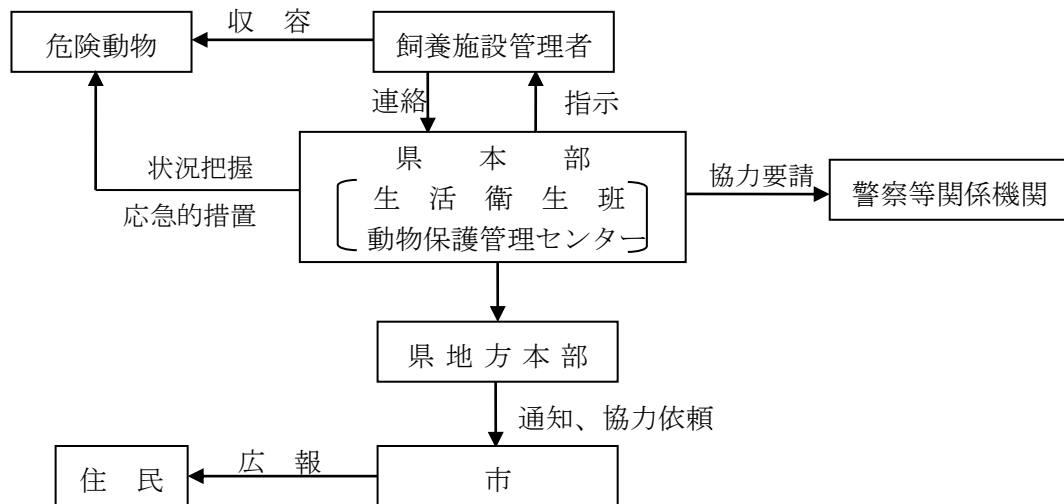
第1 計画方針

飼養施設から逃走した危険動物（ワニ、トラ、クマ等）による危害を防止するため、また、一時的に手放さなければならなくなった動物、飼い主不明となった迷子動物について、市は県本部（生活衛生班）および県生活衛生班動物保護管理センター等の関係機関等と連携して応急的な措置を講ずる。

第2 事業計画

- (1) 県本部（生活衛生班動物保護管理センター）は、危険動物の逃走および管理状況の把握を行う。
- (2) 危険動物が逃走している場合に、県本部（生活衛生班動物保護管理センター）から付近住民への周知について協力依頼があった場合、市本部は住民への広報等について協力する。

【逃走した危険動物対策活動フロー】



第10章 通信施設応急対策計画

[総務部総括班、情報収集班、[NTT 西日本株式会社](#)]

第1 計画方針

電気通信設備に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う応急対策について定める。

第2 計画内容

1 市防災行政無線

災害の発生が予想される場合は、基地局無線設備の保護、要員の確保に努め、施設が被災した場合には、障害の早期復旧に努める。

万一、基地局無線設備が被災した場合には、半固定用無線機（可搬型）を基地局無線設備として代用し、一般移動局との臨時無線通信回線を設定する。

2 県防災行政無線（県防災危機管理局）

災害の発生が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市町および防災関係機関相互間の無線通信回路の確保にあたる。

(1) 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- ア 要員の確保
- イ 予備電源用燃料の確保
- ウ 機器動作状態の監視の強化
- エ 可搬型移動局（全県）の配置
- オ 局舎、機器等の保護強化

(2) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ア 移動局による臨時無線通信回線の設定
- イ 職員による仮復旧の実施
- ウ 電源の喪失等の場合、近畿総合通信局へ電源車の貸与の要請を実施
- エ 通信手段の確保が不十分な場合は、近畿総合通信局や通信事業者へ通信機器の貸与要請を実施

3 一般通信施設（[NTT 西日本\(株\)](#)滋賀支店）

一版通信施設の応急対策に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に [NTT 西日本株式会社](#) が定める防災業務計画によるものとする。

第 11 章 電力・ガス施設応急対策計画

第 1 節 電力施設応急対策計画

[関西電力(株)、関西電力送配電(株)]

第 1 計画方針

風水害による電力施設の被害軽減と早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

なお、電力施設応急対策計画に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら関西電力(株)および関西電力送配電(株)が別に定める防災業務計画によるものとする。

第 2 節 都市ガス施設応急対策計画

[大阪ガスネットワーク株式会社]

第 1 計画方針

ガス事業者は災害発生時に被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全を期すため、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡その他応急対策について定める。

災害発生時には「災害等の対策要領」に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と密接に連携して応急対策を実施する。

なお、都市ガス施設応急対策計画に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に大阪ガスネットワーク株式会社が定める防災業務計画によるものとする。

第 3 節 LP ガス設備応急対策計画

[滋賀県 LP ガス協会、草津支部]

第 1 計画方針

LP ガス設備を災害から防護するため各種施策を行うとともに、災害発生時には「滋賀県 LP ガス災害対策要領」に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と緊密な連携を取りながら応急対策を実施して、LP ガスの安定供給に努める。

第 2 計画の内容

1 情報の収集伝達および報告

(1) 気象予報の収集伝達および報告

ア 気象予報の収集伝達

各 LP ガス販売事業者は、風水害が発生したときならびに気象庁より災害発生の発表があった場合、報告または伝達する。本部では収集した気象予警報は所定の方法により伝達する。

イ 被害状況の連絡、報告

各 LP ガス販売事業者は、自ら供給する顧客設備の受けた被害状況を所定の経路により本部へ報告する。また、本部は防災関係機関へ緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

災害発生予想時における LP ガス販売事業者の待機ならびに非常出動要員体制の確立を行う

(3) 災害対策の実施

ア 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じ顧客および地域住民に対し、広報車による災害に関する各種の情報を広報する。

イ 応急対策

災害状況ならびに現場状況に基づき、災害対策本部からの指令で、LP ガス供給設備の点検・防護・ガス配管等の損傷の危険が予想される箇所にあつては供給遮断ならびに撤去を実施する。

災害による事故が発生した場合には、直ちに防災活動を実施するとともに、不測の事態を考慮して、付近住民に避難の要請を行うなど、危険防止のための応急対策対策を行う。

(4) 災害復旧対策

ア LP ガスの安定供給を確保するため、消防機関と連携をとり供給上可能な範囲で応急復旧作業にあたる。

イ 大規模な災害により、当該支部単位で復旧を図ることが困難な場合、災害を免れた支部より応援活動を行う。

ウ 災害復旧計画の策定および実施にあたっては、人命を重視し救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先する。

(5) 避難所等へのガス供給と保安の確保

第12章 上水道施設応急対策計画

[上下水道部各班]

第1 計画方針

風水害による配水管破損漏水または浄水施設の浸水被害、原水の水質汚染等により断水した場合の市民生活を確保するため、応急給水体制を確立し飲料水等の確保および供給に関して必要な施策を講ずる。

第2 計画内容

1 給水の義務

災害発生時は、市の責任において給水する。市防災体制における給水が困難なときは、隣接市、県等の協力を得て実施するものとする。

また、近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定および災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援協定等に基づき、状況に応じて他府県等の応援を求めるものとする。

2 上下水道部の設置

ア 風水害による水道施設被害が広範囲におよび応急復旧に相当日数を要すると判断される場合は、上下水道部を設置することができる。上下水道部に上下水道総務班、給水班、上下水道班および浄水場班を設け、班長は被害状況等を速やかに上下水道部長に報告し、上下水道部長は、この旨を災害対策本部へ報告する。

イ 応急給水の方法、場所等被災直後の断水による対応策に関する情報発信、応急給水の見通し状況、本復旧の見通し等の情報発信など被災者への必要な情報を提供する。

ウ 被災直後から完全復旧に至るまでの被害復旧状況の記録をする。

3 給水の活動

(1) 応急給水対策

ア 浄水の確保

応急給水に用いる水は水道水とし、浄水池および配水池に貯溜された浄水を使用する。風水害により原水が汚染され原水の取水停止により給水停止に至った場合は、汚染原因の対応および原水の水質検査により安全が確認できるまで原水取水を行わない。浄水工程で有害汚染物質が除去できない場合、末端給水栓水の水質が水道法に定める有害物質の水質基準を満足しない場合は、原水から末端給水栓にいたる全ての水質安全が確認できるまで浄水通水、給水を行わない。配水管洗浄等給水再開のための浄水の確保に留意し、断水後の濁水の排除を的確に行う。

また、断水が長期にわたる場合は、耐震性飲料水兼用防火水槽の浄水または必要に応じ井戸・貯水槽・プールおよび琵琶湖等の水をろ水機で浄化した水を使用する（ただし、ろ水機で浄化した水は飲料水としては使用しない。）とともに、協定した市内企業所有の井戸水を活用する。

(2) 応急復旧対策

ア 目標

水道施設の浸水被害、管路破損は、1ヶ月以内に各戸給水を目標とした復旧計画とする。原水水質汚染等による断水は、水質安全確認を第一にし、慎重に復旧を行う。

- (ア) 復旧順位は、浄水場、配水池等水道基幹施設について、水源地側から順次配水管末端に向けて水の流れに従って復旧する。
- (イ) 管路復旧は、特別給水拠点優先し、順次一般給水拠点の復旧を行う。
- (ウ) 仮設復旧配水管の分水起点、口径、管種、継手、布設ルート、施工の順序等について各配水池貯留水量、浄水場復旧見込、応急給水箇所、給水栓数、給水人口、復旧見込み、仮設資材、工事施工業者班数等を考慮して適切な仮設復旧計画を立てる。

イ 第1次応急復旧対策

風水害被害による断水は、市民生活に混乱が起きるため、復旧作業については、次のように応援員の受け入れ、技術者および労務者の配置、各作業の責任者の配置、復旧工事に必要な資機材の確保と輸送等全般的な対策を迅速かつ的確に進める。

(ア) 被害状況の調査および対策

- ・上下水道部長は、各班からの被害状況報告に基づき配水系統ごとにブロック化し、応援都市、団体を割り当てた適切な応急復旧計画を立てる。
- ・送配水管の破損箇所の発見および通報がありしだい、仕切弁を閉栓する。基幹的な主要配水管の破損漏水の場合は、配水池出口弁を締め切り、飲料水の確保と復旧用水の確保に努める。

(イ) 復旧班の編成と主務

- ・全市域的な災害においては、あらゆる施設の被害が想定される。このような状況下で早期に仮復旧を可能とするため、必要に応じ、他府県、他市町の派遣応援員、修繕業務委託業者、建設業協会、電気工事協同組合および自衛隊の応援を対策本部へ要請し、仮復旧作業に取り組み、一刻も早く拠点給水を実施する。
- ・復旧通水手順は、試験通水－漏水調査－修理－通水とする。水質汚染断水の場合は、試験通水－水質検査－結果確認－通水とする。
- ・被害の状況に応じ、復旧作業班を調整し仮復旧工事と並行して本復旧工事を行う。
- ・浄水場内の浸水事故復旧は浄水場班が対応し、本復旧とする。
- ・浄水場内の各設備が汚染された場合は、必要な洗浄により浄水工程水の水質確認をしながら取水側から順次復旧を図り浄水の安定確保に努める。
- ・仮復旧および本復旧による給水開始前の水質確認を行う。
- ・復旧通水手順は、試験通水－漏水調査－修理－通水とする。
- ・被害の状況に応じ、復旧作業班を調整し仮復旧工事と並行して本復旧工事を行う。

- ・浄水場内の復旧は浄水場班が対応し、本復旧とする。

ウ 第2次応急復旧対策

第1次応急復旧工事により避難所等の仮設供用栓による給水が概ね完了した時点で、第2次応急復旧工事を施工して各戸給水を実施するものとする。

第2次応急復旧対策は、本復旧工事とする。

(ア) 配水管の復旧

- ・大きな被害が出た管路の本復旧配水管は、耐震性継手管に布設替えをする。

(イ) 給水管の復旧

- ・被害を受けた給水管の復旧は、水道法に基づく規格材料を使用し、指定給水装置工事事業者が施工するものとする。

(ウ) 給水装置の費用負担区分

- ・給水管の復旧については、配水管分水栓から量水器までを市施工とし、量水器からは、給水契約者施工とする。

第13章 下水道施設応急対策計画

[上下水道部上下水道班]

第1 計画方針

下水道施設は、汚水、雑排水等処理する重要な手段であり、また電気、水道、ガス等と同様に重要なライフラインであるため、災害が発生した場合の応急対策として被害状況の把握と復旧を迅速かつ適切に実施する。

また、下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせに基づき、状況に応じて他府県等の応援を求めるものとする。

第2 計画内容

1 災害時の応急措置

災害により、下水道施設が被災した場合、次の応急措置を実施する。

- (1) 管渠上部道路の陥没、亀裂等の被害状況を調査する。
- (2) 目視あるいはテレビカメラにより、管渠内の被害状況を調査する。
- (3) 調査に基づいて、道路陥没部への土砂の投入、危険箇所の通行規制、可搬ポンプによる排水等緊急措置をとる。

2 応急復旧の実施

- (1) 管路施設では、土砂の浚渫、可搬ポンプによる排水、管渠の修理等、排水機能の確保に努める。

3 資機材・車両・人員の確保

- (1) 必要な資機材・車両は市所有のものを使用するが、状況に応じて市内業者から調達する。
- (2) 復旧作業には、市職員を動員するほか、草津市管工事協同組合から応援を求める。

第14章 農林水産関係応急対策計画

[建設部経済班]

第1 計画方針

各種災害に対して農林水産物の被害を最小限に止めるための諸施策について定める。

第2 計画内容

1 雪害および寒害対策

野菜

- ア 気温の上昇をまってできるだけ早く中耕および施肥を行い生育の促進を図る。
- イ 根の寒湿害による衰弱、保温のための密閉による苗の徒長等により、立枯病の発生が予想されるので苗床内の温度に注意するとともに、薬剤による防除を行う。
- ウ 積雪した場合、ハウス屋根の雪おろしおよびハウス側面の除雪

2 晩霜と低温障害対策

(1) 水稻

- ア 苗立枯病、むれ苗等の発生を認めた場合は、薬剤の灌注行う。
- イ 被害が軽く、田植可能な苗は、温暖な日をねらって速やかに移植する。
- ウ 田植は2～3日遅れても温暖な日を待って実施する。
- エ 晩霜や低温が予想される場合には浸水管理とする。
- オ 除草剤は気象条件、稲の生育状況、雑草の発生状態に応じて散布する。

(2) 野菜類

育成促進のため液肥等即効性の追肥を行う。

3 風水害対策

(1) 水稻

- ア 台風前には深水して、倒伏や穂の乾燥害を防止する。
- イ 浸冠水した場合は、速やかに排水に努め、退水後ただちに付着した泥土を洗い除く。
- ウ 台風後は特に穂いもち、白葉枯病、絞枯病、ウンカ類等が発生しやすいので、必要な場合は防除する。
- エ 倒伏した場合は、穂発芽の防止に努め、成熟期に近いものは速やかに収穫する。
- オ 倒伏や病虫害におかされた収穫物は別に取扱い、健全なものと混ぜないようにする。

(2) 野菜

- ア 浸冠水した場合、退水後直ちに畑を清掃し浅く耕し排水に努める。
- イ 泥土、はね水等で汚染された茎葉は速やかに噴霧器で水洗いすることが望ましい。
- ウ 支柱等の復旧や一部果実の摘果等により草勢の早期回復を図る。
- エ 希釈した追肥を施すか、尿素の葉面散布により草勢の回復を図るとともに、新しい敷きわら等を行う。

オ 茎葉、果実の病害防除を徹底する。

カ 滞水に弱いものは、その状況により直ちに収穫処分するほか、被害甚大で回復の見込がないものは適当な作物に作付転換する。滞水した所は土壌の乾燥を待って石灰を畑全体に散布して出来るだけ深く粗起して滞積有機物の分解を促すとともに酸度を調節する。

(3) 畜産

ア 県および畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理指導を行う。

イ 家畜の防疫に関して県に協力する。

ウ 県および関係業者と連携し、畜産農家が迅速かつ円滑に家畜の避難を実施できるよう支援する。

エ 県に家畜用飼料および飲料水の確保を要請する。

オ 県および関係業者と連携し、死亡畜が発生した場合畜産農家が円滑に処理できるよう指導する。

第15章 要員確保計画

[総務部総括班、支援要請班]

第1 計画内容

災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部員等の動員のみで労力的に不足するとき、および特殊な作業のため技術的な労力が直ちに必要なおける労働者の確保について定める。

第2 計画内容

1 実施責任

労働者の雇用は、応急対策を実施する機関においてそれぞれ行うものとする。

2 労務確保の方法

労働者の雇用については県内公共職業安定所を通じて、要員確保に努める。

3 救助法を適用した場合の労務の確保

県または職権の委任を受けた市長は、次の基準により労働者を確保するものとする。

(1) 応急救助の実施に必要な労働者は、次の救助を行う者に必要な補助者として最小限の労働者の確保を図る。

ア 被災者の避難

イ 医療および助産

ウ 災害にかかった者の救出

エ 飲料水の供給

オ 遺体の搜索

カ 遺体の処理

キ 救護用物資の整理配分および輸送

(2) 労働者の賃金の額

当該地域における通常の賃金に労務の内容を勘案して加算した額

(3) 労働者雇用期間

当該救助の実施が認められる期間

第 16 章 自衛隊災害派遣要請計画

[総務部総括班、支援要請班]

第 1 計画方針

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図ることを目的とする。

第 2 計画内容

1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命および財産の救援のため必要であり、かつその事態がやむを得ないと認められるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

(2) 避難の救助

避難者の誘導、輸送等

(3) 遭難者の捜索、救助

死者、行方不明者、負傷者等の捜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救助作業等に優先して実施する。）

(4) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込みおよび運搬

(5) 消防活動

消防機関への協力

(6) 道路または水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）

(7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市が準備）

(8) 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援

(9) 人員および物資の緊急輸送

緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他避難活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

(10) 炊飯および給水支援

緊急を要し他に適当な手段がない場合

(11) 救急物資の無償貸与または譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令 1 号）による。（ただし、譲与は県、市その他公共機関の救助が受けられず、

- 当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限る。)
- (12) 交通規制の支援
自衛隊車両を対象とした交通誘導を行う。
 - (13) 危険物の保安および除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置および除去
 - (14) 予防派遣
風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
 - (15) その他
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

2 災害派遣要請の依頼

- (1) 市長は、市域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。
- (2) 知事は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は次の事項を明らかにする。
 - ア 災害の状況および派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域および活動内容
 - エ 要請責任者の役職、氏名
 - オ 特殊携行装備または作業の種類
 - カ 派遣地への最適経路
 - キ 連絡場所、現場責任者氏名、標識または誘導地点等
 - ク その他参考となるべき事項

※ ア～ウ：必須事項

- (3) 市長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、文書または電話等で行う。ただし、緊急を要し文書で要請するいとまがない場合は、電話等で防災危機管理局に依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。

また、通信途絶等により市長が知事へ要求ができない場合は、その旨および災害の状況を第3 偵察戦闘大隊長に直接通知することができる。

通知を受けた第3 偵察戦闘大隊長は、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、直接自衛隊等を派遣することができる。

知事は陸上自衛隊今津駐屯地司令である第3 偵察戦闘大隊長を優先として、次により要請する。

優先順	要 請 先	所在地	電話等
1	今津駐屯地司令である第3偵察戦闘大隊長(以下「第3偵察戦闘大隊長(今津駐屯地司令)」という。)(窓口：第3係)	滋賀県高島市 今津町平郷	N T T：0740-22-2581 (内線 勤務時間内：235・272 勤務時間外：249) 県防災行政無線：171-0 (電話) 171-1 (FAX) 自衛隊防災用携帯電話：090-4030-1119
2	陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室	兵庫県伊丹市 緑ヶ丘 7-1-1	NTT：072-782-0001 (内線：2259)
3	大津駐屯地司令である方面混成団長(以下「方面混成団長(大津駐屯地司令)」という。)(窓口：訓練科)	滋賀県大津市 際川 1-1-1	N T T：077-523-0034 (内線：230・232) 県防災行政無線：100-714

3 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害救助、復旧機関と競合重複することのないよう、最も効果的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画および資材等の準備

自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関連のある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

ア 作業箇所および作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

エ 部隊との連絡責任者、連絡方法および連絡場所

(3) 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し、弾正公園（同所が使用不可能な場合はロクハ公園正面ゲート付近(同公園南ゲート付近は緊急消防援助隊が使用)）を使用させるものとし、次の施設等を準備するものとする。

ア 本部事務室

イ 宿 舎

ウ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）

エ 駐車場（車1台の基準は、3m×8m）

オ ヘリコプター発着場（2方向に障害物のない広場）

4 経費の負担区分

自衛隊の救護活動に要した経費は、原則として市が負担し、その内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 派遣部隊が救護活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料および修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料

(3) 派遣部隊の宿営および救難活動に伴う光熱、水道、電話料等

(4) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害（自衛隊整備にかかるものを除く。）の補償

(5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

第 17 章 応援要請計画

[総務部総括班、支援要請班、財務班]

第 1 計画方針

災害が発生した場合、各防災関係機関はあらかじめ定めてある所掌事務または、業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関や団体等に協力を求める等して災害対策の円滑な実施を期す。特に被害が広範囲におよぶ場合、市、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから県本部および県地方本部と連絡をとりながら被災していない他府県、市町、民間等の協力を得て応急対策を行うこととする。

第 2 県への応援要請

- 1 大規模な災害が発生し、市だけでは対応が不十分となる場合には、市長は知事（窓口・県防災危機管理局）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）または応援の斡旋を求める等して災害対策の万全を期す。
- 2 市長が県知事に応援または応援の斡旋を求める場合、県本部（防災危機管理局）に対し、次に掲げる事項について、口頭または電話でもって要請し、後日要請文書をあらためて送付するものとする。
 - (1) 災害の状況および応援を求める理由
 - (2) 応援を希望する機関名
 - (3) 応援を希望する人員、物資等
 - (4) 応援を必要とする場所、期間
 - (5) 応援を必要とする活動内容

第 3 他市町との相互協力

- 1 市長は、あらかじめ締結した広域市町間の災害時における相互応援協定に基づき、災害対策基本法第 67 条の規定による応援を要請する。

資料編 II：協定関係

第 4 公共的団体等との協力体制の確立

市は、区域内における公共的団体の防災に関する組織と相互の連絡を密にし、その機能が災害時に十分発揮できるよう体制を整備しておくものとする。

なお、これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止および初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。

- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) り災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他災害応急対策業務に関し協力すること。

なお、草津市内郵便局とは次の覚書を締結している。

「災害時における草津市と草津市内郵便局との相互協力に関する覚書」

資料編 II：協定関係

第5 民間との協力

市は、その所掌事務に係る民間機関・企業等に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協定の締結を含む協力体制の確立に努めるものとする。

1 必要な物資・機材等の調達

- (1) 野外用のテント
- (2) 避難所用の仮設トイレ
- (3) 避難所用の電気器具
- (4) 避難所用のストーブ等の暖房器具
- (5) 避難所用の毛布、衣料、生活必需品等
- (6) 避難者用等の食料
- (7) 避難所等における医薬品等（かぜ薬、軟膏等の軽易な医薬品）
- (8) 遺体进行处理する袋・棺等
- (9) ガソリン・軽油・灯油等の燃料
- (10) 避難場所の提供

2 必要な施設・業者等

- (1) 市内業者協会
- (2) 遺体进行处理する近隣の火葬場（甲賀市、亀山市、伊賀市等）
- (3) 倒壊家屋等の処理をする廃棄物処分場（市域外で近傍にある）および処分業者
- (4) 避難所等の汚水进行处理する汚水処理場（市域外で近傍にある）
- (5) 要介護者（重度）を避難させる施設として介護保険サービス事業所一・障害福祉サービス事業所
- (6) 高齢者等の避難行動要支援者（災害時要援護者）（軽度）を避難させるホテル・旅館等
- (7) 救援物資等を配送するトラック・運送会社
- (8) 避難所用に設置する臨時公衆電話

なお、建設工事市内業者協会とは次の協定を締結している。

「災害時における応急復旧支援に関する協定書」

資料編 II：協定関係

第6 各機関の協力および経費の負担

1 協力の実施

- (1) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応援措置の実施に支障のない限り協力または便宜を供与するものとする。
- (2) 各機関の協力業務の内容は、第1部第2章に定める防災業務大綱の範囲とし、協力方法は、各計画に定めるところによる。
- (3) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう必要に応じ、事前に協議を整えておくものとする。

- 2 国より、市に派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担方法ならびに、他府県、他市町村から市または県に派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担方法は、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

第7 応援職員の受け入れ

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体および各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

なお、応援職員の車両の設置場所等については、草津小学校グラウンド、草津中学校グラウンド、草津第二小学校グラウンド、ふれあい運動場とし、災害による被害状況や復旧状況を踏まえ、事前に協議の上決定する。

第18章 ボランティア対策計画

[救援部援護班、仮設住宅・建築班]

第1 計画方針

災害発生時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる自主的な活動が重要であることから、その活動環境を整備し、相互の協力関係を確立することにより災害時における災害応急対策実施に万全を期するものとする。

第2 計画内容

1 ボランティア活動支援体制

(1) 市ボランティアセンターの設置

災害発生時におけるボランティア活動の円滑な実施を確保するため、常設の機関もしくは災害時に直ちに立ち上げ可能な機関として「草津市災害ボランティアセンター」を設置し、草津市社会福祉協議会の協力を受ける。市ボランティアセンターは、ボランティアの申し出や避難所等におけるボランティア需要を把握し、県災害ボランティアセンターおよび県災害対策本部に対し必要とされる分野・人数等の情報提供を行い、被災者のボランティア需要に対応するものとする。

(2) 災害発生以前の措置

市ボランティアセンターは、平常時から防災関係団体やボランティア団体の登録を行うとともに、これらの登録者の中から、災害時の活動を指示・統括できるボランティアリーダーを育成する。

(3) ボランティア拠点の設置

多数のボランティアを必要とする場合は、広域避難所等の防災拠点の一部をボランティア拠点として提供する。また、特殊技能を有するボランティア等必要としているボランティアの分野や場所に関する情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを図る。

(4) ボランティア支援活動

- ア 災害対策情報等各種情報の提供、必要場所への派遣要請
- イ ボランティアとの協議・連絡調整
- ウ ボランティア活動に必要な資機材の提供
- エ その他の協力支援

2 ボランティア活動実施体制

ボランティア活動は、各民間団体およびボランティアによる自主的活動にゆだねられるが、市および防災関係機関はこれと協力、連携して円滑な救援活動を実施する。

(1) ボランティアの種類

ア 専門ボランティア

医師等専門技術を有するボランティア（被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等）の派

遣に関しては、医師会等と協議のうえ、援護班および仮設住宅・建築班が受入れを行い、必要な場所に派遣する。

イ 一般ボランティア

平常時から連携している自主防災組織やボランティア団体を中心となって活動する。なお、多数のボランティアを必要とする場合は、テレビ・ラジオ等を通じて一般ボランティアの募集を行う。

(2) ボランティア活動の内容

ボランティアの活動内容は以下の業務とし、災害の状況等によって必要があれば適宜変更、追加する。

ア 避難者誘導奉仕	避難者を安全地帯に誘導避難させる。
イ 緊急奉仕	被災者の救出および救護にあたる。
ウ 炊出奉仕	被災者等への炊出しを行う。
エ 避難所奉仕	避難所に収容したり被災者の世話を行う。
オ 物資配給奉仕	食料、衣料、その他給与物資を被災者に配給する。
カ 情報伝達奉仕	無線による災害状況の伝達や手話通訳等のコミュニケーション支援を行う。
キ その他	被災者の家財等の監視、義援金品の募集およびその受付事務、義援物資の整理、輸送、配分

3 活動要請

応急対策の実施のため、協力団体によるボランティアの必要があると認めるときは、その作業の種別により、その作業に適応した団体へボランティアの要請をするものとする。また、防災の各関係機関において協力団体のボランティアを必要とするときは、市本部または市ボランティアセンターを通じて協力団体に要請する。

なお、協力団体に要請する場合は、ボランティア作業の内容、場所、人員および期間等を記載した文書によることとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、口頭によって連絡するものとする。

4 その他

ボランティア活動の実施については、おおむね次の事項について記録し、保管しておくものとする。なお、ボランティアは、ボランティア保険に加入するものとする。

- (1) ボランティアに参加した団体の名称および人員
- (2) ボランティアの作業内容および期間
- (3) 災害ボランティア活動に際しての、ボランティア保険加入状況
- (4) その他必要な事項

5 災害ボランティアへの支援

災害発生直後から復興活動に至るまで、避難所の運営、炊き出し、医療、安否確認活動、生活情報の提供等、多種多様にわたって大きな役割を担うボランティアについて、効果的な支援活動ができる体制の確立、育成は必要不可欠であり、草津市社会福祉協議会等の関係機関および市内各事業所の協力を得て、災害時におけるボランティア活動への支援を推進する。

(1) 災害ボランティアセンターの開設

災害発生後、多数の災害ボランティアの申し込みが予想される場合、原則としてさわやか保健センター1階視聴覚室およびロビーに災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア活動に必要な情報の提供、相談、登録等を行う。

なお、運営にあたっては、市対策本部および草津市社会福祉協議会等の関係機関が協力し行うこととする。

(2) 災害ボランティアの活動内容

ア 専門的な知識、技能、免許等を必要とする業務

- ・医療活動、救護活動、（医師、看護師等）
- ・救護物資の配送（大型免許）
- ・高齢者、障害者等避難行動要支援者（災害時要援護者）の介助（重度障害者に対する介助、手話通訳、ホームヘルパー等）
- ・宅地危険度判定
- ・外国語通訳
- ・その他専門的な業務

イ 一般的な業務

- ・避難所の運営補助
- ・炊き出し
- ・被災者の安否確認
- ・倒壊および被災建物の清掃
- ・情報収集、伝達
- ・その他状況に応じた業務

(3) 県災害ボランティアセンターとの連携

県災害ボランティアセンターが設置された場合には、市災害ボランティアセンターは県センターと密接な連携を図るものとし、市対策本部とともに、県センターに対し、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について速やかに報告するものとする。

(4) コーディネーター等の養成

市は、ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成を図るとともに、企業や各種団体に対して、組織的な社会貢献としての災害時支援ボランティア活動への参加を呼びかける。また、個人のボランティア希望者に対しては講座開催等によりグループづくりの支援を行う。

(5) ボランティア拠点の整備

災害時の支援に集まったボランティアの円滑な活動を確保するためには、行政による調整だけでなく、ボランティア主導による活動の調整が必要である。従って、災害時には、地域防災拠点の一部をボランティア拠点として確保のうえ、会議室や情報連絡設備等を整備し、ボランティアが活動しやすい環境整備を図る。

(6) 広域応援体制の整備

災害時におけるボランティア活動の円滑な立ち上げを図るため、ボランティアの

幹旋、隣接市へのサポート等予め相互に応援可能な事項を確認のうえ、市町相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援協定の締結等、応援体制を整備する。

(7) ボランティア保険の加入

災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア保険に加入するものとする。

第 19 章 避難行動要支援者(災害時要援護者)対策計画

[避難対策部避難所班、救援部要支援者支援班]

第 1 計画方針

災害発生時には、高齢者、障害者等の要支援者は、迅速かつ的確に避難行動をとることが困難であり、特に危険にさらされることから、これら要支援者のハンディキャップの内容、程度に応じて適切な応急対策を講じる。

第 2 要援護者応急対策

(1) 災害発生以前の対策

- ア 隣近所や自治会における要支援者に対する救護・支援体制の整備
- イ 緊急時の相談先・連絡先の周知、徹底
- ウ 避難用出入口、避難経路等の確保と指導
- エ 地域社会の協力による要支援者に対する支援対策の確立
- オ 福祉専門家との連携体制の確立

(2) 応急対策の内容

- ア 民生委員やボランティア等による生活支援・相談
- イ 専門家による健康相談および精神的ダメージのケア
- ウ 巡回医療等の実施
- エ 仮設住宅や公営住宅への優先入居
- オ 特別な食料その他必要物資等の確保および供給
- カ 避難所における介護スペース等の避難環境整備と配慮
- キ 二次避難が必要な要支援者の福祉避難所（老人福祉施設、医療機関等）への収容
- ク 要支援者のホテル、旅館等への緊急収容
- ケ 避難所における男女のニーズの違い、多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した介護
- コ 介護内容に応じた支援体制の確保
- サ 長期支援体制の確保

(3) 浸水想定区域にある要援護者施設に対する対策

浸水想定区域にある要支援者施設については、【警戒レベル 3】高齢者等避難の迅速な伝達、避難支援等以下の対策を速やかに実施し、要支援者の安全確保を図る。

- ア 要支援者施設情報伝達網に基づく【警戒レベル 3】高齢者等避難の確実な伝達
- イ 安全な指定避難所への避難支援と誘導の実施

第 3 対象別の応急対策

(1) 高齢者への応急対策

- ア 避難する場合の支援者による介護・支援の実施
- イ 寝たきり老人等の福祉施設への一時的入所措置

- ウ 食事に関する配慮
- エ ホームヘルパーや保健師、看護師による支援および相談
- (2) 障害者への応急対策
 - ア 障害者への支援者による介護・支援の実施
 - イ 福祉施設への一時的入所措置
 - ウ 被災直後の安全対策指導
 - エ 公的サービスによる支援および相談
 - オ 視覚障害者、聴覚障害者へのコミュニケーション支援
- (3) 外国人およびその他避難行動要支援者(災害時要援護者)の応急対策

語学ボランティアを確保し、各国語による相談窓口、広報板等を設置して対応する。
- (4) 福祉避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者(災害時要援護者)への対策

市は、要支援者のうち介護を必要とし、関連する社会福祉施設等に入所を必要とする者について、入所先の検討・調整を行う。市内の施設に入所できない場合、県に検討・調整を要請する。

第 20 章 帰宅困難者対策

[総務部総括班・避難対策部避難所班]

市は鉄道事業者と運転状況や復旧時期、運転開始時期、代替交通機関等の情報について情報共有を行い、帰宅困難者への交通状況に関する情報提供を支援するとともに、コンビニ等、県の災害時帰宅困難者支援協定施設やトイレや飲料水に関する情報、道路等の被害状況および危険地域に関する情報、医療救護施設の場所に関する情報等を提供する。

また、帰宅困難者を一時収容施設への誘導あるいは情報提供をおこない滞留者の安全確保に努める。

第 21 章 災害警備計画

[草津警察署]

第 1 計画方針

草津警察署は、防災関係機関との緊密な連携のもとに災害警備対策を推進し、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、市民等の生命および身体の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第 2 計画内容

1 草津警察署の任務と活動

草津警察署は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において警察法および災害対策基本法に基づき、市民の生命、身体および財産を保護し、治安の維持、交通の確保、犯罪の予防にあたり、関係機関と緊密な連携のもとに次に定める警察活動を行う。

- (1) 警備体制の確立
- (2) 情報の収集・伝達および被害状況の迅速確実な把握
- (3) 住民の避難誘導、被災者の救出・救助、その他二次災害の防止
- (4) 行方不明者の搜索、遺体の検視
- (5) 交通規制の実施および緊急交通路の確保
- (6) 社会秩序の維持
- (7) 情報管理に関する措置
- (8) 自発的支援の受入れ
- (9) その他草津警察署長が必要と認める活動

2 風水害時の災害警備本部等の設置

(1) 災害警備本部

県内において、台風、大雨、暴風、洪水、大雪等により、大規模若しくは、相当な災害が発生し、又は発生すると認めたときに設置する。

(2) 災害警備連絡室

県内において、大雨、暴風、洪水、大雪等の警報が発表され、災害が発生したとき又は県内及び近隣府県の気象の状況等から災害が発生するおそれ大きいと認めたときに設置する。

第 22 章 雪害応急対策計画

[総務部総括班・避難対策部避難所班・建設部道路班]

第 1 計画方針

積雪に伴う大規模な立往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に各機関が連携を図りながら、乗員保護支援を行う。

第 2 計画内容

(1) 防災知識の普及

市は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて周知に努めるものとする。
また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し注意喚起に努めるものとする。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

各道路管理者は滋賀県冬期情報連絡室等を通じて、除雪や通行止めの情報を共有し、相互に接続する道路の除雪等の連携に努めるものとする。

(3) 大規模車両滞留発生時の乗員保護について

道路管理者および近畿地方整備局、近畿運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第5部 災害復旧計画

第1章 公共施設の災害復旧計画

[各部各班]

第1 計画方針

災害復旧においては、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度の災害発生と被害の拡大を防止するため、必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備えることが重要である。従って、将来を見越した事業計画の樹立を図りながら、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事の実施を推進することとする。

第2 計画内容

1 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧計画

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上・下水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) 復旧上必要な金融その他資金計画

(11) その他の計画

2 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため指定行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画

災害発生後、市は速やかに公共施設の被災状況調査の実施、必要な資料の調整、

被災施設の復旧事業計画の作成等、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速な実施に努める。

(3) 緊急調査の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合には公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

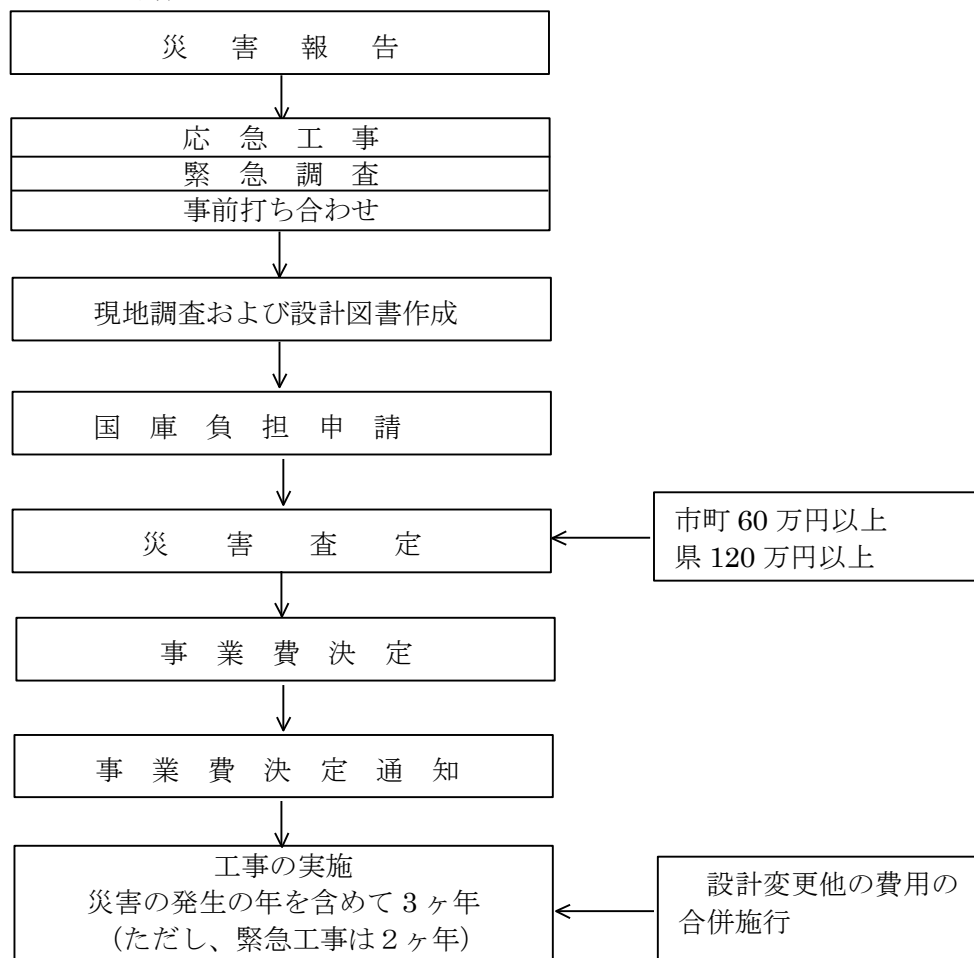
関係機関は、連絡調整を十分図り、復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、再度災害の速やかな防止に効果のあがるよう、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

(6) 公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、下水道、公園、急傾斜地崩壊防止施設）の取扱い手続きは次のとおりである。

ア 公共事業について



なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

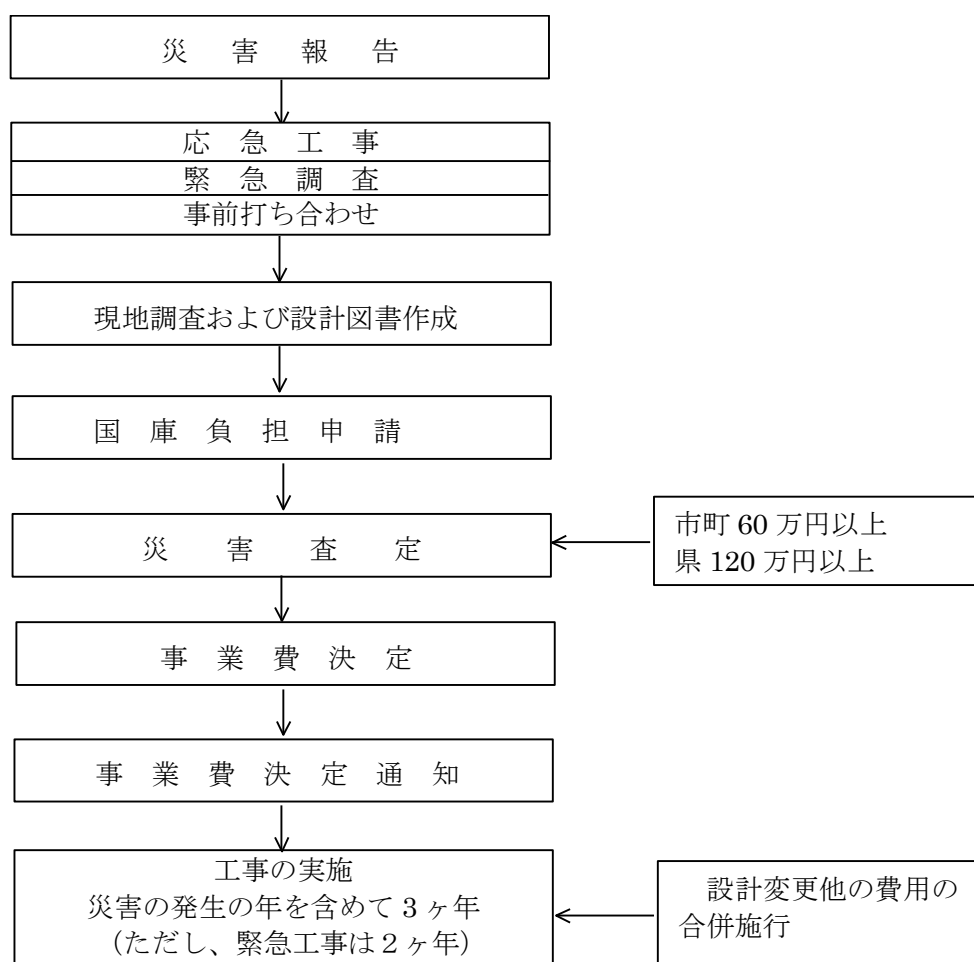
イ 小災害の措置について

上記以外の小災害(上記の国庫災害からはずしたものを含む)で、将来再び出水等の際に被害の原因となると考えられるものについては、県・市の単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実現に努めるものとする。

(7) 農林水産業施設災害復旧(農地・農業用施設)の取扱い手続きは次のとおりである。

ア 農地・農業用施設災害復旧事業(暫定法)



なお、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、同施行令、同施行規則、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱、同査定要領、その他通達により運営される。

イ 小災害の措置について

暫定法の対象とならない災害復旧事業については、市の単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

(8) 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を遵守して、管轄警察署に対し、「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の紹介等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

第2章 災害復旧事業に伴う財政援助および助成計画

[総務部財務班、各部各班]

第1 計画方針

災害復旧事業は、市長等の地方公共団体が提出する資料等に基づき決定され、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担し、または補助して実施される。なお、激甚災害については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）に基づき、特別の財政援助等が受けられる。

第2 計画内容

1 法律に基づき国が一部負担または補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物処理および清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県および市は災害の状況を速やかに調査し実状を把握して早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条、令2～3条）

ア 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害改良復旧事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業で、国の負担割合が3分の2未満のもの（道路、砂防を除く。）

ウ 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災

害復旧事業

エ 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第 8 条第 3 項の規定の適応を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業

オ 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第 40 条（地方公共団体が設置するもの）または第 41 条（社会福祉法人または日本赤十字社が設置するもの）の規定により設置された施設の災害復旧事業

カ 児童福祉施設復旧事業

児童福祉法第 35 条第 2 項から第 4 項までの規定により設置された施設の災害復旧事業

キ 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第 15 条の規定により設置された特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第 28 条第 1 項または第 2 項の規定により県または市が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

ケ 障害者支援施設等災害復旧事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 79 条第 1 項もしくは第 2 項または第 83 条第 2 項もしくは第 3 項の規定により県または市が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス（同法第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援または同条第 14 項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

コ 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法第 36 条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症予防法に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

シ 感染症予防事業

激甚災害のための感染症予防法律第 58 条の規定による県の支弁に関する感染症予防事業

ス 堆積土砂排除事業

(ア) 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体またはその機関が施行するもの。

(イ) 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたも

のまたは市町村長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が施行するもの

セ たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ha以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農林水産業の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業および災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1箇所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について、1箇所の工事費用を13万円に引き下げる等して補助対象の範囲を拡大する。

ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。

(ア) 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円（ただし、政令で定める資金として貸付られる場合については600万円）とし、償還期間を6年（政令で定める資金については7年）とする。

(イ) 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

エ 土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助

激甚災害等に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ha以上である区域で農林水産大臣が告示した場所

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置

(ア) 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業共同組合等の再建資金の借入に関する付保限度額を別枠として設ける。

(イ) 災害関係保証の保険についてのてん補率は100分の80とする。

(ロ) 保証料率を引き下げる。

イ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長

激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において中小企業

近代化資金等助成法によって貸付を受けた貸付金について、2年を超えない範囲内で償還期間を延長することができる。

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 災害復旧関係補助基準

災害を受けた水道施設の復旧に対しては、国庫補助があるが、従前の国庫補助基準を示すと以下のとおりである。

ア 国庫補助事業となる復旧事業費の要件

上水道（市の場合）

復旧費の額 1,900,000 円以上でありかつ（給水人口）×130 円以上の場合

イ 補助率 1/2

ウ 工事の内容

復旧工事は原形復旧とする。

(5) その他の財政援助および助成

ア 公共社会教育施設の災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣と協議して定める施設で法第16条の規定によりその災害の復旧に要する経費の額が1の公立社会教育施設ごとに60万円以上が対象となる。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額をその学校の児童または生徒の数で除して得た額が750万円以上で、1つの学校について、幼稚園は60万円以上、盲学校・聾学校および養護学校は90万円以上、小・中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短大は240万円以上、大学は300万円以上の場合である。

ウ 私立学校振興会の業務の特例

エ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

オ 母子および寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、指定地方公共団体である県が被災者に対する母子および寡婦福祉資金の貸付額の財源として特別会計に繰り入れられた額の3倍に相当する金額を県に対して貸付ける。

カ 水防資機材費の補助の特例

次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。

(ア) 県に対しては、補助する場合は、激甚災害に関し県が水防のため使用した資材の取得に要した経費が190万円を超える県の区域

(イ) 水防管理団体に関しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域。なお、補助率は3分の2である。

キ リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

ク 産業労働者住宅建設資金融通の特例

- ケ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- コ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3章 災害復旧資金計画

[総務部財務班]

第1 計画方針

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

第2 計画内容

1 市の措置

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。
- (3) 普通交付税の繰上交付および特別交付を国に要請する。
- (4) 一時借入金および起債の前借等により災害関係費を確保する。

2 近畿財務局の措置

- (1) 必要資金の調査および指導

災害発生の際は関係機関と緊密に連絡のうえ、市の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

- (2) 資金運用部地方資金の貸付

地方公共団体が、緊急を要する災害応急復旧等の支給に充てるための災害つなぎ資金として資金運用部地方資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲で短期貸付けを行う。

災害復旧事業に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、資金運用部地方資金をもって措置する。

- (3) 国有財産の無償貸付け等の措置

災害等のため必要があると認められる場合には、管理する国有財産について、国有財産法等関係法令の定めるところにより、地方公共団体からの申請をもって、無償で貸し付ける等の措置を行う。

- (4) 金融機関による緊急措置の斡旋指導

被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関相互間の申し合わせ等により、次のような非常措置をとりうるよう斡旋指導を行う。

ア 融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済条件の緩和等の措置

イ 預金通帳等の滅失した預金者に対する預金の便宜払戻の取扱い。

ウ 被災者に対する定期預金、定期積立金の期限前払戻、または預金を担保とする貸出金等の取扱い

エ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を求めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置

オ 生命保険金または損害保険の支払いの迅速化および保険料の支払い猶予等の措

置

カ 損害日本銀行券および補助貨幣の引き替えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

(5) 証券会社等による緊急措置の要請

ア 預り証等を滅紛失した顧客に対する預り金の便宜払出の取扱い

イ 有価証券の売却代金の即日払い等の取扱い

ウ 売買立会時間の臨時変更等、証券取引所の会員証券会社等の売買取引および受渡決済についての措置

第4章 災害復旧事業に必要な金融およびその他資金計画

[各部各班]

第1 計画方針

災害により被害を受けた農林漁業者、中小企業者の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため各種の融資を実施する。

第2 計画内容

1 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者または団体の復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災融資法

法の規定に基づき、指定された天災により被害を受けた農林漁業者に必要な資金を融資する。

ア 貸付対象事業

種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）稚魚、稚貝、餌料、漁具用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造または取得に必要な資金、その他農林漁業経営に必要な資金

イ 貸付利率：年3%から6.5%以内

ウ 償還期限：6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）

エ 貸付金額の限度

被害農林漁業者当り200万円以内（激甚災害のときは250万円）

オ 貸付機関：農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関

カ 担保：保証人

キ その他：市長の被害認定を受けたもの

(2) (株)日本政策金融公庫（農林水産事業）

農林漁業者およびその組織する団体に対し、被害を受けた施設等の復旧資金等を貸し出しするが、その概要は次のとおりである。

ア 担保：保証もしくは担保

イ その他：農・漁業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、農林中央金庫等に申し込む。

① 滋賀県水産振興資金災害対策利子補給補助金交付要綱

天災により被害を受けた漁業者等の再建と経営の安定に要する資金の概要は次のとおりである。

ア 資金の総称：滋賀県水産振興資金

イ 貸付対象：知事が定めた天災により被災を受け、知事の災害認定を受けたものに限る。

ウ 貸付利率：年 2.0%以内

エ 償還期間：7 年以内（据置 1 年を含む。）ただし、漁具資金については 5 年以内（据置 1 年を含む）

オ 貸付限度額：養殖施設（魚貝類）	700 万円
養殖施設（真珠）	500 万円
加工施設	700 万円
漁船	500 万円
漁具（えりを除く）	500 万円
漁具（えり）	800 万円

カ 貸付機関：滋賀銀行

キ 担保：保証

② 農業災害補償

農業保険法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等が、災害補償業務を迅速かつ的確に行い、また仮払いによる共済金の早期支払ができるよう措置する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）および政策金融機関（（株）日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）の融資ならびに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金ならびに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

市は、国、県ならびに政策金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) 一般金融機関および政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。

(5) 県信用保証協会に対し、積極的に別枠保証の要請を行い資金の円滑化を図る。

3 住宅復興資金

県および市は、住宅金融支援機構等の住宅再建融資の斡旋を行う。

第5章 被災者への支援計画

[救援部援護班、総務部調査班、日本郵政株式会社、NTT 西日本株式会社]

第1 計画方針

被害を受けた地域住民の安定を図るため前各章に掲げるほか、被災者に対して次の対策を講ずる。

第2 計画内容

1 被災者に対する職業の斡旋

- (1) 被災により他に転職を希望する者に対して、公共職業安定所は、本人の希望適性等を考慮し、適当な求人を開拓して積極的に就職の斡旋を行う。
- (2) 被災者の就職を促進するため、公共職業訓練への受講を勧めるよう努める。
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置について

ア 証明書による失業認定

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、出頭可能となった最初の失業認定日に証明書により失業給付を行うものとする。

イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

政府が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条に定める災害のため、雇用保険の適用事業者が休業し、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被災保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

ウ 被災事業者に対するもの

災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対し、必要があると認めるときは保険料の延期の特別措置を認める。

2 市税の徴収猶予および減免等の措置

市は、風水害等の被災者に対して、市税等を納付することができないと認める時は、減免、徴収猶予等の措置をとるものとする。

(1) 市民税、固定資産税の納付期限の延長

市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法またはこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

(2) 国民健康保険税の減免等

市長は、国民健康保険税の納税者から災害その他特別の事情がある者について特に必要があると認める場合においては、当該納税者の申請によつて国民健康保険税を減免し、または3月を超えない限度においてその納期限の延長をすることができる。

3 生活保護

被災者の生活確保のため県および市は、生活保護法に基づく保護の要件に適合して

いる被災者に対しては、その実状を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保証する措置をする。

4 郵政関係保護

災害が発生した場合、その被害状況ならびに被災地の実情に応じて郵政事業にかかる災害特別事務取扱いおよび救護対策を実施する。

(1) 郵政関係

ア 小包郵便物の料金の免除

災害地の被災者の救助を行う地方公共団体または日本赤十字社にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物の料金を免除する。

イ 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、り災世帯当り通常郵便はがき 5 枚以内および郵便書簡 1 枚を交付する。

ウ 利用の制限および業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便利用を制限し、または郵便の業務の一部を停止することができる。

(2) 電報、電話関係

被害地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、[NTT 西日本株式会社](#)と連絡のうえ、通信のそ通確保等について万全の措置を実施する。

(3) 為替貯金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して払い戻し等の非常取扱いを行う。

(4) 簡易保険・郵便年金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して保険金、貸付金等の支払い、保険料等の払込み等の非常取扱いを行う。

(5) 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請をまって、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により送金する場合における通常払込および通常振替の料金免除の取扱いを実施する。

5 災害弔慰金等支給ならびに援護資金等貸付計画

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給ならびに低所得世帯に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図りあわせて生活の安定化を促進するものとする。

(1) 弔慰金等の種類

弔慰金等には、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくものとして災害弔慰金、災害障害見舞金および災害援護資金があり、その他生活福祉資金災害援護資金がある。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくもの

市長は条例に基づき、一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用する。

ア 災害弔慰金

(7) 対象災害

- ・市において住居が5世帯以上滅失した災害
- ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害
- ・県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害
- ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害

(4) 支給額

- ・死亡した者が生計維持者である場合 500万円以内
- ・死亡した者が生計維持者以外の場合 250万円以内

イ 災害障害見舞金

(7) 対象災害

前項の災害弔慰金と同じ

(4) 支給額

- ・障害者となった者が生計維持者である場合 250万円
- ・障害者となった者が生計維持者以外の場合 125万円

ウ 災害援護資金

(7) 対象災害

災害救助法による救助が行われた災害または県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある災害

(4) 貸付対象

自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯。(住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和)

1人 220万円

2人 430万円

3人 620万円

4人 730万円

5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額

(7) 貸付限度額

被災世帯の被害状況により、150万円以上350万円以内

(8) 貸付条件

- ・償還期間 10年(据置期間3年を含む)
- ・年利 保証人ありの場合 無利子
保証人なしの場合 1.5%(据置期間中は無利子)

(3) 生活福祉資金災害援護資金の貸付

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として次のとおり貸付を行う。なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象者は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

ア 取扱い機関

滋賀県社会福祉協議会および草津市社会福祉協議会

イ 貸付限度額

150 万円以内（住宅資金との重複貸付の場合 350 万円以内）

ウ 貸付条件

据置期間 1 年以内 償還期限 7 年以内

年 利 3%（据置期間中は無利子）

(4) 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

資料編 I-6：草津市災害弔慰金の支給等に関する条例

資料編 I-7：草津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

資料編 I-8：草津市り災見舞金およびり災弔意金交付要綱

資料編 I-5：被災者生活再建支援法